

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌

経済科学通信

第26号

1979年11月

——シンポジウム・現代の階級理論と労働者階級（II）——

第1部 最近の階級理論の諸潮流をめぐって（討論）

芦田 亘／池上 悅／後藤 康夫
成瀬 龍夫／二宮 厚美（1）

エコロジー経済学の大工業論および資源論批判

——資源論研究序説—— 戸名直樹（12）

労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（下）

——炭鉱離職者援護会と雇用促進事業団に着目して—— 松田和男（25）

研究展望

日本資本主義論の課題と方法 山崎隆三（43）

『講座現代経済学』の刊行をめぐって（2）

講座Ⅱ・Ⅲ巻『資本論と現代経済』を読んで 服部文男

黒滝正昭（51）

『資本論』と工場法

——講座第Ⅰ巻への論評—— 小森治夫（57）

修了論文作成の苦労話 上田秋助（62）

書評

繆坂 真ほか編『ヘーゲル論理学入門』 勝木吐夢（66）

雑誌文献紹介（3） （70）

基礎研だより

5年目を迎える夜間通信研究科 （77）

基礎経済科学研究所

第1部 最近の階級理論の諸潮流 をめぐって(討論)

出席者 芦田 亘 池上 慎 後藤康夫

成瀬龍夫 二宮厚美

司会 森岡孝二

司会 本誌編集局ではシンポジウム「現代の階級理論と労働者階級」を企画し、前号では第一部「最近の階級理論の諸潮流」をテーマに、成瀬龍夫「現代の労働者階級論争をめぐって」、芦田亘「国家論と階級論——ミリバント・プランツァス論争から——」、林弥富「『現代高度産業社会』と社会学的階級論」、二宮厚美「法人資本主義論と階級論」、という四つの報告を掲載いたしました。本日はこれらの報告あるいは問題提起をうけて討論をおこない、階級論争・階級理論の現状と課題について理解を深めていきたいと思います。

はじめに四つの報告の論点をごく簡単にふりかえっておきますと、まず第1の成瀬さんは、階級をめぐる理論問題が今日の危機の時代の一つの争点になっていることに関して、「現代資本主義社会に関するあらゆる理論的見解が最後に示さなければならぬ結論がこの階級問題、階級論の領域にあるからだ」というようにきりだしています。そのうえで成瀬さんがとくに問題にしているのは、管理労働や事務労働やサービス労働や公務労働の比重が増大したという現実をまえにしての労働者階級の概念規定に関する論争、マルクス主義の内部での国際的な性格を帯びた論争です。それによれば、労働者階級を生産的労働者に限定して、その他の給与取得者を「中間」的存在の階層とするフランスのマルクス主義者たちの「新階層設定」論と、さきの現実を労働者階級の質量的発展のもとでの内

部構成の変化とみる日本の「内部構成変化」論とが対比され、理論的には後者の立場が正当ではないかと主張されています。どちらをとるにせよ、ここでは「階層」概念の検討をきけてとおるわけにはいきません。

第2の芦田さんの報告は、階級論は経済学と国家論とをつなぐ要の位置にあるという見地から、国家論と階級論とにまたがるイギリス人ミリバントとフランス人プランツァスの論争を取り上げたものです。現代資本主義における階級対立、階級闘争の発展を否認し蔽い隠す種々のイデオロギーを批判しようとすれば、諸階級の経済的関係ばかりでなく、政治的、イデオロギー的関係や国家形態を全体として問題にしなければなりませんが、このばあいにもいわゆる中間階層の位置づけが問題となります。またそれとの関連で政治的同盟の問題がでてきます。芦田さんの論争整理は、諸階級からの国家の相対的自立性を強調するプランツァスにたいしてより批判的であって、労働者階級や住民が自主的につくりだす社会的諸組織や制度をも国家装置とするプランツァスの理論では、労働者階級と中間階層との民主主義的連帯を発展させる諸条件を解明する道が閉ざされてしまう、と指摘されています。ここでは階級論と国家論における民主主義論をどうきたえなおすかという課題が提起されているよう思います。

第3の林さんの報告は、社会学を専攻している立場から、ブルジョア理論の側からする最近

の「新中間層」論を批判するとともに、『先進社会の階級構造』を著したA・ギデンスの社会学的階級論を紹介しています。「新中間層」論として取り上げられているのは飯田経夫氏の見解ですが、その特徴は、人口の圧倒的多数を「新しい中間層」とみて、従来の体制選択や保革対立の図式の「無意味化」を説き、変革の問題を「新中間層」の政治・経営運営における「委任か参加か」に収斂させてしまっていることにあります。その点、キデンスの階級論は少しづちがっていて、財産にもとづく支配の敗退を説く従来の産業社会論を批判し、経済権力と財産所有と利潤動機との結びつきをともかくも認めています。いずれにせよ、ブルジョア的・社会学的階級論も、政治・経営運営における労働者の自治や管理や参加を議論せざるをえなくなっているという点は、現代の争点を示していく注目されます。

最後の二宮さんの報告は、資本家階級をどう把握すべきかということにかかわって、はやりの法人資本主義論を検討したものです。この法人資本主義論というのは、現代日本の企業集団は「個人所有」にかわる「法人所有」によって支配されていると考え、そこからいわゆる「日本的集団主義経営」の特徴づけをおこなう議論なのですが、これを二宮さんは「法人所有範疇と日本の経営に注目した日本と欧米間の比較風土・文化論」としています。この背後には、1970年代に入っての日本経済の危機、金融資本の利得様式の変化などがありますが、階級論の問題としては、ある意味で資本家なき資本主義という主張にいきついているわけですから、株式会社制度を基礎とし擬制資本の運動を媒介とする金融資本のもとで、所有と労働との分離・対立をどのように理解するかということが基本論点の一つになるかと思います。

階級論争の客観的、思想的背景

司会 以上に四人の報告をきわめて簡単に要約させてもらったわけですが、これらの報告をうけた本日の討論では、まず、なぜ今日、階級

概念および階級理論をめぐる議論が沸騰するにいたったのか。その客観的、思想的背景についてご意見あるいは感想を出していただきたいと思います。

後藤 その点で注文を一つ。いま問題になっているような階級論や中間階級論に似た議論は「高度成長」がはじまったときにもあったのではないか。「戦後は終った」といわれたのは、たしか55年ですか？そのころ論壇ではちょうど市民社会論から大衆社会論へという状況にあり、マルクス主義に鋒先が向けられる。マルクス主義の内部でも、「現代マルクス主義者」を名のる人々によって、資本主義も労働者階級も変わったという主張がされました。このかぎりでは、「高度成長」の破綻という客観情勢の変化はあるものの、またぞろ同じような議論が出てきているような気がしないでもない。そこで、かつての「高度成長」の出発点の議論と現在の「高度成長」が破綻した時点での議論との違いを、それぞれの背景にまできかのぼって説明してもらえるとありがたいのですが。

司会 二宮さんいかがですか。報告でもそのへんに簡単に触れられていましたが。

二宮 戦後階級論が国際的にもおおきく議論されたのは、報告にもありましたが、何といっても50年代末から60年代にかけての労働者階級の概念規定でしたし、その後、「新しい貧困化」にしても、管理・技術労働者を中心とした「新しい労働者階級」の問題にしても、ともかく戦後高度成長期における労働者の状態なりその内部構成をめぐる議論が中心でした。日本では、農村からの労働力の移動などを背景として、一面では「労働者階級」の進展がいわゆる「市民化」とダブル側面をもってくるから、絶えず「階級と市民」というテーマがくりかえしあらわれてきたわけですね。

他方では、弁護論的な階級消滅論や諸階級の収斂化が高度産業社会論だの所得革命論だのと結びついて論じられてきたことは周知の通りですが、これが「市民化」論と合流すると、日本の市民社会化なり産業社会化なりを基盤にし

て階級論における多元化論がうまれ、ウェーバー流の営利や地位、権限獲得などのチャンスの平等化と、そのチャンスをものにしうるかどうかによる社会の多元化論がでてきたように思います。これが所有と労働という社会の二大範疇を武器とした階級論と対立したことはいうまでもないのですが、最近流行の、ぼくの分担した法人資本主義論は、これまでどちらかといえば労働の側に力点をおいた階級論をいわば転換して、所有の側から、それもいささか原則を逸脱した形で、労働と所有をめぐる論争をひきおこしてきた。こういう状況だと思います。

司会 後藤さんの注文に発言をさしはしませんと、アメリカ直輸入の大衆社会論や産業社会論が流行した「高度成長」期には、マルクス主義の側の階級論はどちらかといえば守勢に立たされていた。「現代マルクス主義」を名のる人々は、大衆社会論にたいして、それを批判するというよりはむしろ受け入れる側にまわった。ところが、近年の階級論は、「高度成長」の破綻が明白になったことで、しかもいくつかの資本主義国でいろんな困難をかかえながらも政治変革が現実の日程にのぼってきたことで、いわば国家と革命の理論として議論されるようになってきた。その点ではたなんなるみなおしではなく前向きの論争に変わってきている。そう考えることができます。この観点からみれば、ブルジョア理論からの新旧の論点をおりませたマルクス主義的階級論への全面攻撃は、マルクス主義が新たな前進を開拓したことについての反撃と考えてよいのではないかと思うか。

芦田 ぼくもそう思います。今度は攻勢的な形で階級論が展開されているという点に特徴がある。そのことはヨーロコミニズムについても、日本の労働者階級の運動と民主主義、あるいは民族国家・国民国家の形成を労働者階級が担うという課題についてもいえます。とくに、現在の社会主义社会にたいする反省もあって、資本主義の高度な文化および生産力をひきついだ社会生活の全般にわたる労働者の発達と民主

主義の徹底の問題が見なされ、その点から生産点の賃金労働者以外の役割が問題になるなど、階級にたいする見方が非常に広くなつたような感じがしますね。そこでたとえばレーニンがいうような階級の規定、経済過程における階級の規定だけではすまされなくなり、生産的労働にたずさわる狭義の労働者階級と広義の労働者階級に入るような知識層や給与生活者とを同じく労働者階級の発展としてどう説明するといふことがいちばん問題になってくるわけです。そこから「新中間層」の問題も出てくるし、成瀬さんのいうようなフランスのとらえ方と日本のとらえ方との違いも出てくる。いずれにせよ、ようやく階級というものが資本主義的文化と民主主義の発展とのかかわりにおいて議論されるようになってきたのではないかと思います。

後藤 ぼくの関心からいうと、「新しい労働者階級」をめぐっては、戦後の科学技術革命といわれるような、50年代初頭にはまだみられなかつた、巨大な生産力の展開、いわゆる「新鋭重化学工業化」、これを現実が新たに提起したということが、大量の高学歴の技術者や職員層をどう位置づけるかという問題を生みだした。そういう高度成長の事実にそくした、あるいは現実に根ざした議論が出てきた。これは変革の主体形成や階級結集の試みにかかわる問題であり、こうした人々をどう位置づけて、それぞれの社会的役割をどう果していくのかという問題です。実践的にはすでに科学者運動などで提起されていて、あるいは実践の方がすすんでいたことで、それをどう理論化するかという問題として出されてきたと思いますね。戦前であれば知識人論として「ブルジョア・インテリゲンチャのサラリーマン化」というかたちで議論され、これに対して、戸坂潤が「文化主義的・文学主義的」であると批判し、基本的なものとして、生産技術者を位置づける、としたことに似ていますが、戦前のああいう科学技術の段階とは違っている。戦後は生産過程に包摂された労働者階級の内部構成の問題になってきていく

る。知識人や技術者との同盟の問題というよりは、むしろ味方の陣営の配置がえの問題として出てきている。こうした戦前と戦後をつなぐものとして位置づけられるものが、戦時重化学工業化に伴う技術者や労務係員の合理的な経営への志向を理論化したといわれている武谷技術論と大河内社会政策論であるわけです。もっとも、内田義彦氏が指摘しているように、それが当時実現されたかぎりで、それは「生産力の理論」なる転向論になったわけですから、この教訓をふまえて、戦後のあらたな現実を理論化すべきですね。

もう一つ法人資本主義論にかかわっては、とりわけ「講座派」の人たちが言い出したことなので、ぼくなりにコメントしておきたいと思います。さきほどの「新しい労働者階級」が打ち倒す主体の側の問題だとすれば、そもそもこれは「高度成長」を解明する鍵をなす「戦後改革」の評価ともかかわりながら打ち倒す対象というか、何を収奪すればよいかということに関連して出てきた問題なんです。つまり、日本の財閥解体は所有をすでに収奪していて、巨大な株式会社では古典的な私有財産所有としての私的所有はもはやないとすれば、これからは変革では収奪者が収奪されるという意味での所有変革はどういうふうに日程にのぼるのか。もしのぼらないとすればこんどは経営権の問題が全面的に変革の日程問題になってくる。これは財閥解体の意義と限度にかかわり、また現行憲法の枠内でできることかどうかということにかかわる問題として出されてきたんですよね。それにまつわるイデオロギーは二宮さんが批判されていますが。

司会 いま議論している今日の階級論争の客観的、思想史的背景については、もうお一人方発言をいただいて、つぎにすすみたいと思います。池上さんひとつ。

池上 階級論が提起してきた背景、これは二つぐらいあるように思います。一つは50年代半ば頃からイタリアのトリアッチが、後にはフランスのマルクス主義者たちが提起してきたこ

とであって、新しく労働者階級が支配者として育っていく場合に獲得すべき同盟者の位置づけの問題とかかわっている。古い共同体的諸関係の解体がすすみ科学技術が進歩してくれれば社会的労働の編成が変わり、それにともなって生産的労働者には入らないいろんな新しい労働者が出てくるわけですが、労働者階級こそが全国民の統一の中心でなければならないという思想から、そうしたいわゆる中間層との同盟が問題になり、理論的にも彼らをどのように統一的に捉えていくかということが大きな問題になってきた。ここから「新しい中間層」の議論がでてきて、きちんとした労働者階級の把握にむかって歩み出したといえるでしょう。

それとほぼ並行して、これも50年代の半ばから60年代にかけて、ブルジョア理論の側でも、階級の概念を否定していく議論が出てきた。それは最初は30年代にやられていた「経営者革命」論とか「人民資本主義」論とかのやきななしとして出てきた。そのうえにガルブレイスの言うような「テクノストラクチュア」の理論、「所有の支配よりも知識の支配が根本的だ」という理論があり、これにブルジョア社会学が込んで、日本では富永建一氏などその先鋒に立つ。そのばあいに主張の中心をなしたのは、階級と財産所有だけではわりきれないことが世の中にはいっぱいあるという、一種の多元主義です。教育の秩序とか、所得の大きさとか、社会的な位置を決めるシンボルなどを持ってくる。そこでブルジョア社会学がいきついた一つの結論というのは、教育の「ラダー」、「はしご」の序列に社会成員の競争と社会階層の区分を求める社会階梯論であって、これが大衆社会論の尺度に合ったわけですね。「教育のラダー」が基礎にあって、「知識の独占」がはじまり、「テクノストラクチュアの支配」が再生産されるというようにすれば、ちょうどブルジョア的な経済学や経営学が提起した問題と社会学が提起した問題とが一致するわけですね。そこでマルクス主義の側でも階級論を本気で議論しなければならなくなってきた。

ところが、財産所有一本でやってきた点で、マルクス主義の側に弱点があった。これは原則的に正しいのだけれども、労働者階級の規定の仕方としては、財産からの自由という点だけが問題にされて、共同体からの自由という点が欠落していた。共同体からの自由というのは、財産からの自由とともに、マルクスが強調しているように労働者階級の発展をみるうえでの原則なのですね。「財産からの自由」と「共同体からの自由」という二点をおさえて、「共同体からの自由」という範疇で説明すれば、あるいは共同体労働が社会的労働としてどのように編成替えされるかという形で議論すれば、ブルジョア社会学が問題にしている教育や医療や科学にしてもほとんどが説明できる。公務労働やサービス労働や管理的労働の位置づけも可能になる。それを財産所有一辺倒でやるものだから、やはり所有だけではだめだという批判が影響力をもってくる。

ですから、一方では労働者階級の発展の可能性にたいする確信を秘めたまとうな議論と、他方ではそれにたいして階級概念そのものを否定するねらいをもったブルジョア社会学やそれに経営学をとりこんだ議論がでてきて、火花を互いに散らしている。階級論が論争としてでてきた問題状況はそういうことではないかと思いますね。

階級概念の基礎としての 所有概念と労働概念

司会 議論をすすめるために整理させていただきますと、これまでの話しから出てきた一つの論点は、戦後のとくに日本資本主義にそくしたばあいの蓄積過程あるいは生産力の展開過程のなかでの、全有業者中の7割にも達するような労働者階級の数の増大、その内部構成の著しい変化、一連の新たな労働者層の出現といった事態をふまえて、労働者階級をどのように再規定すべきかという点に求められるかと思います。もう一つのその対局にある論点としては、金融資本のもとでの、高度に発達した株式会社

制度のもとでの私的所有の支配と資本の専制との関連をどうみるかということをふまえた資本家階級の規定、資本家階級の理論的諸規定をどのように発展させるかという課題があります。それにくわえて第3の論点として、労働者階級の内部の階級結集の問題もさることながら、それをこえた今日の時代に客観的に要請される連合なり統一、その意味での多数者形成としての抑圧された諸階級の結集の諸条件いかんという問題があります。これも従来の労農同盟の問題とはだいぶ違う形で出されている。これら三点について、さらに内容的な議論にはいってはどうでしょうか。

二宮 そういう整理にそくしていえば、理論的には、そもそも所有概念や労働概念をどう発展させるかという点に重要な問題があるよう思います。「新しい労働者階級」をめぐる議論にしても、それが労働者階級のもつてゐる高い生産力にたいする技術・管理能力に着目して、また現在の社会主义社会におけるあまり好ましくない事態をにらみながら、階級の概念をたんに所有ということだけでなく、管理にたいするかかわり方という観点を含めて豊富化しなければならないという意味で解釈するとすれば、積極的に評価できる面もある。この点、われわれとしては、所有による支配関係だけでなく、精神労働と肉体労働という労働の分割による支配関係、この二つの側面をみながら、労働者階級の発達なり主体形成の問題を考えていかなければならぬのではないか。一方、法人的資本主義論というのは、所有による、とくに個人所有による支配の没落を主張しているわけですが、それは「法人資本主義」のような形式にたいして、個人所有にかんする旧来の概念をあてはめて、所有の收奪はもはや現在では問題になりえないという結論を導いている。そういう形ではなくて、われわれとしては、金融資本における資本所有の権能や擬制資本の運動を媒介とした資本所有のメカニズムを解明することによって所有概念を現代的に発展させる。そうすることによって「法人資本主義」論が問題にしている

のような現象を正しく説明しうる理論的武器をきたえていく必要があるのではないかと思います。

司会 マルクス主義的には私的所有は非労働、疎外された労働ととらえることができますし、私的所有の問題はまた統治する労働としての精神労働と統治される労働としての肉体労働の分裂という問題をはらんでいるのですから、いま二宮さんの言われた所有概念の問題は、うらがえしていえば、労働概念の問題でもあるわけですね。そうすると問題は現代資本主義の特徴づけにかかわっていると同時に、きわめて古典的・原則的な問題でもあるということになりますが。

芦田 最近の『科学と思想』やその他の雑誌をみれば、公害問題や資源・エネルギー問題にかんする議論のなかで、自然と人間との物質代謝、人間そのものの生産、人間の生命の再生産にかかわる労働の意義があらためて注目されている。これは経済学で従来からあった生産的労働か不生産的労働かという議論よりももっと広い次元で、いわば物質的富の生産にたずさわる労働と人間そのものの生産にたずさわる労働との関係をふまえて、総体としての労働の社会的関連やそれぞれの特殊な労働の社会的役割を問うということでもあります。こういう観点に立てば、生産的労働者とされる狭い意味での労働者階級が社会主義的変革にあたって中核的役割を演ずるということはいうまでもありませんが、彼らだけでは権力をにぎれないだけでなく、労働者階級そのものの発達が不可能であり、高度に発達した社会主義社会、社会主義文化をつくりえないわけですから、階級論の問題としても、生産的労働者の位置づけだけではすまされなくなってくる。そこから生産的労働者といいえない各種の給与生活者、賃金取得者を広い意味での労働者階級の一員として捉える必要が生じてきた。というように考えれば、問題状況はいっそう理解しやすくなるのではないかと思います。

司会 いま芦田さんが言われたことは、さき

ほどの池上さんが言われたかっての共同体内労働がなにによって置き替えられるかという問題にかかわっているような気がしますが、その点はいかがですか。

池上 労働者階級の根本的規定として財産からの自由という点は比較的よく言われることですが、共同体からの自由という点をぬきには労働者階級の規定としては一面的になる。共同体からの自由、具体的には家族共同体や地域共同体や血縁共同体からの自由という点を議論しあじめると、共同体の解体とともに、共同体労働として従来おこなわれていた労働、とくに生命の再生産を直接に支える労働を社会的分業の一環として労働者階級がどう担っていくか、という問題が当然出てくるわけですね。そうすれば、今日の公務労働の役割やサービス労働と称せられるような労働の役割も非常にはっきりしてくる。そうでなくて、いきなり経済学的规定でおしきろうとすれば、生命の再生産を支える労働も、そうでない寄生的労働と同様に、それは物質的富をつくりださないということで、不生産的労働として一括されてしまう。この点からも労働者階級の概念規定にあたっては、財産からの自由と共同体からの自由、マルクスやエンゲルスのいうこの二重の意味での自由という原点から考えることが必要だと思いますね。

そのうえで、ここでは所有と労働との関係からみて労働者階級の概念をどう把えるかという問題がある。資本主義では所有と労働との分業が非常に発展していて、それが統治する者と統治される者との分業や、管理する者と管理される者との分業として現われる。その場合同じく労働者だといっても、所有の規定をうけて労働する者と、たんにあたえられた目的にしたがつて作業するにすぎない労働者と、二通りあるわけですね。それは所有と労働との分業がすすめばすすむほどそくなってきて、資本家としては労働者階級のなかに代理人をおかなければ生産を管理できなくなるわけでしょう。ここから資本家の代理人として抜擢された労働者とそうでない一般の労働者とのあいだに分断が持ち込

れます。そこで理論的には、この所有の規定をうけた労働者層を労働者階級の一部分としてどうつかむのか——たとえば警察官をすべて権力労働として一括してよいのか、あるいは管理労働の範囲を課長以上にするのか部長以上にするのか——という問題が出てくるのではないでしようか。また、資本家の代理人として労働にたいする所有の寄生的支配を防衛する仕事にたずさわる労働者は、ある意味では「中間層」として位置づけられたり、「中間層」に変質させられたりするわけですから、そこから、そういう労働者層を味方にひきつけたり、あるいは資本家階級につかえる少数の特權的労働者を孤立させたりして、いかに労働者階級が多数派を形成するのかということが、同盟や連合という形で問題になってくるのではないでしようか。

二宮 たしかにいまのように労働概念を拡張して議論しますと、直接的生産を担う労働の疎外が資本の力になるのと同様に、住民の民力や公務を担う労働の疎外が官僚機構の力になるわけですから、一方では、全体としての労働者階級の社会的配置や共同的利害関係が見えてくるとともに、他方では、そのうらがえしとしてより広い意味での資本家階級、ぼくらが言ってきた所有特権と官僚特権の癒着、経営と行政との人的結合を体現しているような総体としての支配階級が見えてくる。それをたとえば法人資本主義論のように、私的所有はすでに収奪されているというようにみると、資本と労働との対抗関係についての議論から所有と所有変革の問題が抜け落ちるだけでなく、労働者階級の規定の面でも、資本と国家による労働の疎外とその止揚の契機が見えにくくなってしまう。それにいわゆる所有と経営の分離に関する議論にしても、その根本にある所有と労働との分離があいまいにされるように思います。

階級の再生産と階層規定

池上 そのばあいもう一つ論点があるって、うした議論には資本家階級と労働者階級の再生産という論点がないんだと思いますね。階級と

しての再生産というのは、要するに、資本家の息子は資本家になる、労働者の息子は労働者になる、もちろん例外はあるが全体としてみれば階級として再生産されている点が重要で、これはミリバントなども強調していることです。再生産されないのは中間層だけだと思いますね。中間層は階級としては再生産されなくて、流動的な階層として下から上がってくるのもあれば、上から落ちてくるのもある。その点に階級と階層との違いの一つがあるような気がします。日本の階級論でこの階級の再生産の問題が欠けているのは、日本ではその点がわかりにくいためあって、実際にはやられている。イギリスのように金持は金持の学校に行く。アメリカでもエリートの子は家庭教師をつけて、あるいはブルジョア的教育機関でエリートとして育てられる。こういう国では事態ははっきりしていますが、日本でもしだいにそういう傾向が強まっている。階級論というとその人々をたてに割って、何%が資本家で何%が労働者だということをよくやるけど、人間の生命の再生産過程としてみた場合特權階級は特權階級として再生産されるわけですから、特權階級がどのように再生産されているか、社会の寄生虫としての特權階級の再生産をどのように止めさせるのかという観点からみていくことが必要だと思いますね。

成瀬 階層規定については、階級を両極におき、その中間的位置に階級に分解されていく過渡的存在としての階層をおく、というのが一般的方法ですね。すなわち、資本家階級と労働者階級を二大両極階級とし、農民、自営商工業者などの小生産が中間層に位置づけられる図式です。この中間層について、「旧中間層」（農民、自営商工業者）に対して「新中間層」（弁護士、医師、作家など）が付け加えられ、さらに最近の傾向としては給与生活者の一定部分を「新中間層」に仲間入りさせたり、といった経過が歴史的にあります。私も、階級との関連で階層を中間的、過渡的な存在として扱う一般的な方法は異議ないのですが、さらに、階級の内部

にも適用しうる社会科学的な概念装置が必要であると考えています。労働者階級の内部構成をあきらかにするために、「階層」「層」「部類」「種類」など用語法上の問題整理も必要ですが、根本は労働、とくに現代の労働の内容や本質の考察から、しかも「階級の再生産」の観点をふまえて、導びかれなければならないと思います。

芦田 法人資本主義論や中産階級論をみると、えてして日本の国民的な均質性とか統一性とかが非常に強調されていますが、現実はそうでないからこそ、こうしたイデオロギーが持ちあげられるというような気がします。戦後の憲法体制のもとで教育制度をはじめ社会の民主化が一定の水準で達成されて、戦前のような身分的特権はなくなり、就業構造にても非常に流動的になったことが、いまいわれた資本家階級と労働者階級との階級としての再生産をみえにくくしているといえますが、実質的には選別と競争の体制の中で非常に大きな格差がつくられ、公教育機関のなかにも特権的な資本家の再生産を可能にする機構がつくりだされてきているように思います。そして、そういう支配層の集団から人材が供給される機構があるために、重役の派遣にせよ社長の首のすげかえにせよ、全体としての金融寡頭性の頭部が維持されているのであって、法人資本主義論もそういう現実を背景に出てきているのではないか。いずれにせよ、現実は少数者支配であるということがますます否定しがたくなっており、そこに少数者支配の危機の反動的な再編の試みが出てくる理由があるし、また眞の意味での国民の民主主義的統一をかちとるための国民的合意の形成が課題になる理由があるように思います。

司会 その点に関連して、戦後の日本資本主義の特質としては、経済過程における企業主義と政治過程における官僚主義ということが言われ、また両者が官利主義として融合していると考えられるわけですが、この企業主義と官僚主義の強さと弱さはどこにあるのでしょうか。

池上 戦後の「高度成長」の過程にその解答

があるように思いますね。50年代のはじめには5割近くを占めた農民が一挙に減らされたわけでしょう。財産からの自由はものすごいテンポですすんだといえるし、同時にそのことが共同体からの自由を強烈な勢いで促進した。その場合急激に膨脹した労働者階級がいろんな権利を社会制度として定着させるより早く、労働者が一種の疑似共同体としての企業に人格的に帰属させられ、そこに企業主義の余地が出てくる。また、「高度成長」にともなう都市化や核家族化によって急激に増大した行政材料が自治体によってつかまれるよりもまず国家の官僚機構によってつかまれ、自治体の行政にも官僚主義が持ち込まれる。そして、企業も官僚機構も共同体の解体と財産からの自由によって流動化した大量の労働者を一举に取り込み、そのエネルギーを吸収して短期間に大きくなった。そこに日本の企業主義の強さといわれているものの根拠があり、官僚機構の強さといわれているものの根拠があるように思いますね。

ところが、こうした過程が強烈な勢いで進行したが故に、官僚機構のなかにも労働者階級の成員を大量に受け入れざるをえないし、企業のなかにも大量の婦人労働者や若年労働者を受け入れざるをえなくなる。そうなると、官僚機構の内部では、制度上からいっても完全なプロレタリアであるような労働者がひしめくようになり、彼らは一定の科学技術や専門性を身につけて、官僚機構のなかにありながら国民の民主主義諸権利の担い手として自己の役割を自覚はじめる。また、企業の中では、いわゆる正社員や常雇いはなるほど帰属性が高いかもしれないけれど、大半は臨時雇いであり、しかもそのまた大半は婦人であったりする。そうなると企業主義といっても非常に限られた範囲しかとらえられず、もっと大きなすそ野を見れば、企業には帰属できない層が大量にいる。むしろ家族や地域にたいする帰属性が強いこの層をどう組織するかによって日本の労働運動は大きく変わるためにちがいない。それで基礎研は家族や地域の問題を口をきわめて強調してきたわけです。

司会 話しあはんだん日本の労働者階級の状態と労働運動の問題にすすんでまいりましたが、それについては次号であらためて問題提起をしていただくとして、目下のテーマとの関連では、日本のマルクス主義的階級論にあってはなぜ「内部構成」論、あるいは「内部構成変化」論が主流をなしてい、フランスにおけるような「新階層設定」論と対照をみせているのか。また、なにゆえに「内部構成変化」論の方が正当であると考えられるのか。その点を問題提起者の成瀬さんあたりからお聞きしたいのですが。そのまえに司会として話しの種に一つの感想を出しておきますと、さきほどからの議論にありましたように、戦後の日本では非常に急激かつ大量に農民が土地からきり離されて短期間に労働者の大軍がつくりだされた。そのばあい官僚機構に入りこむとか、企業で精神的管理的労働の末端に組み込まれるとかいっても、それは昨日今日はじめたことで、そうした部分が特権的な階層あるいは特殊な階層として固定化されるまでにはいたっていない。でなければ固定化される度合がまだ弱い。規模別、年令別、男女別のいろんな格差は大きいが、労働内容や職種の違いによる格差とはいえない。むしろ国民総ぐるみの貧困化のなかでは都市的労働者の生活様式における利害関係の同一性の方がきわだっている。そこに労働者階級の多数が「中産階級」だという幻想をもたされる余地があるし、また「内部構成変化」論の方がイデオロギー批判の点でも、現実把握の点でもより有効だという根拠があるのではないか。これにたいして、フランスだけでなく西ヨーロッパは近代的な形での資本主義の発展の歴史が古いために、階級間の溝がはっきりしているうえに、同じく賃金労働者といっても、労働組合の組織原則の違いもあって、職種間や階層間の区分がはっきりしている。あるいは日本に比べてより固定化されている。いわゆる給与生活者と工場労働者とではおそらく生活様式にも違いがある。そういう事情が労働者階級の概念を狭くとり、「新しい労働者階級」を特殊な階層として区別

したうえで連合を問題にするような議論の背景にあるのではないか。そういう気がします。大変皮相な見方かもしませんが。

成瀬 フランスの主な理論傾向としての「新階層設定」論と日本の「内部構成変化」論とを比較してどうかという点ですが、フランスの理論では経済理論上の生産的労働と不生産的労働の区別をそのまま適用して、労働者階級の概念的範囲を“物質的生産領域での剩余価値の創造”というところに限定しています。日本の理論では、生産的労働と不生産的労働の区別は、労働者階級への帰属の基準ではなくて、むしろ労働者階級の内部構成をとらえる際の理論的基準の一つでしかないあって、労働者階級という概念は生産手段を所有していない、自己の労働力を資本に売ること以外に生活方法をもたない人間という規定で十分であると考えられているように思います。この点での両者の認識の違いは明白ですが、フランスの理論が何に依拠してあのような労働者の階級概念を用いているのか、マルクス、エンゲルなどの古典的見解からか、レーニンの工場プロレタリアート中核論からか、はたまたフランス資本主義の特殊歴史的現実からなのか、私にもその点はよくわからないところです。マルクス、エンゲルスの古典的見解に依拠しているということであれば、一番問題ですね。ただし、フランスの理論家達も1950年代に比べると給与生活者層の労働者性をはるかに認め、労働者階級に「ますます近づいている」という評価が大変強くなっていますね。日本では、戦後いち早く公務員や教員が自らが労働者であることを宣言し、労働運動面でも大きな役割を果してきました。こうした面もあって、戦後の日本では、公務員や教員、民間のサービス労働者、職員層が労働者階級の構成員であるという社会的明瞭性が顕著だったと思います。しかし、1960年代の後半あたりから企業でも官庁でも末端職制機構が拡張され、労働者の急激な「高学歴化」という状況もあって、給与生活者層の一部分に存在と意識のギャップが出てきていることも否定できません

ん。

階級理論の発展のために

司会 残り時間も少なくなつてまいりましたので、本日の討論の最後にご出席のみなさんから一言ずつ、報告に補足しておきたいことや、発言で言い残したことをお話してもらおうと思います。そのさい大変むつかしい注文ですが、階級理論を今後いかなる方向と内容において発展させるべきか、どんな課題が解決されなければならぬのか、みなさんの考え方をお聞かせいただければ幸です。

後藤 そうですね、今日のお話をうかがっていて感ずることは、理論をやっているせいか、基礎範疇の洗い直しの必要性を痛感します。たとえば、資本家とは資本の人格的な扱い手だ、という場合、当の資本とは自己増殖する価値のことだというところでわりきってしまい、どうも資本論の「貨幣の資本への転化」論次元にとどまっていることが意外に多いのにびっくりしています。もう一步本来的な剩余価値論にふみこんで、絶対的剩余価値論と生産力展開にかかる相対的剩余価値論を読めば読むほど、一方では共同体の論点、他方では所有支配と労働支配との論点、いわゆる生きた労働支配と死んだ労働による支配との関係、における資本の規定がもっと鮮明になってくるはずです。その場合、研究史的にみれば、『経哲草稿』研究において、すでに労働の疎外、疎外された労働、私的所有等一連の関係がそれなりに解明されてきているわけですから、これをふまえて剩余価値論を展開することが課題のひとつです。

それからもうひとつは、この所有と労働の論点については、戦後の日本の現実がある意味では最も鋭く提起しているので、この現実をたじろぐことなくきちんと見えることです。とくに今日は、新中間層が焦点となりましたが、旧中間層たる農民についていえば、農民みずから労働の成果が生産手段の拡大には結実せず、いわゆる農業解体ということになり、かえって土地を私有財産として所有し、これを神聖

化せざるをえない事態になっています。この事態の他方の極には、これについては今年の基礎研の夏期研究大会で井村喜代子さんが強調されたところですが、労働者における「所有幻想」という問題があるわけで、こういった労農結集を切断するきびしい現実に切りこんでいくような、所有と労働の論点の展開が必要だと思います。理論プロパーの問題では、たとえば近年の「領有法則の転回」論がこれにあたるわけですが、どうも議論はきれい事すぎて、かえってこの国のきびしい現実を忘れさせる役割を果たしているような気すら感じます。だから、剩余価値論も転回論もこの国のきびしい現実を切開すべく展開されなければ。そう思います。

二宮 これは芦田さんの御報告をよめばはっきりすることですが、ヨーロッパにおける階級論の提起をうけて階級論を発展させようと思えば、国家論なり権力論をきちんとふまえなければならない、と感じます。先の池上さんの発言を借りていえば、財産と共同体からの二重の意味での自由と階級形成を結びつけて論じるということは、所有と公的権力に対して労働者階級をみるとということですから、国家権力の問題をぬきに階級を論じることはそもそも疑問になるわけですが、その点、欧米の比較的若い世代の研究者は、かなり荒っぽく、社会学的発想も強く大きな問題を残しているかわりに、国家や官僚機構、あるいは権力獲得と階級闘争、階級の関係に対する問題意識が最初から非常に強いという特徴をもっているわけです。日本の労働者階級や資本家階級の議論で最大の弱点は、そこにあまり国家論がないことではないかと思うんですが、今日の議論にてらしていえば、やはり、階級論というのは社会変革の理論的武器なわけですから、権力の問題をさけて階級論を論ずるむきには自戒を要すると思います。

したがって、これから労働や所有の概念をツメて検討していく際にも、あるいは古典にたちかえって階級概念をハッキリさせていく場合にも、国家権力と官僚機構とそれらの概念がどうかかわっているかを、そえものではなく正面か

ら論じる必要がある、というのが今日の感想です。

成瀬 今後の課題として重視したいのは、やはり「内部構成変化」論を方法論的にも実証分析的にも一層豊かにしていくことだと思います。一方で、先ほどから議論されてきたような労働概念の把握、とくに現代資本主義下の労働内容を共同体労働や科学技術労働の観点から深め労働者諸階層の相互の分業、協業関係をあきらかにしていくこと、他方で、労働者諸階層における労働の疎外によってもたらされた貧困化の状況をあきらかにしていくこと、いわゆる「労働の社会化」と「貧困化」の視点から詰めていくことが大切だと思います。また、当然の

ことですが、階級論は階級闘争論と不可分ですから、現代の労働者の一般的な状況や階級的結集の構造をあれこれと探るだけではなく、司会者森岡さんの指摘にもあったように、とくに社会変革能力の発達過程を明確にしていく現代民主主義論としての枠組みをもたなければならぬと思います。

司会 出席者全員から意見をいただきたいところですし、まだまだ深めるべき多くの論点が残っています。しかし、どうやら時間がありません。次回もありますので、本日はこれまでということにしておきます。どうも長時間ご苦労様でした。

エコロジー経済学の 大工業論および資源論批判

— 資源論研究序説 —

戸 名 直 樹

はじめに

近年、資源・エネルギー問題が提起されてきた背景には、人間と自然との間の物質代謝の法則、自然そのものの持っている資源再生能力、といった制約に対する自覚、あるいは認識がある。

とりわけ、公害・環境問題と、石油危機以来、世界的に表面化した基礎資源の供給における高価格と独占的供給制限、一方において人間と自然との物質代謝に関する研究を呼びおこし¹⁾、他方においてエネルギーや資源の価格の上昇とともに「省資源」「省エネルギー」の政策をよびおこした²⁾。

この二つの方向は、経済学の流れのなかに新しい潮流を生んだ。一つは、K・W・カッ普の業績に代表されるように、金銭的価値では測定できない公害・環境破壊の費用や損失を「社会的費用」や「社会的損失」の議論によって説明しようとする傾向であり、二つには、「資源危機」論が「地球有限論」や「地球破局論」等の現代的装いをこらして国際的規模で再生・展開されていることである。

こうした方向は、「現代経済学」に対しても自然・資源・技術といったものを条件として理論体系の枠組みの外におくという傾向をあらため、自然の物質代謝と人間の経済活動とを統一的に考察する方向を余儀なくさせた。近代経済学の一つの自己批判が始まる。そのような動きの一つに、「物質・エネルギー代謝の経済学」と銘打った「エコロジー経済学」の提唱がある³⁾。同理論は、1960年代後半以降の公害・環境・資源・エネルギーをめぐる諸問題を、「現代工業文明の危機」として把え、「『狭義の経済学』——商品経済

や市場経済を対象とする学問——」では解明できないものだと裁断して、近代経済学からマルクス『資本論』に至るまでを批判的対象にすえる。そして、エコロジー（生態学）の視点を人間社会の活動にも適用して、社会の生産と消費の関連を、広義の物質代謝過程として把え直すことを試みるのである。

こうしたエコロジー経済学の提唱は、一方では、市場機構批判という面で、近代経済学の危機の下で試みられている近代経済学再建の萌芽形態の一環として位置づけられるが、他方では、その現代工業文明批判の面で、反「工業」主義や反「科学」主義、資源危機論の論調と重なる部分も多く、その一翼を担うといった傾向も見られるのである。

しかしながら、人間と自然の関係を重視するというエコロジー経済学の視角は、「広義の経済学」の提唱と併せて、我々としても批判的に検討を深めるべき対象として提出されている。本稿においては、エコロジー経済学の工業観や物質代謝論、資源観等に批判のメスを入れることを通して、こうした課題を考える手がかりにしようとするものである。

注

- 1) わが国における人間と自然との物質代謝に関する研究は、従来、資源論の分野で取り上げられてきた（例えば、安芸皎一『日本の資源問題』1952 古今書院、小出博編『日本資源読本』1958年、東洋経済新報社、黒岩俊郎『資源論』1964年、勁草書房）。そして、1970年代に入って、公害論の展開の中でクローズ・アップされ、環境論の流行とともに本格的に取りくまれだした。井上晴丸「社会の生活と自然」（『科学と思想』創刊号、1971年7月）、林直道『史的唯物論と経済学』（大月書店、1971年5月）、加藤邦興『日本公害論』

(青木書店, 1977年5月) 等が注目される。

- 2) 政府・財界による「省資源」「省エネルギー」
政策は、産業計画懇談会編『産業構造の改革』(1973年)によって本格的に提起され、産業構造審議会の答申『わが国産業構造の方向—産業構造の長期ビジョン』(1974年)でもって基本方向が定められた。1975年には「昭和五十年代エネルギー安定化政策」が打ち出され、1977年に至って、省エネルギー促進の立法化等が取り上げられ始めた。こうした動きの中で、資源・エネルギー多消費型の重化学工業部門にあっては、石油危機を契機に、「省エネルギー」が企業「合理化」の重点施策として、かつてない規模とスピードでもって取り組まれ出した。
- 3) 例えは、生産・消費から金融活動までをすべてカロリーではかるオダムの『エネルギー経済学』(Odum, H. T. *Environment, Power, and Society* Wiley-Interscience, 1971) や、クネーゼのようにレオンティエフの連関マトリックスの拡張としての物質収支マトリックス(クネーゼ他宮永昌男訳『環境容量の経済理論』所書店, 1974年)がある。また、物質・エネルギーを記述言語とすることによって、分配の経済学をエントロピーによって表現しようとのジョルゲスクキュー・レーゲンの提唱もある(Georgescu-Roegen, N. *The entropy law and the economic process*, Harvard Univ. Press 1971)。

わが国におけるエコロジー経済学の紹介及び展開として次のものが掲げられよう。『経済セミナー』特集「エコロジーと経済学」(東洋経済新報社, 1974年11月), 玉野井芳郎編『文明としての経済』(潮出版社, 1973年)。島津康男『国土科学』(NHKブックス, 1974年), 玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』(みすず書房, 1978年)他。

I. エコロジー経済学の 基本性格とその役割

イギリスの経済学者ジョン・ロビンソンが1971年度アメリカ経済学会において「経済学の第二の危機」と題する講演をおこなった。これは現在、経済学的思考が直面している困難な壁をいさかセンセーションなかたちで表現したものである。とりわけ、近代経済学の総合的な立場である新古典派総合の破壊を告げる鐘でもあった。

もちろん、近代経済学の危機は、ただ単に理論だけの問題ではなく、その対象をなす現実の経済システムそのものの行きづまりの表現にはかならない。しかも今日の危機は、1930年代の「第一の危機」にくらべて、いっそう根源的で深刻なものである。現代資本主義の矛盾は、国際通貨危機、インフレの加速化、公害の激化、資源・エネルギー危機、スタグフレーション等となって爆発しているのである。

これらの諸問題は、エコロジー経済学によれば、もはや単なる市場経済の領域の枠をはみ出るものである。それは、大きく分けて、一方では、非市場経済的な社会的意志決定メカニズムと資源配分にかかわる分野であり、他方では社会経済とそれをとりまく自然との連関の分野である。

このような一連の問題群の中でも、とくに資源問題と公害・環境問題は、人間の経済活動と自然・生態システムとの相互関係をどのようにして制御し、調整していくかという問題を深部にはらんでおり、人間の生命活動の物質的基礎を左右する基本的な問題としての側面を含んでいるのである。

ところが、これまでの経済理論は、もっぱら市場経済メカニズムを中心的な対象とするものであり、経済と自然の連関の法則も、市場経済の位相に浮かんであるかぎりで取り上げられるにすぎないきらいがあった¹⁾。しかし今日では、まさしくこのような認識の枠組それ自体を問い合わせなければならないところにきているのである。

経済学的思考において、人間の経済活動と自然とのつながりにふたたび眼を向けさせることになったのは、第一に、1960年代のなかば頃から徐々に一般化してきた無限地球観から有限地球観への発想転換である。これはスチーブンソン、ボールディング、バーバラ・ウォードなどにより、いわゆる「宇宙船地球号」という形で提唱された自然・社会観である²⁾。

さらにもう第二に、アメリカのMITのフォレスター教授の開発したシステム・ダイナミックスの手法を

使って研究された、ローマ・クラブのレポート『成長の限界』などの試みもあちこちでいる。

このようなアプローチは、グローバルな視点から問題をとらえ、「成長の福音」(E・J・ミシャン)を信仰する「成長経済学」(J・R・ヒックス)に反省を迫るという点ではそれなりの意義をもっていた。資本主義時代に特徴的な幾何級数的成長が、閉じられたシステムとしての地球の物理的限界に近づいているという問題意識は、二つの視角——一つは、人類を一体化され統合されたシステムとしてとらえる視角であり、もう一つは、当面の問題を処理する意志決定は長期にわたる影響を配慮して行われる必要があるという視角である——を提起しており¹⁾、分析上いくつかの欠陥を含むとはいえ、それなりに一つの手法として評価されよう。

他方、これらのいわば外からのシステム工学的な接近に対して、経済学の伝統的な市場経済の理論の構成を変革することによって、人間の経済活動と自然との関連、つまり公害・環境問題に取りくもうとする試みもすでにいくつか提出してきた。W・カッ普らによる社会的費用論の系譜と、W・レオンチエフに代表されるような、産業連関分析の拡充の行き方である。

これらの動向は、また、近代経済学の第二の危機=破産とそこからの脱出の模索の一翼としても位置づけられる。かれらの努力は、産業組織論ならびに公共経済学の並行的な発展となって現われており、なかんずく後者が「近代経済学」再建の主軸をなす萌芽的形態とされている。この公共経済学の方向が、システム・アナリシスないしシステム・ダイナミックスの方向に拡大されていくのである²⁾。

しかしながら、こうした諸種のアプローチに対して、エコロジー経済学は、「それぞれ一応の有効性をもっているものの、別々に取り扱われているかぎり、現代のトータルな問題に挑戦していく理論的武器としては、力が弱い」として、「全体的かつ根源的な発想の転換」をはかるべく、経済学に「『生命系』の視座」を導入すべしというのである³⁾。

ところで、同理論によれば、社会科学において、生命や生命系の問題が理論の対象として登場するにいたったのは、ごく最近のことである。イギリスでは1920年代に出現したF・ソディーの問題提起、アメリカでは1950年代前半のK・ボールディングの業績が先駆例とされおり、これにつづいてE・P・オーダム、H・T・オーダムの一連の生態学的経済学の展開、さらにジョルゲスキュー・レーゲンのエントロピー理論、B・コモナーの研究などが現われ、「社会科学者が自然学者と分析の視座の一部を共有する時代の幕明け」と評されたのである⁴⁾。

今日、人類の自然征服力がいちじるしく巨大化し、有限な地球、国土、地域における自然破壊力と自然の回復や維持能力の相対的関係が揺らぎ始めている。一方、自然・生態系の生態学研究そのものが展開されてくる中で、生態系の存在が、社会の生産と消費を連繋する自然の環であることが明らかとなり、人間自身が生態系という自律系の中に生きている生物種の一つに他ならないことが自覚されてきた。こうした中で、エコロジー経済学は、自然・生態系の概念を経済学にとりこむことによって、「労働=生産過程の根底にあってこれを媒介する人間と自然との物質代謝の領域」に光をあてようと試みるのである。

「『生命系』の視座」を導入することによって、エコロジー経済学が狙いとしているのは、「市場と工業」という現代社会の支配的システムに対する批判であり、その変革の原理の提示である。

同理論の「現代経済学」批判の特徴は第一に、「市場経済学」批判として展開されている点である。「マルクス経済学も、近代経済学も、いずれも商品経済または市場経済を対象に、それを細胞ないし核とする生産と消費の理論体系を築きあげてきている」として、それらを「狭義の経済学」と規定し、もはや単なる市場経済の領域の枠をはみでるような現代資本主義の諸問題を解明できないとして一蹴する。それというのも、「市場では、人間と社会にとって死活的重要性をもつ質的区別がおおいにくされる」からであり、財の

性質よりもその価格をベースとした市場のルールが適用されるからである。そこで、市場システムに代えて、自然・生態系の法則にしたがって経済システムを編成し直さなければならないと主張する。

そこに特徴的な、市場機構の一般的批判という点では、市場機構の抽象的限界性を強調する公共経済学等と同一線上に位置するものといえよう。しかしながら、公害などによって今日問われているのは、まさに、現下の市場経済が国家権力と結託した金融資本による諸資源の排他的占有と浪費の舞台となっている日常的な事実そのものである。あたかも市場経済や市場での価格メカニズムによって常時調整される経済体制であるかのように描き出すことによって、こうした事実から目をそむけさせすという点では、反動的な役割を担う危険性をもはらんでいることを見逃してはならない。

エコロジー経済学の第二の特徴は、現代テクノロジー・機械文明批判をベースとした「広義の経済学」の提唱である。「現代テクノロジーとエコロジーとのおそるべき乖離」という現代工業体系への批判は、工業原理そのものへの批判としてエスカレートし、反「工業」主義の一翼に参列するに至るのである。

エコロジー経済学の第三の特徴は地域主義の主張である。近代一現代の日本の社会・経済のあり方が、極度に集権的な社会の構造にして、また徹底した産業主義的市場経済のあり方になっていると批判する。そして、「現存の社会・経済システムに自然・生態系を導入することは、社会システムに『地域主義』を導入することにひときいのである」。そこに提示される地域主義は、バランスのとれた地域経済構造の自主的民主的再建という現代的課題に一方では接点をもちながらも、他方では、金融資本による地域共同体破壊の法則性をふまえず、住民の統治能力の形成という変革主体の展望をも抜きにして、抽象的に展開されるという大きな弱点を有しており、国際分業——貿易・産業構造——国土計画——地域計画、等の相互の関連性も抜きにした議論に終始しているのである¹⁰⁾。

エコロジー経済学のはらむ問題点については、提唱者の側からも指摘されている。島津康男氏は、それを次の三点にまとめている。一つは、市場機構や資本の扱いが弱くなること、二つは、自然界や生物界との整合的記述を意図したことによって資本主義がうまく扱えないこと、三つは、生活の質にかんする願望の対応は欠落していること、である¹¹⁾。

一方、生態学者からも、概念としての生態系と、事実としての生態系の間には大きな断絶があることが指摘されており¹²⁾、生態系の論理の他分野への無批判的な展開についての警鐘ともなっている。又、生産のプロセスにおけるフロー・シートと、自然環境の中での物質に関するフロー・シートとの質的異質性についても、工学者から指摘されており、この両者を結びつけて一つのシステムに組みこむことは本質的に不可能ではないか、との疑問や危惧が表明されている¹³⁾。

以上にみるような種々の問題点にも拘らず、エコロジー経済学は、現代の機械文明批判（更には、石油文明批判）の経済学として、また反「工業」主義の経済学として根強い影響を払拭しきれていないといえよう。又、経済学の分野でも、無視と好奇の両端を搖れ動いており、評価も定っていないように思われる。

筆者は、エコロジー経済学の批判的理解のうちにも、それが提起する理論的課題として、次の二点を掲げるものである。

第一は、自然や生産力の概念や物質代謝論を深めることによって、人間と自然との物質代謝過程と再生産過程との関連を統一的に把握しようとする視点である。

第二は、現代の生産力構造の歪みを、農業と工業のアンバランス及び両者の乖離という視点から理論的に握り下すことによって、工業と農業のかかわりの本來的あり方を探り、両者の高次のレベルでの体系的再建を展望するという視点である。

次章では、エコロジー経済学の大工業論及び資源論の批判的検討を通して、上記の理論問題について考える手がかりとしたい。

注

1) 例えば、この認識の背景には、従来の経済学に対する次のような批判=反省がふまえられている。まず第一に古典派経済学についてみると、人間の経済活動と自然との連関の分析は、主として土地一食糧一人口という三つの要因の系列に、光があてられた。経済理論としては、せいぜい「土地収穫過減の法則」にもとづく地代理論と、付隨的に長期的経済成長の可能性が論及されるにとどまった。

第二に、新古典派経済学にあっては、生産の法則は自然科学的性格をもつものとして経済分析の直接の対象から外され、経済と自然との関連については、収益法則および外部経済ないし不経済という形で論じられてきたにすぎない。

これらと対照をなすものとして第三に、マルクスの経済分析の基底には史的唯物論の視角がある。①自然と社会経済システムとの相互交渉が、社会のダイナミックスの規定的な原動力となるということ、②この自然との間の物質代謝の能力は生産力の中核をなし、その具体的表現は生産と交通の技術体系であるということである。このように重要な役割を演ずる生産力は、生産関係と対応関係にあり、この対応関係は「質料」であって、商品経済ないし市場経済メカニズムという「形態」によって編成されている。ところが、近代の資本主義商品経済メカニズムのもとでは、必然的に自然と社会経済システムとの間に分裂が生まれる。それが、経済理論上では、近代大工業の成立にともなう都市と農村の分裂、工業と農業との物質循環の破壊という形で、問題にされてくるのである。

マルクスのこのような提起は、しかしながら、かれ自身、経済理論の固有の対象領域を資本主義的な市場経済メカニズムの「形態」をまったく生産関係の分析に限定したため、その後おそらくずっと最近まで、技術論などは別として、経済学の発想の中からは忘れられてきたといってよい。永安、京極、渋川「エコロジー経済学への試み」参照。

2) 「宇宙船地球号」(Space-ship Earth, Space Ship Earth)という発想には、①有限地球觀、②人類共同体、③生物共同体、という三つのポイントがある。このような発想を提唱した人々には、1965年のA. E. Stevensonあるいは、B. Ward, *The Spaceship Earth*, 1966. K. E. Boulding, *The Economics of the Coming Space-Ship Earth*, in *Environmental Quality in a Growing Economy*, ed. by H. Jarrett, 1966, and

- in "Beyond Economics," 1968. (公平俊平訳『経済学を越えて』竹内書店, 1970)。R. B. Fuller, *Operating Manual for Spaceship Earth*, 1968 (東野孝明訳『宇宙船「地球号」』ダイヤモンド社, 1972) がある。
- 3) 山口正之「ローマ・クラブへの報告」「科学と思想」No. 31, 1979年1月, 新日本出版社。
- 4) 近代経済学の「第二の危機」とその再建の動向については、関恒義『近代経済学の破産』青木書店, 1976年, 及び坂井昭夫「『公共経済学』批判再論」「経済」1975年10月号参照。
- 5) 永安・京極・渋川「エコロジー経済学への試み」玉野井編『文明としての経済』。1973年10月潮出版社。
- 6) 玉野井『エコノミーとエコロジー』4ページ。
- 7) 現代資本主義における地域・技術・資源に関する理論的把握として、池上惇『財政危機と住民自治』青木書店1976年(とくに第1章「地域における貧困化問題」), 及び、島恭彦『地域の政治と経済』自治体研究社, 1976年(なかでも、付論「地域の政治経済学」)が注目される。
- 8) 島津康男「生態学と『現代経済学』」「経済」1976年5月号。
- 9) 本谷勲・広井敏男「生態学的環境論」「科学と思想」No. 8, 1973年4月。
- 10) 神保元二『生産は環境と調和できるか』日刊工業新聞社, 1973年, 181ページ。

Ⅱ. エコロジー経済学の大工業論

(1)

エコロジー経済学の、市場経済一般への批判は、今日の工業文明そのものへの批判に結びつけられて展開されており、「市場と工業」への批判こそ同理論の看板となっていることは既にみてきたとおりである。そこでの現代工業批判は次のような特徴をもつ。

第一に、工業一般の生産原理そのものへの批判としてまず推定されていることである。

第二に、現代工業体系の歪みを、工業一般に不可避的な帰結として把えていることである。

第三に、その対極に、農業を生態系に適合する原理として位置づけ、有機的生産を基礎とした産業システムのあり方を示していることである。

それでは、こうしたエコロジー経済学の工業・農業論がどのような理論に立脚しているかを次にみよう。

まず、工業原理そのものへの批判は、農業的生産を工業的生産との次のような対比においてとらえるエドゥアルト・ダヴィッドの理論に基づいているという点があげられる¹⁾。

ダヴィッドは、農業と工業の差異について、前者=「有機的生産」とし、後者=「機械的生産」として区別する。有機的生産においては「生命あるものの展開」があり、機械的生産においては「死んだ物体の加工」がある。「農業=有機的生産は一種の生命共同体を形成して」いるのに対し、「工業=機械的生産は生命のない設備のメカニズムにすぎず、人間の消費=生活過程は生産過程の外部に存在する」。更に、原料についても両者では決定的に異なるとして、農業上の原料=「生きた有機体」、工業原料=「死んだ素材」と規定している。

このような産業区分は、生命系という視点に基づくという点ではユニークではあるが基本的な誤りを犯している。

その一つは、有機物と無機物の区別と関連についての誤りである。19世紀半ばまでは、生物体を構成する物質は生物の「生命力」という不可知な作用の産物と考えられていた。しかし、化学の進歩により、有機物は無機物から合成できるようになり、両者は絶対的なしかたで区別されるものでないことが明らかとなったのである²⁾。ダヴィッドが参照したとされるドイツのフォン・リービッヒ（1803～73年）自身、植物の栄養に関する科学的な研究によって、1840年に、有機物質である植物の栄養物が無機物質であることを明らかにしたのであり、それによって、農業は無機質肥料の利用を採用することになり、その生産力を大いにのばすことができたのである。一方、タール（コークス製造時の副産物）の資源化と密接に結びついて発達した有機化学は、有機合成工業を生みだし、無機物質の合成によって有機物質を製造することを可能ならしめたのである。しかも、高分子の合成技術およびその工業の

発達は、高分子物質の自然物（木材、紙、食物、繊維、ゴム等その他数えきれないほどのもの）と類似な、あるいは天然には存在しない物質をつくりだし、人間の生活および生産力に直接間接に貢献するようになったのである³⁾。

こうしてみると、工業を機械的生産として断定し、農業（=有機的生産）と対置するダヴィッドの工業論には、化学工業を軸とする装置工業が視野の中に入っておらず、それ故、機械的工業を対象とした議論でもって工業全体を論じるという偏向がみられるのである。今世紀に入ると、化学工業は、化学・物理化学などをますます意識的に採用し、さらに科学的な工業としての性格を濃くするとともに、高度な耐酸、耐アルカリ、耐高圧装置、触媒、生産工程の連続化などの技術の発展によって、巨大な総合工業に成長した。とくに注目すべきことは、各種の合成化学工業の発達によって、最も普遍的に存在する資源の利用を可能にし、さらに既利用資源の利用法および製品の範囲を著しく増大したことである⁴⁾。

そうしてみれば、ダヴィッドの理論を無批判に現代にあではめるエコロジー経済学者の見解には、有機物と無機物に関する基礎的認識の欠落だけでなく、現代の巨大な存在である化学工業等をも視野から外すという時代錯誤の側面があるといえよう。なかんずく、公害・環境問題と資源問題の解明をはかり、その変革の産業システムを提示せんとして登場したエコロジー経済学が、元来、廃棄物利用型産業として生成・発展してきた化学工業を論じないということは致命的弱点といわねばならない⁵⁾。

このような基本的弱点に帰結するエコロジー経済学の産業区分そのものの問題点についても次に問われねばなるまい。それは、農業と工業の区分を基本的な労働手段の相違によってはかるのではなく、有機的生産と機械的生産の差異という指標でもって、即ち、人間が自然に対して働きかける方法の現象的相違でもって、しかも生産過程における労働対象の変化の仕方の相違でもって、二大別している点である。

そもそも人間が自然に対して働きかける方法には大別して二つある。一つは物理的変化を利用するもの、他は化学的変化を利用する方法である。現在の高度に発達した複雑な生産においては、ほとんどすべての場合にこの二つの変化の組合せを利用している。エコロジー経済学のいう機械的生産とは前者を主内容とするものであり、有機的生産とは後者の一形態とみることができよう。例えば、農業は、土地という自然物の容器の中で、化学的変化を主内容とする加工という自然的過程を利用する産業である。ところが化学工業も労働容器の中で進行する自然的過程が产出過程の中で基本的な重要性をもっている点では農業と同じである。そこでの差異は、化学工業における労働容器が完全な人工物であるという点である。従ってまた、労働対象が生物であっても労働容器が完全な人工物である場合には、その技術的な性格は工業なのである。このことは、自然酵母を以て農家で行なわれる醸造業には何程かの農業的な側面が残っているが、純粋培養酵母による近代的な工場での醸造となればまったく化学工業の性格に移ってしまうし、近代的な食品工業や抗生物質製造業などはその技術の基本的な性格としてはまったく化学工業であることを見ても理解できよう。これは、労働容器が完全な人工物となることによってその再生産の機構が完全に人間の支配下に入ってしまうからである⁶⁾。まさに、エコロジー経済学の産業区分でもってしては、そうした農業と化学工業の区別と関連すらつかめなくなるのである。

いうまでもなく、産業各部門を区別しているものは、そこでの自然に対する社会的働きかけの仕方、すなわち労働手段、労働対象、およびそこでつくりだされる生産物の相違であるが、産業そのものは、さまざまな財貨の生産者の集団に他ならず、社会的分業と交換を通して経済的諸関係の規定を強く受ける生産制度である。

マルクスは、労働という視点から社会的分業を、農業や工業などという大きな諸部門への社会的分割と、これらの生産部門の種や亜種への区分に分類し、前者

を一般的分業、後者を特殊的分業として規定した⁷⁾。まさに、人間労働を分割し、多様化するものは、基本的に生産手段、とりわけ労働用具の分化・多様化であり、したがって産業の基本的構成、その分化を根本において規定しているものは生産手段であり、わけても労働手段の生産ないし再生産を人間がどこまで握っているか、に他ならない。

この観点に立てば、産業は基本的な労働手段が自然に与えられたもので構成されているか、それとも全く人工的であるかによって、農業的産業と工業的産業に二大別される。

ところが、エコロジー経済学にあっては、農業と工業のこうした基本的差異をふまえずに、有機的生産と機械的生産という現象上の差異でもって大別しようとするところに、近代工業を総合的に把握することさえできず、農業と工業（とりわけ化学工業）の区別すら明確にできなくなっているのである。

(2)

以上にみる工業・農業についてのエコロジー経済学の理論的把握は、次にみるように、現代工業体系の歪みを、工業一般に不可避的な帰結として把える反「工業」主義の主張に転化するのである⁸⁾。

即ち、現代工業文明の危機は「工業の原理を農業に適用し」たところに由来するといふ。というのも、「工業=機械的生産は生命のない設備のメカニズムにすぎず、人間の消費=生産過程は生産工程の外部に存在する」からである。このため、「生命すなわち生きているものを取り扱う」農業の破壊の上に築かれた現代工業の下では、「大量生産と大量消費が同時に大量廃棄をともなう」こととなったのだと主張する。そして、こうした視角から、「現代テクノロジーとエコロジーとの恐るべき分離」を告発するのである。

エコロジー経済学によれば、こうした現代産業の矛盾も、「人間の工業的世界が生態系から独立し、生態の自律系とは不整合な一環を形成しているところに問題が始まる」ことになるのであり、そこから、「非工

業生産における自然の生命系の律動」，すなわち，農業的生産を中心とした自然・生態系に適合した産業構造への転換を提言するのである。

そして，「現存の社会・経済システムに自然・生態系を導入することは，社会システムに『地域主義』(regionalism)を導入することにひとしい」として中世をモデルとした「地域主義の再生」を主張するのである。

たしかに，工業と農業の恐るべき分離や工業そのものの歪みによる社会的物質代謝の破壊はエコロジー経済学の指摘をみるとまでも現実の脅威となって現出している。とりわけ，戦後日本の高度成長下では，国内資源と農業をおしつぶして，公害多発の大型素材工業たる重化学工業の急速な拡大がはかられ，石油一辺倒のエネルギー供給構造が形成されたのである。

こうした産業の不均衡と歪みが日本経済の今日的危機の重大な要因となっている中で，「農・漁業を基幹的産業として再建し，食糧自給率を高めること」，「また国民生活の向上と結合した伝統産業・地方産業・軽工業の拡大発展をはかる」ことによって，「これらの部門の拡大が，最新の巨大産業の発展とバランスがとれた形ですすむ再生産の方式を」実現させることができが緊急の政策課題として提起されている^①。

そこに問われているのは，エコロジー経済学が述べるような工業一般への原理的拒否と農業への回帰ではない。巨大産業の一方的拡大を抑えつつ，伝統的な技術にもとづく小生産や，自然の労働生産性の制約を厳しくうける農・林・漁業などの生産の拡大・発展を保障することによって，産業構造の大きなゆがみを是正していくことなのである。その際，巨大産業のもつ生産技術が，今後発展させるべき予防技術や産業廃棄物の処理技術，更には代替技術と結合して，産業構造の改造の大きな支えとなることはいうまでもなかろう。

しかしながら，エコロジー経済学にあっては，農業は有機的生産である故に生態系に適合しており善であるが，工業は機械的生産にして非生命系であるため，本来的に生態系と不適合であり，その巨大化が公害や

資源危機など現代の諸矛盾の根源となっていると言うのである。

そこには，既存の機械体系や技術を創出し，それを大規模に採用してきた金融資本や現代資本主義の問題は入ってこないのであり，しかも機械制大工業の資本主義的発展のうちに，工業と農業の高次の総合的結合をも批判的に見えていくという視点が弱いため，中世への批判を欠落した農業への回帰と，孤立した抽象的な地域主義の展望にしかつなげうことができないのである。

たしかに，機械や技術自体は，社会的条件から相対的に独立な内的発展法則によって発展してきたが，社会の生産のなかで機能し蓄積されてきたものもある。したがって，階級社会でのさまざまな刻印をきざみこんでいる。公害発生型・資源浪費型の機械体系や安全設備の欠らした機械体系などがその例としてあげられよう。これらは，機械体系そのものの全体のあり方や機能の問題として，再検討しなければならない問題を含んでいる^②。

とはいえる，化学工業を廃物・副産物利用の総合産業として発展させ，大土地所有制の廃止によって社会的物質代謝を生命の自然法則に適合した体系に改造すべく，農林漁業をしてその基本的な本来の役割を果たさせた場合，現代の技術体系のゆがみを是正していくことは十分可能である。その展望は，工業の原理的拒否の中にではなく，金融資本の支配への拒否と産業経済の自主的民主的再建の内にこそ見出していかねばなるまい。

注

- 1) 玉野井編『エコノミーとエコロジー』にその理論的軌跡が明瞭に示されている。
- 2) 社会科学辞典編集委員会編『社会科学辞典』新日本出版社（新版），1978年，336ページ。
- 3) 小出編『日本資源読本』243-246ページ。
- 4) 化学工業はかつて「悪魔の水」といわれたガス液やコールタールからはじまって，人間や動物の排泄物にいたるまでなんでも原料として利用することを通して，廃棄物利用型産業として，環境浄化産業として発展してきた。しかし，今日では化

学工業はもっとも「効率的」な資源である石油を主原料とする道をひらき、かつて原料であった各種の廃棄物など見向きもしなくなった。これが今日廃棄物問題が公害問題として大きくクローズアップされるようになった主な原因であるが、他方では、化学工業のみなら環境資源多消費型産業の最右翼にさえ数えられるに至っている。

こうした化学工業の今日的形態のゆがみを正し、その本来的特性を發揮させうるような変革の展望こそ、現代工業論の重要なテーマの一つでもあろう。

- 5) 田辺振太郎『技術論』青木書店、1960年、144-145ページ。
- 6) マルクス『資本論』規訳全集23巻461ページ。
- 7) 玉野井、前掲書。及び神里公「生態系からみた現代工業社会」、渋川則雄「生態系とストック経済」『経済セミナー』1974年11月等が、その代表的論稿である。
- 8) 日本共産党中央委員会経済政策委員会『日本經濟への提言—危機に挑戦する再建計画』1977年
- 9) 吉田文和「機械と大工業(1)」(島恭彦監修『資本論』と現代経済(1)』青木書店1978年

III. エコロジー経済学の 資源論

現代資本主義のもとでは、人間と自然との物質代謝過程が、独占体の高蓄積とともにあらわれる工業生産の大規模化と特定地域への資本と労働力の過度集中などによって大きく搅乱されるようになった。その典型的なあらわれが、特定資源の涸渇、ゴミ・廃棄物問題、公害・環境破壊などである。こうした人間と自然との物質代謝の搅乱こそ、再生産の現実的前提の崩壊を生みだし、再生産の長期的停滞・搅乱をもたらすのであり、それが現代資本主義の構造的危機の一要因ともなっている。

ここに、今日の資源問題を分析するばあい、人間と自然との関係を重視する視角、とりわけ人間と自然の物質代謝過程と再生産過程との関連を正しく把握することの重要性が強調される背景がある¹⁾。

エコロジー経済学にあっても資源問題の位置は環境問題とともに二大テーマとなっており、特に上記の視

角を「生命系の視座」から掘り下げようとするところにその特徴がある。

まず、資源問題についてどのように把えているかをみよう。

同理論によれば、人間は、一方では資源体系としての自然・生態システムの利用者として登場し、他方では環境体系としての自然・生態システムへの参加者という位置にたっている。資源危機とは、人間界の拡大限界であり、環境の危機とは、有限の地球における人間界のはめこみの不整合である。それ故、次の二つの局面で人間の経済活動に対する制限要因が問題になる。第一は、物質・エネルギーの投入量の問題、つまり資源涸渇の問題である。第二の制約条件は、物質・エネルギーの流れの経路と質量・速度の問題であり、環境破壊ないし汚染としてあらわれている。したがって、このような人間の生存条件の危機に対して、自然・生態システムのトータルな構成原理を自覺的に生かしていくかねばならない。即ち、自然・生態システムおよびその生物的論理を中心として成立する農業と、非生物的論理に基づく工業との統合、クローズド・システムの循環経済の形成こそ不可欠だという²⁾。それといふのも、「狭義の経済学」の対象とする市場と工業の世界にあっては、非更新性資源を自明のものとみなしてきたからであって、開放定常系の生命システムのなかにこそ、はじめて、資源も無限に更新可能なものとしてとらえ直すことができると主張する³⁾。

以上にみるエコロジー経済学の資源觀は、更新不能な地下資源への無制約な依存・利用体系、一方通行型の収奪的・浪費的・環境破壊的利用体系を批判し、更新可能な資源の保全・利用、廃棄物・副産物の再生・循環利用への転換を提言するかぎりでは、それなりの説得性をもっているといえよう。

しかしながら、資源「枯渇」の危機を工業生産の不可避的宿命と把え、「市場と工業の世界」の彼方に解決の展望を見出すという視角には無視しえない問題点をはらんでいる。

第一に、独占資本主義の資源浪費的性格から目をそ

むけさせる役割を果たすという点である。今日の資源問題の重要な側面として、独占資本主義に固有な資源の大規模な浪費がもたらした資源「枯渇」の危機があることはつとに指摘されできた。ところが、エコロジー経済学にあっては、現代の工業生産物が原料を決定的に鉱産物に依存していることと、資本による地下資源の濫掘・濫費をごたまぜにして、しかも両者を工業生産の本質であるとしてとらえることにより、反「工業」主義には行きついても、独占資本主義の資源浪費的性格を批判し、それに社会的規制を加えていくという現代の直面する課題を欠落させてしまうのである。

更新可能資源の比重を高め、循環利用の体系に転換させるというエコロジー経済学の提言も、独占資本にたいする社会的規制・誘導の課題を抜いているために何ら具体的な形をもって迫ってこない。

例えば、更新可能資源の比重を高めていくには、再生産のための前提条件を不斷に整備・改善しなければならない。ところが、独占資本の利益に直接奉仕するかたちでこれら再生産可能な資源の開発・利用がおこなわれるばあいには、この種の資源の再生産基盤の崩壊を導くことになる。また、資源の循環的再生利用は、独占資本に利潤が保障されなければ実行に移されないのである。更には、天然資源と生産力の巨大な部分が戦争と戦争準備に浪費されている事実や、「計画的陳腐化」に典型的にみられる大量消費促進の手法の拡大等は、今日の資源問題の基本的側面が、エコロジー経済学のいうように工業生産の本質と拡大にあるのではなく、独占資本主義に固有の資源の大規模浪費にあることを示している。

第二に、資源問題の解決の展望を機械体系と技術のゆがみの是正をふまえた機械制大工業の発展のうちに、即ち、工業と農業の高次な結合の展望のうちに見出すのではなく、生態系システムへの回帰のうちにしかその出口を見出しえないという点である。

人間社会はそれ自身が自然との物質代謝を行なうものとしては一個の巨大な生物でもあり、いわば「社会的生産有機体」である。この有機体にとって、労働手

段の体系は、いわばその「生産的諸器官」をなしている。その労働手段の再生産をより深く人間が握り、人工物に転換するという工業的産業の適合的な発展のうちにこそ、資源問題の解決の鍵があるのである。それといふのも、資源の範囲や内容が、労働手段の発展度合に規定されるからであり、科学技術の発展とともにあって歴史的に変化するからである。

その点では、自然と人間との間でおこなわれる物質代謝は自然・生態系の循環と同一ではなく、その本質を人工的発展としてとらえるほかないものである。今日のように巨大化した人間の物質代謝は、人間と自然との物質代謝それ自体として、すでに社会的なものとして把握せざるをえない。そこには地下資源のように本質的に非循環的なものをふくんでいるだけでなく、本来的に生態系でありえたきわめて普遍的な物質の循環をも社会的なものに変化させたのである¹⁾。

ところが、エコロジー経済学にあっては、工業の原理の否定のうちに資源問題解決の展望を見出さねばならず、自然・生態系にのみ直接依存した解決策——農業的生産を核とした「有機的生産」体系と、再生産可能資源の拡大——に限定されていくのである。それ故、みずからの中に原料資源拡大能力を蔵している化学工業の発展のあり方や、化学工業と農業との間の新しい結合の可能性、更には農業を物質的素材転換に関する科学の応用部門としても発展拡充させていくという展望は拓けてこないのである。

しかも、エコロジー経済学のいうような農業の復興発展も現代にあっては工業とのより高次の協力のもとでしか可能でないことは、マルクスやエンゲルスの指摘をみるとまでもなく周知の事実となっている。とはいえ、この古典のさし示す（工業と農業の対立的発展のもたらす未専有の弊害への批判と）両者の、新しいより高次な総合化の視角は、エコロジー経済学の批判的理解にとっても貴重な示唆を投げかける。

エンゲルスは、『反デューリング論』の中で、蒸気力の資本主義的利用が、一方では資源の地域的局限性をとり除き、都市集中と資源の普遍化を可能にした

が、他方において、水資源の略奪と破壊をよびおこし、「比較的きれいな水」という産業存続の基本条件をも掘り崩して「水という水を悪臭を放つ汚水にかえてしまう」ことを鋭く喝破した。そして、都市と農村の対立の廃止こそ、農・工業にとっても、問題の解決にとっても必要不可欠な課題となつておる、こうした方向が、又、資源問題の解決の展望にもつながることを指摘した⁵⁾。

一方、マルクスは、資本主義的生産様式のもとでの工業と農業の対立の姿を人間と土地とのあいだの物質代謝の攪乱と把えた。しかも、両者は単に「分け隔てている」状態にあるだけでなく、むしろ、相乘的悪作用によって、社会的物質代謝の破壊の手段をも相互に提供するという側面をもつに至る。「なぜならば、農村でも工業的体制が労働者を無力にすると同時に、工業や商業はまた農業に土地を疲弊させる手段を供給するからである。」こうした条件下では、資本主義的農業のどんな進歩も、「土地から略奪するための技術の進歩であり、一定期間の土地の豊度を高めるためのどんな進歩も、同時にこの豊度の不斷の源泉を破壊することの進歩でもある」という側面を余儀なくされる⁶⁾。

ここに、資本の合理性と大土地所有の彼岸に、工業と農業の新しい、より高次な総合化が展望される。つまり、土地所有の制限、障害を除去し、「土地を、共同的永久的所有として、入れ替わっていく人間世代の連鎖の手放すことのできない存在、再生産条件として、自覚的に取り扱うことによって」、また、資本の価値増殖運動に代わって、「この物質代謝を合理的に規制し、自分たちの共同的統制のもとに置く」ということ、つまり力の最小の消費によって、自分たちの人間に最もふさわしく最も適合した条件のもとで、この物質代謝を行なうこと⁷⁾が可能となるのである。

注

- 1) 佐々木憲昭『現代エネルギー危機論』1978年、新日本出版社、7—8ページ。
- 2) 島津「生態学と『現代経済学』」及び永安他編「エコロジー経済学への試み」を参照。

- 3) 玉野井『エコノミーとエコロジー』
- 4) 加藤邦興『日本公害論』15—23ページ。
- 5) エンゲルス『反デューリング論』村田陽一訳、国民文庫(2)523—526ページ。
- 6) マルクス『資本論』第3巻⑤大月書店1041—1042
- 7) 同上、第1巻① 657
- 8) 同上、第3巻⑤ 1040, 1051

おわりに

自然と人間との間の物質代謝の問題を根底にすえた経済学の体系化をはからねばならないとするエコロジー経済学の提起は、それ自体、きわめて現代的テーマでもある。

自然・技術・社会の統一的視角がマルクス主義経済学にも欠落していたのではないかとの島恭彦氏の指摘は、上記のテーマにかかわるマルクス主義経済学の側からの率直な反省とみることができよう。

「人間は技術（労働手段）をつうじて自然に働きかけることによって人間みずからを発達させる。技術を媒介とする人間労働の発達によって、人間は自然をコントロールする能力を獲得する。これが唯物論の根本命題であり、また経済学の根本命題である。じつは、これまでの講座形式のマルクス経済学はこの大切な命題をおとしてきたのではないかと思う。」¹⁾。

本稿においては、同理論が、こうした問題提起の側面をもちろん、それが現代の課題を引き出しえていないと評価した。そして、それが何故なのかを、大工業論、資源論の観点から追究を試みたものである。

しかしながら、筆者は、エコロジー経済学の全体的評価にあたって、なお次のテーマの検討が残されているとみる。即ち、「生態系」概念をベースとした「自然」概念や社会的物質代謝論、更には、同理論の延長線上で駆使されるエネルギー代謝論や「エントロピー」概念、等についての批判である。

これらの基本的な把握については稿を改めて展開するとして、ここでは若干の示唆を加えて稿を閉じたい。

第一は、「生態系」概念の経済学への移入に関する点である。そもそも生態学における「生態系」概念は、「生産」「消費」といった概念が重要な位置を占めていることからも明らかのように、太陽エネルギーの光合成、同化作用という観点から緑色植物を起点とした生物一般の活動次元におけるものを、人間の諸活動になぞられてパターン化したものである。したがって、かかる前提の下では、生態学の諸概念や方法論を経済学に移し戻すことはそれほど困難なことではない。

とはいえ、「生産」「消費」といった基本概念における経済学と生態学の差異は、まさしく、人間は人間なしでは産出しえなかったところの生活の諸手段（及び、その再生産の基本的手段としての生産手段）を作り出すことにあるのであり、ここに、動物の社会の生活諸法則の人間社会へのそのまでの移し入れはどのようなものでも不可能としてしまう主因が存する。

「生産はやがて、いわゆる生存闘争が単なる生存手段をめぐって問題となるだけでなく享楽手段と発展手段とをめぐって問題となるまでに到らせる。既にここに——社会的に生産された発展諸手段にあっては——動物界からの諸カテゴリーは全然適用できない¹²。」

「動物社会は人間社会についての推論をくだすうえにたしかにある価値をもっている、ということである。——ただし、それは否定的な価値にすぎない¹³。」

まさに、社会が危機に立ったとき、人間とは何かをその始源にさかのぼって考え直すことで、動きのつかぬ現在を一度抜け出し、遙かな昔と遙かに遠い将来のあるべき人間と社会のビジョンを二重焼きに重ねながら、現在の人間と社会を促え直すことが強く求められる¹⁴。

自然的存在としての人間が、労働する人間であることにより、自然を積極的にとりこみ、またそれを媒介にして自らを社会的存在に高めることによって、自然をも又豊かに再生産していくところにこそ、動物・植物との異質性をみるとすれば、こうした社会的存在をふまえて、自然に制約されているという事実をどう

みるのか、この側面にどう切り込むのかが今日の経済学に厳しく問われている。エコロジー経済学の批判もこの段階まで深められないことには、生産力破壊の現代的諸問題の解明とその変革の理論にはつながりえないといえよう。

第二に、エコロジー経済学の自然観、及び物質代謝論に関するものである。

エコロジー経済学の自然観、及び物質代謝論は、自然・生態系への回帰論、自然の生命系賛美論に他ならない。即ち、自然・生態系を生命体の共生圈として把え、そうした有機的生産のシステムこそ、現代工学文明の彼岸に求めなければならないと主張する。

こうした「有機的自然のまさに調和的な協同作用」を生態系の基本的側面ととらえる自然観については、エンゲルスの次の批判がダーウィン主義との対照のうちにその本質を浮き彫りにさせる。

「ダーウィンのときまでは今日の彼の賛同者たちによって有機的自然のまさに調和的な協同作用、例えば植物界は動物に栄養と酸素とを供給し、動物は植物と肥えとアンモニアと炭酸とを供給する、と云つたぐあいのもの、が強調された。ダーウィンが是認されてしまうや否や今度はこの同じ連中が到る所にただ闘争ばかりを見ている。両方の見解とも狭い限界の内部では正しいけれども、双方とも等しく一面的であり、偏狭である。無生の自然諸物体の交互作用は調和をも衝突をも含み、生あるものの交互作用は意識された、及び意識されない、協同作用を意識された、及び意識されない、闘争と同様に含む¹⁵。」

「自然」の今日的形態じたい、長期にわたる社会的物質代謝とのかかわりの産物として把握すべし、とのマルクスの指摘は、生態系回帰論の理解にとっても示唆的である。

「自然の産物とみなされがちな動植物も、おそらくは前年の労働の生産物であるだけではなく、その現在の形態にあっては、多くの世代をつうじて人間の統制のもとに人間労働を介して継続された変化の産物である¹⁶。」

それはまた、自然・生態系の物質循環論でもって、人間の社会的物質代謝の問題を論じることの短絡性への警句でもある。

注

- 1) 島恭彦監修『経済学入門1』青木書店1978年、V。
- 2) エンゲルス『自然の弁証法』(下), 岩波文庫 231—232ページ。
- 3) エンゲルス『家族・私有財産および国家の起

源』国民文庫43ページ。

- 4) 内田義彦『資本論の世界』1966年岩波新書86ページ。
- 5) エンゲルス『自然の弁証法』(下)230—231ページ。
- 6) マルクス『資本論』第1巻1, 大月書店 238ページ。

(筆者 所員・鉄鋼労働者)

労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（下）

——炭鉱離職者援護会と雇用促進事業団に着目して——

松 田 和 男

一目 次一

はじめに—生活手段と労働政策

第1章 研究課題と分析視角

第2章 炭鉱離職者対策と労働力流動化政策の形成

- (1) 石炭産業再編成の背景
- (2) 炭鉱離職者臨時措置法発生史
- (3) 三井・三池闘争とその帰結、炭鉱離職者臨時措置法の評価

（以上、第19号）

第3章 60年代における労働力政策の展開と雇用対策法の制定

はじめに

1. 「国民所得倍増計画」と労働力政策の展開

（以上、第22号）

2. 雇用促進事業団の役割と雇用対策法の制定

終章 総括と展望—労働者統括機構と「共同業務」

（以上、本号）

2. 雇用促進事業団の役割と雇用対策法の制定

前節で見たように¹⁾、高蓄積のための労働力政策は、教育・訓練制度を労働者とその子弟に相互の競争を強制して低賃金の技能労働力を調達するものへと転換させ、さらに失業対策制度を失業救済原則の後退と財政誘導の導入によって労働力を流動化させる機関へと転換させたうえで、これら2つの制度をその政策体系に編入・吸収したものである。このような教育・訓練制度や失業対策制度の再編・編入とともに、労働力政策を担う不可欠の政策主体として創設された特殊法人こ

そ、雇用促進事業団であった。本節では、雇用促進事業団の果たした役割を検討したうえで、本章での検討結果を雇用対策法の評価と合わせて要約してみよう。

雇用促進事業団は、炭鉱離職者援護会に労働福祉事業団の失業保険関係業務が統合され改組されて、雇用促進事業団法にもとづき61年に創設されたもので、それは、「広域職業紹介」行政と職業訓練行政とを補完する役割を担うべく登場した。同事業団の業務体系は、①「労働力流動化対策」、②「技能労働者の育成対策」、③「勤労者の福祉対策」から成っている²⁾。

すでに、炭鉱離職者臨時措置法は、産炭地域に移転の困難な中高年失業者が滞留し、彼らを中心として失業反対闘争が激化してきたことを背景として制定されたものであった。同法の新しさは、「労働力の流動化」をはかり、そのための政策手段を開発・動員したことであった。他方、労働力流動化政策は、資本蓄積の従属変数として労働者を流動化させながら、高蓄積の戦略部門に低賃金労働者を調達するものとして登場してきた³⁾。炭鉱離職者臨時措置法における政策手段の2本柱⁴⁾は「労働力の流動化」を推進するものであり、したがって、それは、労働力流動化政策の政策手段として位置づけ直されるとともに、高蓄積のための政策手段に編入されたのである⁵⁾。

労働力流動化政策とともに、高蓄積のための労働力政策の柱をなしていた人的能力開発政策は、技術革新にもとづく「合理化」投資の下で、労働者の労働能力がたえずスクラップ・アンド・ビルトされ、技能労働力の養成・確保がクローズ・アップされる中で登場してきた。ここにおいては、企業内教育の強化が軸心となりながら、それを補完する方向で「後期中等教育」

を中心とした公教育が再編成され、この中で公共職業訓練は「後期中等教育」の最底辺に編入されていった¹⁰⁾。

このため、炭鉱離職者対策の一手段として発足した炭鉱離職者援護会の各種手当支給と住宅対策とは労働力流動化政策の不可欠の政策手段として位置づけられ、労働力福祉事業団の失業保険関係業務は人的能力開発政策の政策手段として位置づけられた。こうして、「国民所得倍増計画」で労働力政策が定式化されるとともに、炭鉱離職者援護会と労働力福祉事業団の失業保険関係業務は、労働力政策の政策的担い手として統合され、雇用促進事業団に改組されるに至ったのである。

同事業団は、労働省の大臣官房、職業安定局、職業訓練局などの監督下¹¹⁾におかれた特殊法人であり、その組織体系は、労働大臣が任命する理事長、副理事長および監事、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する理事、以上を役員とし、この役員の管理の下に本部各部課職員、各支部職員等々がおかかれている、というものである¹²⁾。

同事業団の資金は、業務対象者別に次のように充当されている。一般業務のうち、主に施設建設には失業保険特別会計と地方公共団体からの出資金が、主に事務費には失業保険特別会計からの交付金が、移転資金や訓練手当の給付¹³⁾には一般会計からの交付金などが各々充当された。炭鉱離職者援護業務に関する資金は、一般会計からの補助金や、石炭鉱業合理化事業団からの交付金などが充当された¹⁴⁾。

同事業団が労働行政機関とは別に特殊法人として設立された事情は、次のようなものとされていた。すなわち、「行政機関が直接行うよりも、国の監督の下に特殊法人が多岐にわたるこれからの業務を一元的に実施した方がより適切である」¹⁵⁾、と。ここに見られるように、業務実施の一元性が特殊法人化の根拠として強調されている。また、政策対応の弾力性がO E C D 検討員によって指摘¹⁶⁾されている。こうした事情を、同事業団の前身としての労働力福祉事業団の設立経過¹⁷⁾

とあわせ考えれば、業務実施の一元性、政策対応の弾力性とともに「人事的財政的効率性」こそ、特殊法人化の根拠であった、といえよう。

同事業団と労働省との関係は、先に見たように、同事業団が本省の監督下にあるとともに、役員の人事権が労働大臣に所属しているというものである。ここからすれば、同事業団は行政機関そのものほど厳格でないにしても、労働大臣と労働省高級官僚の指揮・監督下に服した階層制的組織であることは明瞭である。このことと労働省との人的交流¹⁸⁾を考えあわせるならば、同事業団は官僚機構¹⁹⁾に準ずるものである、といえよう。

さらに、同事業団の資金充当方式の特徴は、教育・訓練手段や住宅などの生活手段の建設資金が、主に失業保険特別会計から充当されていることである。このことは、元来は失業者の生活保障のために運用されるべき失業保険金が、高蓄積に必要な低賃金労働力を調達するために運用された、ということを意味している²⁰⁾。

以上のような設立事情と特質のある雇用促進事業団に関して、次に具体的に業務を検討してみよう。その場合、多様な業務の中で、教育・訓練関係業務と住宅・福祉関係業務に焦点をあてて見ることにしたい²¹⁾。

教育・訓練関係業務は、職業訓練法にもとづいて遂行されており、その業務は、総合職業訓練所（新職業訓練法制定後は、総合高等職業訓練校）と中央職業訓練所（65年以降は職業訓練大学校）とを構成物とするものである。前者は各都道府県に設置されて技能労働力の育成を主に担い、後者は職業訓練指導員の育成と職業訓練に関する調査・研究業務を主に担った²²⁾。

この業務は、職業訓練法にもとづいて推進されている。そのため、同法の性格について簡単にふれておく必要がある。

日本資本主義においては、伝統的に職業訓練が立ち遅れていた。戦後、職業訓練は、職業安定法にもとづく職業補導と労働基準法にもとづく技能者養成の2本柱で出発したものの、それは、伝統的な職業訓練の立

ち遅れを克服するものではなかった。55年からの技術革新にもとづく「合理化」投資の本格化の中で、技能労働力の養成・確保がクローズ・アップされ資本家団体から圧力が加えられたことを契機として、職業訓練は再編・強化されていった。58年に制定された旧職業訓練法は、まさしくこうした意図を背景にしていた。したがって、同法の内容も、「労働者保護」を後退させながら、「技能労働力確保」を前面に出したものであった¹⁹⁾。この旧職業訓練法にもとづく職業訓練行政が、人的能力開発政策や労働力流動化政策の下に編入され、戦略的に位置づけられるようになった。これに対応して、行政機関でも労働省本省で61年に職業訓練局が職業安定局から分離・独立した。雇用促進事業団の教育・訓練関係業務は、このような方向を一層おし進めたものである。

こうした性格を持つ教育・訓練関係業務を、各々の

構成物に即して以下で検討してみよう。

総合高等職業訓練校は、中卒者を対象とした養成訓練と失業者を対象とした転職訓練とを主な構成物とするものである。

同校は、技能労働力需要に対応して急速に整備・拡充され、それは、全国的職業訓練施設網の整備と施設規模の拡大、さらには工業地域への立地として進められていったものである。（＜表1＞参照）

養成訓練は全日制で2～3年間の訓練を施すもので、それは、産業構造の重化学工業化に対応して拡充されていった。すなわち、訓練科においては、生業的訓練科の増設が抑制されつつ、機械・金属関係の訓練科を中心に増設されていった。また、訓練修了者の規模別就職状況は＜表2＞の通りである。＜表2＞によれば、専修職業訓練校²⁰⁾とは対照的に100人以上規模就職者が多い。

＜表1＞ 総合高等職業訓練校施設概況 (70年4月1日現在)

所 在 地	35年度以前に設置		36～41年度に設置		42年度以降に設置		合 計	
	校数	平均敷地面積 <i>m²</i>	校数	平均敷地面積	校数	平均敷地面積	校数	平均敷地面積
北 海 道	4	52,276	1	37,068	—	—	5	49,235
東 北	6	26,118	1	33,000	5	34,705	12	30,270
関 東	7	24,230	1	63,659	2	41,910	10	31,709
中 部	9	19,697	2	18,500	5	36,075	16	26,077
近 畿	4	28,794	4	28,072	3	32,507	11	29,544
中 国	6	17,290	3	56,295	1	33,106	10	30,503
四 国	4	13,836	—	—	1	27,289	5	16,526
九 州 ・ 沖 縄	9	21,247	2	36,942	3	44,450	14	28,423
合 計	49	24,045	14	37,556	20	36,450	83	29,312

出所) 『雇用促進事業団10年史』145～149ページ付表により作成。

(注) 年度は昭和のものである。

<表2> 養成訓練修了者の規模別就職状況 (%)

年 度(昭和)	種 別	1～4人	5～14人	15～99人	100～299人	300～499人	500人以上
37年度下期	専 修	9.0	18.7	35.5	17.0	6.0	14.0
	高 等	0.7	5.7	25.5	24.2	11.8	32.1
39年度下期	専 修	8.7	18.1	31.1	16.2	6.5	19.4
	高 等	0.5	5.0	19.8	20.6	12.4	41.3
41 年 度	専 修	28.9		31.5	14.9	5.3	19.4
	高 等	7.6		24.9	20.6	10.6	36.3
43 年 度	専 修	28.2		29.6	15.6	6.7	19.9
	高 等	8.0		23.8	18.5	10.0	39.8

(出所) 労働省職業訓練局調。『産業訓練100年史』表94より抜粋。

<表3> 転職訓練修了者の規模別就職状況 (%)

年 度 (昭和)	1～4人	5～14人	15～99人	100～299人	300～499人	500人以上
39年度下期	4.3	23.4	49.8	14.3	3.8	4.4
41 年 度	24.9		44.0	14.8	4.3	12.0
43 年 度	28.9		41.1	17.9	2.4	9.6

(注) 労働省職業訓練局調。『産業訓練100年史』表94より抜粋。

この養成訓練の動向からすれば、それは、全国的職業訓練網の下で、住民子弟に技能教育をほどこしながら、高蓄積のために若年の低賃金技能労働者を、専修職業訓練校修了者よりは大規模な企業に調達していく役割を果たしたものである。

中高年失業者を対象として1年以内に施される職業訓練が転職訓練である。それは、63年の「失対2法」改悪によって「就職促進の措置」が法定されるとともに全失業者を対象としたものとして開始され、以後急速に拡大されていったものである。この転職訓練修了者

の規模別就職状況は、<表3>の通りである。<表3>が雄弁に物語る ように、その就職先の大部分は100人以下規模の事業所である。

この転職訓練の動向からすれば、それは、中高年の中高年失業者に速成の技能教育を授けて、経営の不安定な小零細規模の事業所に再配置し、高蓄積のための低賃金基盤を支える役割を果たしたものである。

以上のような総合高等職業訓練校の業務は、66年に雇用対策法によって積極的労働力政策が法制化されるとともに、一層拡充されていった。そして、能力主義

管理の定着に伴って就業労働者の再訓練が急速にクローズ・アップされることになった。この再訓練が、69年に制定された新職業訓練法の中で正式に規定づけられ、総合高等職業訓練校の業務は、「生涯訓練」の方向で新規学卒者を対象とした養成訓練、失業者を対象とした能力再開発訓練、就業労働者を対象とした向上訓練の3本柱に再編成されていった²¹⁾。

こうして、技術革新にもとづく「合理化」投資の下で、たえざる技能のスクラップ化と雇用不安に見まわれる労働者に一面的なじたがってたえず再訓練を必要とする技能教育を受けながら、これにたよらざるをえない労働者を生涯にわたって統括する機構が強化されていったのである。

以上のような教育・訓練を通じての労働者統括の生涯化の中で、官僚統制に服しつつ労働者を支配する担い手として位置づけられていった者こそが、教育労働者としての職業訓練指導員である。

職業訓練大学校は、「職業訓練の中核機能を果たすべき施設²²⁾」として、61年4月に中央職業訓練所の名称で開設されたものであり、その業務の2本柱は、職業訓練指導員の養成と職業訓練に関する調査・研究である。

職業訓練指導員の養成業務は、発足時には、高卒者を対象とした長期課程と、高校卒業後5年以上の実務経験を有する者を対象とした短期課程とから編成され

ていた²³⁾。前者は、「4年コースでおおむね大学卒業程度の専門知識と技能検定2級程度の技能習得を目標とする」ものであり、後者は、事業主の推薦を経て「6ヶ月間に主として指導の方法に関する学科、工業に関する専門学科の知識を補充しようとする」ものであった²⁴⁾。

この職業訓練指導員養成業務の実態に接近するためには、両課程卒業修了者の動向を簡単に見ておこう。

<表4>は、長期課程卒業生の就職先である。これを見れば卒業生累計中360名が公共職業訓練機関に就職し、その大部分は職業訓練指導員に就いている。これに対して、短期課程の修了者は、「各所属企業に復帰し、ほとんどの者は同企業内の職業訓練を担当している²⁵⁾」といわれている。

以上の業務内要からすれば、長期課程は、公共職業訓練機関による労働者統括の担い手を調達する役割を果たし、短期課程は、企業の労務管理を補強する役割を果たしたものである²⁶⁾。

職業訓練に関する調査・研究業務は、「流動する産業界、教育社会情勢に即応した効果的な職業訓練を推進するために、必要な基礎資料の収集、情報の提供、適切な指導を行なうこと²⁷⁾」を主たる目的として開始されたもの、とされている。この業務は、制度・原理に関する研究、訓練対象者に関する研究、内容・方法に関する研究、効果・評価に関する研究によって編成

<表4> 長期課程卒業生の就職先調

区分	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	累計
雇用促進 事業団	人 32	人 64	人 53	人 47	人 52	人 32	人 44	人 306
	（総合高等 職業訓練校 大等） 2	6	—	5	0	2	0	15
府県専修訓練校	2	8	8	2	6	6	7	39
民間会社その他	31	12	14	12	34	56	56	215
計	67	72	75	66	92	96	107	575

(出所)『雇用促進事業団10年史』、120ページ第3表より転載

- (注) 1. 長期課程の募集定員は、昭和39年度まで80名、以後120名。
2. 年度は昭和のものである。

されている。

政策当局者の言と業務編成からすれば、この業務は、技術革新にもとづく「合理化」投資によって新たに必要とする職業訓練の方法を開発し、職業訓練のイデオロギーと方法に関する材料を公共職業機関や企業に提供することによって、教育・訓練を通じての労働者統括を補強する役割を果たすものである。

以上の2大業務の内容からすれば、職業訓練大学校は、公共職業訓練機関や企業による教育・訓練を通じての労働者統括において、その担い手を提供するばかりか、そのイデオロギーと方法に関する材料をも提供する一種の「精神労働」的役割を果たすものである、とすらいえよう。

次に、雇用促進事業団の住宅・福利厚生関係業務を見てみよう。これは、同事業団による雇用促進住宅設置・運営業務と事業主への雇用促進融資業務とを構成物としたものである。

雇用促進住宅の設置・運営業務は住宅を設置し貸し付けるもので、「広域職業紹介」行政の補完物として登場した。この業務は、炭鉱離職者援護会によって、移動式パイプハウスを用いて失業者の家族ぐるみでの移動がはかられたことを原型としている。

この業務が労働力流動化政策の中で位置づけられたのは、次のような事情によるものであった。すなわち、高蓄積によって労働・家族・地域が再編成され、その下で職場と家族・地域生活を解体された中高年失業者は、劣悪な社会保障水準のゆえに、なお失業対策事業に滞留していた。彼らは家族ぐるみの移動が極めて困難であるために²⁸⁾、失業対策事業の「打切り」を行なうとともに住宅をあてがって彼らを流動化させることによって、はじめて彼らを高蓄積のための低賃金労働力として活用したのである。この場合、中高年失業者たちは、職場と家族・地域生活が解体されたうえに「失対打切り」が強行されていったために絶望的貧困に陥り、こうしたわずかばかりの住宅による誘導に依存して流動化せざるをえなかったのである。こうして、雇用促進住宅の設置・運営業務が、労働力流

動化政策の中での不可欠な政策手段として位置づけられていった。

この雇用促進住宅は、地域開発政策の展開に対応して、既存の4大工業地帯から新興工業地域、さらに地域開発の拠点地域へとその建設地域を拡大していった。その結果、71年3月31日現在の地域別合計建設戸数は<表5>の通りである。この<表5>によれば、太平洋ベルト地帯に属する府県だけで建設戸数全体の過半数を占め、なかでも愛知県、大阪府の建設戸数が群を抜いている。したがってまた、地方別に見ても、中部、近畿、関東、中国の4地域での建設戸数が圧倒的に多い。

こうした分布を示す雇用促進住宅の貸付対象、貸付条件、貸付期間、入居者は、次の通りである。

雇用促進住宅は個人を貸付対象としたものであり、その貸付条件は、「①他県および公共職業安定所の管轄を越えて移動する移転就職者であること。②公共職業安定所の紹介により当該宿舎から通勤可能な地域に

<表5> 雇用促進住宅の地域別合計建設戸数
(単位:戸)

府県名	建設戸数上位8府県 戸数	地方別建設戸数	
		地方名	戸数
愛知	11,044	北海道	2,480
大阪	7,728	東北	3,440
神奈川	4,902	関東	14,900
兵庫	4,468	中部	21,948
岡山	3,478	近畿	16,618
千葉	3,208	中国	8,462
静岡	3,136	四国	560
広島	2,992	九州	2,864
合計	40,956	合計	71,272

(出所)『雇用促進事業団10年史』226, 227ページ付表より作成。

(注)この数字には、検討中、建設中の住宅戸数も含まれている。

就職する住宅困窮者であること。③その職業に就くため同居の扶養家族を随伴して、その住所または居所を変更する者であること。④家賃の支払能力および、確実な連帯保証人があること²⁸⁾。」以上4つのすべてを満たすことであり、その貸付期間は最高2年に限定されている。

その入居者について見ると、炭鉱出身者が主流ではあるが、64年度の78.9%を頂点として以後減少し、中高年失業者が多数を占めていった²⁹⁾。この住宅の管理人には、炭鉱離職者や停年退職者が充当されている。

以上の検討からすれば、雇用促進住宅設置・運営業務は、公共職業安定所と連携しつつ、移転の困難な中高年失業者を住宅の誘導によって、太平洋ベルト地帯などのビルド地域に家族ぐるみ再配置し、低賃金基盤を支えていったのである。それはまた、わずかばかりの住宅による誘導にたよらざるをえなくなった失業者を管理するものでもあった。そして、その管理者には失業者が充当されたのであり、これは、いわば「失業者による失業者の管理」であろう。

しかしながら、この業務には、日本の劣悪な住宅事情に規定されて、次のような隘路が生じたのである。すなわち、雇用促進住宅の貸与期間は原則として最高2年を限界としているにもかかわらず、<表6>の示すように、70年4月1日現在で2年以上在居者が54%

を占めるに至っており、それが、大都市圏をかかえている支部管内においては更に高比率となっている³⁰⁾。

雇用促進融資制度は、雇用促進事業団の業務として62年に新設されたもので、それは、事業主が住宅を中心とした企業内福利厚生施設などを整備する際³¹⁾に、同事業団が融資活動を行なうものである。

この制度は、その源資を失業保険特別会計からの出資金だけではなく、大蔵省資金運用部からの長期借入金にも求めている。すなわち、雇用促進融資は、政府の財政投融資計画の一環として位置づけられているのである³²⁾。

この制度の貸付対象者は、「公共職業安定所の紹介で、労働力過剰地域(労働大臣が指定する)の労働者、35歳以上の中高年齢者等を一定数以上雇い入れる事業主、集団求人等の方法で学卒等を雇い入れる中小企業事業主」であり、貸付利率においては、中小企業事業主が優遇されている³³⁾。

この制度が登場してきた背景を検討するため、若年労働者と中高年労働者との就業・生活上の特質を簡単に再確認しておこう³⁴⁾。

若年労働者の就業上の特質において見落されではないことは、若年労働者総体が独占的大企業に就業しているのではなく、彼らにあっても規模別に種別化された就業構造が存在することである³⁵⁾。そして、彼

<表6> 入居者在居期間別調 (70年4月1日現在)

支部名 在居期間	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	九州	計	百分率
6カ月未満	81	409	1,002	1,920	979	1,030	236	5,667	13
1年未満	573	428	898	1,632	1,287	911	176	5,505	12
2年未満	468	743	1,635	2,520	2,330	1,280	519	9,495	21
3年未満	269	305	2,059	2,925	2,016	504	395	8,473	19
4年未満	82	147	1,398	1,719	1,734	410	157	5,647	12
5年未満	143	47	1,093	1,504	1,096	183	38	4,104	9
5年以上	221	50	2,278	1,693	1,782	91	143	6,258	14
計	1,437	2,129	10,363	13,913	11,224	4,409	1,664	45,139	100

(出所)『雇用促進事業団10年史』、228ページ付表より転載。

らの生活上の特質を根本において規定している事情は、彼らが都市部と農村部においてそれぞれ学業を終了した後に、彼らの多くが太平洋ベルト地帯で就業を開始することである。その場合、都市部出身者は就職以前から住宅難と共同的生活諸条件の解体に直面しており、さらに農村部出身者は出身地域の住宅と共同的生活諸条件から引き離されて太平洋ベルト地帯に就職する。このため、彼ら双方ともただちに生活の拠点としての住宅を必要とし、共同的生活諸条件の充足を必要とする。したがって、若年の低賃金労働者を確保するうえで住宅・福利厚生対策は不可欠の条件となるの

である。

中高年労働者の特質は、独占的大企業から排除され、中小企業に再配置されたことにあった。彼らの生活上の特質は、彼らが家族持ちであるために単身の若年労働者以上に住宅確保の欲求が強く、また共同的生活諸条件の充足を必要としていたことである。

したがって、彼らが「過疎地域」から移転就職する場合には、住宅福利厚生対策は不可欠のものとなる。

そのうえ、従来から太平洋ベルト地帯に居住していた者も、次のような事情で住宅確保の必要性は切実さを増していた。すなわち、すでに見たように、独占的

<表7> 雇用促進融資住宅建設戸数

分類 年度(昭和)	貸付決定		公正契約	
	金額	戸(人)数	金額	戸(人)数
37	205,259万円	世帯用 5,965人	1,547戸 162,810万円	1,235戸 单身者用 4,459人
38	395,932万円	2,880 8,920	319,931万円	2,354 6,937
39	641,625万円	4,273 12,014	494,780万円	3,389 9,560
40	936,778万円	5,682 16,589	694,529万円	49,229 11,786
41	1,078,662万円	5,092 18,291	832,543万円	49,175 13,688
42	1,333,379万円	6,031 19,694	1,036,292万円	4,988 14,865
43	1,359,153万円	6,239 19,340	1,117,777万円	5,081 15,632
44	1,491,650万円	6,687 17,861	—	—
45	1,704,586万円	7,183 19,433	—	—
計	9,147,024万円	45,614 138,107	(4,658,662 ″)	(25,332) (76,927)

(注) 1. 貸付決定額から辞退分を差引いたものが公正契約の金額である。

2. 44年、45年の貸付決定分については、建築中のものが多く公正契約締結に至らなかったので省略されている。

(出所) 『雇用促進事業団10年史』、216 ページ。

<表8> 施設別・規模別申請決定状況

	住宅				福利				小計			
	中小企業		大企業		小計		中小企業		大企業		金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
37年度												
申 請	38 "	1,148	11,034,320	87	1,514,070	1,235	12,548,390	263	1,329,510	16	96,300	279
	39 "	1,194	11,126,670	97	1,770,250	1,291	12,896,920	259	1,456,860	14	107,250	273
	40 "	1,250	12,402,100	96	2,060,500	1,346	14,462,600	248	1,607,310	28	270,440	176
	41 "	1,273	15,017,800	133	3,362,110	1,406	18,379,910	264	1,977,210	21	190,830	285
	42 "	1,370	18,096,080	205	5,696,610	1,575	23,792,690	301	2,280,310	33	372,910	334
	43 "	1,402	20,790,470	121	4,587,200	1,523	25,377,670	323	2,591,860	16	147,980	339
	44 "	838	14,696,760	204	8,518,310	1,042	23,215,070	227	1,867,090	36	354,710	263
	45 "											2,221,800
37年度												
決 定	38 "	417	3,285,720	70	673,600	487	3,959,320	75	373,480	13	74,230	88
	39 "	648	5,519,050	65	897,200	713	6,416,250	119	579,630	11	55,960	130
	40 "	845	7,821,520	87	1,546,260	932	9,367,780	163	812,510	12	70,200	175
	41 "	921	8,975,990	87	1,810,630	1,008	10,786,620	196	1,231,090	28	244,230	224
	42 "	906	10,497,450	112	2,836,340	1,018	13,333,790	171	1,214,300	19	149,520	190
	43 "	866	10,008,970	157	3,582,560	1,023	13,599,530	176	1,139,100	22	209,100	108
	44 "	856	11,206,200	110	3,710,300	966	14,916,500	200	1,512,000	16	142,200	216
	45 "	617	11,584,360	170	5,461,500	787	17,045,860	173	1,477,220	28	286,970	201

(注) 37年度及び38年度の申請にかかる分析は行われていない。
(出所) 『雇用促進事業团10年史』別表3。

大企業での福利・厚生の「合理化」が60年代に入って強行されはじめるとともに、中高年労働者は漸次社宅利用からしめ出されていった。他方、中小企業の福利・厚生は伝統的に低水準にあった。

このために、中高年労働者の独占的大企業からの排除と中小企業への再配置を円滑に推進するための生活上の受け皿として、中小企業向けの住宅・福利厚生対策は不可欠のものとなった。

以上のような事情から、住宅・福利厚生関係の雇用促進融資制度が登場したのである。

こうした背景の中で登場してきた雇用促進融資制度について、<表7>、<表8>によってその業務実績をみておこう。<表7>は71年3月31日までの社宅建設実績を示したものであり、<表8>は71年3月31日までの施設別・規模別申請決定状況を示したものである。

<表7>によれば、社宅建設は、単身者用住宅に重い比重がかかりながら、これと世帯用住宅との2本柱から成っている。これは、雇用促進融資住宅への入居者が若年単身者と家族持ちの中高年者との双方にまたがっている、ということを示すものといえよう。<表8>によれば、この制度は大部分中小企業の事業主によって活用されている。利率上の優遇措置に見られる中小企業優先の意図がここにはっきりと貫徹されているのである。

これまでに検討してきたことから、雇用促進融資制度は次のような役割を果したものと評価できる。

すなわち、雇用促進事業団は、雇用促進住宅の設置・運営業務とは異なって、住宅などの企業内福利厚生施設の建設に対する融資活動を開始することによって事業団財政を効率化した。しかも、この制度は、公共職業安定所と連携した住宅・福利厚生対策を通じて、種別化され、下層に釘づけされた若年労働者と中高年失業者を中小企業に配置したものである。

雇用促進事業団は、レクレーション施設を中心とした「勤労者福祉施設」の設置・運営業務を65年以降に拡大してきた。

この業務はその利用対象者を失業保険の被保険者としており、それは、中小企業労働者を主要な対象者とした中小企業レクレーションセンター、地域開発拠点地域での勤労総合福祉センター、青年労働者を主要な対象者とした勤労青少年体育センター、特定の中小企業業種を対象とした共同福祉施設、東京中野の巨大な勤労青少年センターなど、以上の施設の設置・運営を行なうものである。

こうした施設がクローズ・アップされてきたのは、次のような事情があったとされている³⁶⁾。すなわち、日本では労働者の生活基盤整備は伝統的に企業内福利厚生によって処理され、そこでは「大企業における福利厚生と中小企業その他の部分におけるそれとの間にいちじるしい格差」があった。また、高蓄積によって「労働時間の短縮にともない余暇時間が増加し、技術革新の進展で作業が単純化する部分が拡がり、社会的にも都市化の傾向がいちじるしくなって、人間疎外感が深まり、若年層の意識、労働観に変化があらわれ」た。こうした状況に対応するうえで、企業内福利厚生のみでは不十分となってきた。

すでに見たように、高蓄積の下で労働・家族・地域が再編成され、労働者は、総じて熟練、雇用機会、生活手段といった生存のための諸条件から自由になり、労働と生活の場総体で生存競争を強めていった。こうした中で、労働の場での単調労働と労働強化、生活の場での家族・地域生活の解体・再編に規定されて、労働者は生活要求を多様化し、その中でもとりわけレクレーションへの要求を強めていった。こうした要求は、従来の企業内福利厚生の枠をはみ出たものであった³⁷⁾。

他方、独占的大企業は、福利厚生の「合理化」の中で住宅関係福利厚生の縮少・再編成を行ないつつ、ヒューマン・リレーションズ関係福利厚生を拡大していく。しかも、そこにおいては、費用負担を最低限におさえるために公的資金流用の方向が強められていく³⁸⁾。これに対して、中小企業は、住宅関係ヒューマン・リレーションズ関係双方の福利厚生を同時に拡充

<表9> 「福祉施設」設置状況 <71年3月31日現在(推定)>

施設名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中國	四国	九州
称設置地域								
中小企業レクレーションセンター		1		3	1			2
勤労総合福祉センター	1			3		2		
勤労青少年体育センター	2	3	1	6	4			3
共同福祉施設	1	1	4	5	1	1	1	1
勤労青少年センター(東京都中野区)				1				
その他の福祉施設				1		3		

(出所) 『雇用促進事業団10年史』、235~240 ページ付表より作成。

(注) 1. 設置を検討中、着工予定、土地選定中、工事中のものを含む。

2. 「その他の福祉施設」は、「あいりん労働福祉センター」、「勤労青少年研修館」などへかなっている。

していかなければならなかつたし、その場合、すでに見た雇用促進融資制度のみならず公的制度全般への依存を強めていったのである⁴⁹⁾。

このような背景を持って、雇用促進事業団による「勤労者福祉施設」の設置・運営業務が登場したのであるが、その内容をもう少し見てみよう。

この「勤労者福祉施設」の設置状況は<表9>のような状況になっている。<表9>によれば、この業務の中心対象となるのは、中小企業で働く労働者と青年労働者である。そして、この業務の運営方針において注目されるべきのは、同種の他の諸施設のように「単なる施設の提供に終つて」しまうことなく、企業のレクレーション活動とリンクしながら、専門家を配置してレクレーション指導を強めようとしていることである⁵⁰⁾。

このような事情からするならば、この業務は、専門家を配置することによって、企業の労務管理を補強し青年労働者と中高年労働者双方への余暇管理を強めようとしたものである。

以上の検討から、雇用促進事業団の業務は、次のような役割を果たしたものであると要約されうる。

第一に、同事業団は、教育・訓練関係業務と住宅・福利厚生関係業務を通じて、高蓄積によって熟練と雇

用機会や住宅・土地からの自由を強め家族・地域の共同的生活諸条件の解体に見まわれていった労働者を労働と生活の場総体で掌握し統括しようとした。したがって、この2つの業務は、労働者相互の生存競争を組織化していく。

第二に、同事業団は、「勤労者福祉施設」の設置・運営業務によって、厳しい生存競争の中で生活要求を強めていた労働者の生活時間を管理しようとした。

こうして、雇用促進事業団は、以上の三大業務を通じて、労働行政機関や文部省管轄下の公教育機関、さらには企業の労務管理部門と連携しつつ、そこで働く職員を用いて労働者への生涯にわたる統括を担つてしまい、高蓄積のための低賃金基盤を支えていたのである。

本章では、60年代の労働力政策を、雇用促進事業団の業務に着目して検討してきた。そこからただちに明らかになることは、この政策が再編成された教育・訓練制度と失業対策制度に雇用促進事業団の政策手段とを合体させて推し進められていったことである。その場合に、政策上の最大の特色は、労働者の就業権を否定し、したがって労働権を否定することとひきかえに、財政資金が導入され、教育・訓練手段や生活手段が整備されてきたことである。

労働者の就業権否定の上に立って、労働力を流動化させる方向で財政資金、教育・訓練、生活手段が運用されていくならば、これらの政策手段は労働者の生存競争を組織化するものとしての意味を持たざるをえなくなる。

以上のような現実的意味を持つ労働力政策に法的支柱を与えたものこそ、66年に制定された雇用対策法^⑪であった。

同法はまず第一に、質量双方にわたる「労働力の需給調整」を政策目的として明記している。これは、「国民所得倍増計画」で提示された労働力政策の2本柱である人的能力開発政策と労働力流動化政策とを一層推進することを明示したことを見ているにとどまらず、O E C Dの影響を受けながら、これらの政策を積極的労働力政策として法制化したことにも意味している。

したがって第二に、第3条（国の施策）などに見られるように、同法は従来の政策過程を法認したものであった。そのうえ、労働力流動化政策の中でとられた種々の財政誘導措置が同法によって職業転換給付金として統合された。

第三に、職業安定法と職業訓練法とに「雇用対策法」と相まって」という字句を加える条項が設定されたことによって、同法を「職安三法」と職業訓練法に君臨する基本法となるように方向づけたのである。

まさしく、雇用対策法は、労働者の就業権を、したがって労働権を否定し、労働力統制を意図した政策的立法に他ならなかった^⑫。

この雇用対策法によって積極的労働力政策として法制化された高蓄積のための労働力政策は、以後法的支柱を伴ったものとして一層強力におし進められていったのである。

注

- (1) 「労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（上）（中）」（『経済科学通信』第22号），参照。
- (2) 雇用促進事業団の創設過程については、さしあたり、同事業団刊『雇用促進事業団10年史』，1971

年，1～14ページ，参照。

- (3) 「労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（上）（中）」（『経済科学通信』第19，22号），参照。
- (4) これは、すでに見たように、職業紹介機関と職業訓練機関を一方の柱とし、各種手当支給と住宅対策とを担う炭鉱離職者援護会をもう一方の柱としたものであった。
- (5) 例えば、加藤武徳『わが国雇用法制の考案—その回顧と展望』労働法令協会，1964年，207～208ページ，参照。
- (6) 本稿の（中）を参照。
- (7) 天野鉄夫『労働省、行政機構シリーズ⑥』教育社新書，1974年，第3章および、雇用促進事業団法第5章，参照。
- (8) 雇用促進事業団法第2章や同事業団組織規程，参照。
- (9) これは、66年の雇用対策法制定に伴って、一部を除き廃止された。
- (10) 以上の資金充当方式については、『雇用促進事業団10年史』，109ページや雇用促進事業団法第1章，附則、同事業団一般業務方法書第1章など，参照。
- (11) 同上，5ページ。
- (12) 経済協力開発機構、労働省訳編『O E C D対日労働報告書』日本労働協会，1972年，12～13ページ，72～74ページ，参照。
- (13) 労働福祉事業団刊『労働福祉事業団10年史』，1967年，16～34ページ，参照。
- (14) たとえば、2代目理事長の堀秀夫氏は、職業安定局長、労政局長、事務次官の歴任者であり、初代副理事長の江下孝氏は、職業安定局長を担当したことのある人物である。
- (15) この意味については、後述する。
- (16) こうした資金充当方式は、55年の失業保険法「第8次改正」において、「失業保険福祉施設」条項が付加されたことによって合法化の道を歩みはじめた。この点については、労働省職業安定局失業保険課編『失業保険10年史』1960年，641～670ページ，参照。
- (17) 雇用促進事業団の業務としては、これら以外にも、重要なものとして、職業研究所や婦人雇用調査室での調査・研究業務、「港湾労働者対策」，「相談援護活動」などがある。
- (18) 以下では、現行名を使用する。
- (19) 田沼肇「職業訓練と労働運動」（法政大学『社

- 会労働研究』第11巻7号), 参照。
- (20) 公共職業訓練施設には、雇用促進事業団設置のもののほかに、都道府県が設置する専修職業訓練校がある。なお高等、専修の設置主体には例外もあるが、ここではそれは問わない。
- (21) 『雇用促進事業団10年史』, 75~80ページ, 109~112ページ, 参照。
- (22) 同上, 112ページ。
- (23) このほかに指導員の再訓練のための指導員研修課程(現在名)が62年から設置された。
- (24) 『労働福祉事業団10年史』, 235ページ。
- (25) 『雇用促進事業団10年史』, 120ページ。
- (26) なお、66年には、新規業務として、技能と管理能力を付与するものとしての「生産技能講座」, 2級技能付与のための「2級技能士訓練課程の向上訓練」が追加された。
- (27) 政策当局者によるこの点の認識については、『雇用促進事業団10年史』, 60ページ, 参照。
- (28) 同上, 228ページ。
- (29) 同上, 82~83ページ, 参照。
- (30) こうした隘路は、制度を手直しすることや、雇用促進融資制度を活用して入居者を漸次社宅に移転させることなどによって打開しようとしているようである。同上, 230ページ, 参照。
- (31) このほかに、身体障害者作業施設設置資金、通常雇用設備設置資金への融資活動がある。
- (32) 以上については、『雇用促進事業団10年史』, 69ページ, 参照。
- (33) 同上, 卷末資料中での一般業務方法書, 第2次改正, 参照。
- (34) 本稿(中)での第3章の1における本文参考文献, 参照。
- (35) 労働力流動化政策の意図するものと若年労働者の階層制的就業構造との関連については、具体的に検討しなければならないのであるが、本稿では果たせなかった。今後の検討課題として銘記しておきたい。
- (36) 『雇用促進事業団10年史』, 85~86ページ, 参照。
- (37) こうした把握については、下山房雄「『余暇』をどうとらえるか。」(『経済』, 1972年6月号)や小野秀生・池上惇「資本の経済学」(『講座、現代経済学、I 経済学入門』青木書店, 1978年, 所収)など, 参照。
- (38) 長谷川広「福利厚生の『合理化』」(同氏著『現

代労務管理制度論』青木書店, 1971年, 所収)など, 参照。

- (39) 中小企業の福利厚生の動向については、安藤哲吉「中小企業の企業福祉」(佐口卓編『現代社会保障叢書, 2 企業福祉』至誠堂, 1974年, 所収), 参照。
- (40) 『雇用促進事業団10年史』, 242~244ページ, 参照。
- (41) 雇用対策法の全文については、有馬元治『雇用対策法の解説』日刊労働通信社, 1966年, 参照。
- (42) 雇用対策法を批判的に検討したものとして、青木宗也「雇用対策法—その統制的機能」(『法律時報』, 1966年9月号)や、三宅四郎「労働力流動化政策と雇用対策法案(上), (下)」(『賃金と社会保障』第380, 382号), 参照。

終章、総括と展望——労働者 総括機構と「共同業務」

以上、本稿では、60年代高蓄積の下での労働力政策の展開過程とそこでの労働者統括機構の整備過程を、その発生史にさかのぼって検討してきた。とりわけその中で、炭鉱離職者援護会と雇用促進事業団が果たした役割に注目して論及してきた。

本章においては、従来の労働力政策研究史での到達点を再確認しながら、本稿での論点集約と若干の展望提示を行ないたい。

第1章で検討したように、従来の労働力政策の研究史では次の点が明らかにされてきた。すなわち、労働力政策とりわけ労働力流動化政策は、重化学工業独占体による「合理化」過程で若年の低賃金労働者が大量に吸引される反面で中高年労働者が排除され、かつまた、この排除された中高年労働者と農業・中小企業から排出された労働者とが合流しながら大量の相対的過剰人口が創出されてきた、という背景の中で登場し、定着したものである。この政策は、低賃金構造の再編成を最大のねらいとし、独占体による若年の低賃金労働者の独占を保障するとともに、大量に創出された相対的過剰人口を再配置し、これを通じて高蓄積のため

の低賃金基盤を補強する、という役割を果たすものであった。その場合、政策推進過程の最大の特徴は、失業対策制度において従来にはわずかばかりではあるが存在していた失業救済原則が乱暴に切り捨てられ、失業者の強制就職体制が形成されてきた、という点にあった¹⁾。

従来の研究史でのこうした論点をふまえながらも、本稿では次のこと最大の力点をおいてきた。すなわち、高蓄積の下で発生した事態は、独占的大企業における「労働者世代の急速な交替」および社会全体における相対的過剰人口の大量創出、といったものに止まらなかった。高蓄積の下では、労働・家族・地域が急激に再編成され、その中で労働者・農民を中心とした住民は、総じて生産手段、熟練、就業機会、さらには生活手段と共同的生活諸条件から自由にされていった。「労働者世代の急速な交替」と相対的過剰人口の大量創出とがこの過程と結合しつつ進行していったことこそ高蓄積期の最大の特徴点であった。このため、労働力政策の展開過程における注目すべき特徴は、その政策体系に失業対策制度のみならず住宅政策や教育・訓練制度、さらには福祉対策が組み込まれ、しかも、労働省関係に限定した政策主体においてすら、公共職業安定所のみならず炭鉱離職者援護会とそれを改組した雇用促進事業団が不可欠のものである、という点にあった。

したがって、本稿における最大の主張点は、高蓄積の下での労働・家族・地域の再編成を問題にしてのみ、労働力政策の全体像把握に一步前進しえ、従来看過されてきた炭鉱離職者援護会と雇用促進事業団を視野のうちにおさめることができになる、ということであった。

こうした問題関心から労働力政策を分析した場合、結論的に集約されうる論点を次に提示しておきたい。

第一の論点は、人的能力開発政策ならびに労働力流動化政策が高蓄積に果たした役割に関するものである。

人的能力開発政策は、高等学校間の格差および高等

学校と公的職業訓練機関との格差といった教育・訓練機関の格差構造を再編・維持しつつ、一部のハイタレント予備軍を選抜・育成する一方で大多数の住民子弟を技能労働者予備軍として釘付けにして、低賃金の技能労働者を大量調達した。

他方、労働力流動化政策は、独占的大企業による若年の低賃金労働者への独占を保障しながら、大量創出された相対的過剰人口を不安定雇用層に再編成して、中小企業や建設業などに低賃金労働者を調達した。

かくして、労働力政策の政策体系は、全体として低賃金構造を再編成する上での重要な政策手段としての役割を果たし、高蓄積の戦略部門に低賃金の技能労働者を供給していったのである。

第二の論点は、人的能力開発政策と労働力流動化政策が、資本による労働者への専制支配に果たした役割に関するものである。

人的能力開発政策は、教育・訓練手段を通じて住民子弟の労働力販売条件をめぐる競争を組織化し、かつまた、たえず部分技能のスクラップ化に見まわれる労働者の技能獲得をめぐる競争を組織化してきた。

他方、労働力流動化政策は、失業対策制度での失業救済原則を乱暴に後退させ失業者の安全弁を取り払った上で、労働・家族・地域の再編成にみあい労働力の流動化と結合した政策手段として、わずかばかりの教育・訓練ならびに財政賃金や生活手段を失業者にあてがってきた。この場合、失業者は職場や家族・地域生活が破壊され、しかも最後のよりどころとしての失業救済が剥奪されているがために、これらの政策手段をめぐる生存競争を激化し、また、技術革新の下で技能のたえざるスクラップ化に見まわれるがゆえに、労働者全体としても生存競争を激化してきたのである²⁾。

こうして、労働力政策が労働者相互の生存競争を組織化してきたことは、それがまさしく労働者に対する資本の専制支配を補強する役割を果たしたということを意味するものである³⁾。

第三の論点は、このように互いに競争する労働者を権力的に統括する機構の整備に関するものである。

すでに見たように、高蓄積の下では、たえず労働・家族・地域が再編成されてきた。その過程で、労働の場における生産手段からの分離・熟練の解体・雇用不安の増大や家族・地域生活の場における生活手段からの切りはなしと共同生活諸条件の解体化が進行していく。このように、労働と家族・地域生活において労働者を中心とした住民から生存諸条件が剥奪されたことによって、住民の新たな行政需要が発生した。この行政需要に対応して、労働力政策に従属する限りで、したがって行政需要充足にはほど遠い劣悪な水準で政策諸手段が整備されなければ、生存諸条件を奪い去られていった労働者はこれにしがみつかざるをえなくなる。

こうして、教育・訓練手段や住宅・福祉などの生活手段が再編成された失業対策制度と合体して整備・運用されるにしたがって労働者相互の生存競争が組織化され、この互いに競争する労働者を掌握し・統括する組織が労働者に対する巨大な官僚機構として君臨することになるのである¹⁾。労働省関係において新たに開発された政策手段を集中的に担った主体こそ、雇用促進事業団であった。したがって、労働省・公共職業安定所と雇用促進事業団、文部省・公教育機関と雇用促進事業団等が相互に分業し提携しつつ労働者統括機構を構成していく過程こそ、労働力政策が推進されていった中での注目すべき特徴点であった。この機構の中で、官僚統制に服しながら、労働者と対立し彼らを支配する主体として位置づけられた者こそ、公教育機関や雇用促進事業団などで働く研究労働者や教育労働者であり、公共職業安定所や雇用促進事業団の職員であった。

以上からするならば、高蓄積の下で登場し定着した労働力政策の本質は、相互に競争する労働者を労働と生活の場総体で支配する主体として研究労働者や教育労働者も含む公務労働者²⁾を活用し、この支配方式を通じて高蓄積のための搾取条件や資本による専制支配の条件を整備したことにある、と結論づけられよう。

こうした本質を持っていた高蓄積期の労働力政策は、今日の経済危機の下でも新たな不況対策促進手段をつけ加えられながらも、継承・強化されてきている。すなわち、74年成立の雇用保険法においては、一方で「雇用調整給付金」制度によって不況打開のための労資協調体制をくみこんでの「合理化」促進手段を提供しつつ、他方ではこれまでの失業救済原則後退の総仕上げとすら言える失業給付の削減をした上で、雇用促進事業団の業務を完全に合法化するに至ったのである³⁾。さらに、いわばこの「雇用保険法体制」の基礎上で、「雇用安定資金」制度や特定不況業種離職者臨時措置法などによって人員削減の容認と促進を強行してきている⁴⁾。

したがって、高蓄積期に展開されてきた労働力政策は、現段階において反労働的性格をより露骨化しながら推進されてきているのであり、労働政策の中でますます重要な位置を占めてきているのである。

しかしながら、この労働力政策は固有の矛盾をはらむことによってのみ進行しうるものである。

まず第一に確認できることは、官僚統制のくびきの下で公務労働者を対立させながら労働者に労働者を支配させることが元来矛盾している、ということである。こうした支配方式は、労働基本権を制限したうえで低賃金と労働強化の下に公務労働者を置き、彼らを労働者に対立させることによってのみ可能である。しかし、この条件は公務労働者の運動によって壊りくずされつつある。それを何よりも雄弁に物語るのは、全労働や日教組・自治労・全総訓などでの研究活動の積み上げであり、それに立脚した公務労働運動の前進である。そこでは、自己の労働条件の向上と自己の労働そのものの民主的変革が統一して追求されてきている⁵⁾。

第二に確認できることは、労働者を中心とした住民を全国的に流動化させ、そこから発生した住民の行政需要を政策手段に反映させ、住民の「共同業務」を再建する方向を強めることによってしか労働力政策が遂行されえない、という矛盾である⁶⁾。

一方では、高蓄積のための労働力政策は、就業権を否定し低賃金労働力を流動化させる方向で上記の政策手段を整備したために、生活の不安定を強めこれにたよらざるをえない労働者・住民の生存競争を組織化し、彼らに対する統括を強めていった。

だがその反面で、この政策は「社会の歴史的動力」(マルクス)をビルト地域に集積し、変革のための諸手段を生みおとした。すなわち、労働者・住民は、高蓄積によって生産手段・熟練・雇用機会と生活手段・共同的生活諸条件からの自由を強め全国的に流動化させられることによって太平洋ベルト地帯に大量集積されていった。その中で彼らは、全国的交流と社会的接觸を強めることを通じて次のような共同利害を自覚せざるをえなくなる。それは、彼らの労働と生活における上述の特質から、社会制度によって就業権・労働権と教育権・生活権を統一して保障されない限り、自分達の共同業務を再建し、その生存と発達を確保しえないという利害である¹⁰⁾。しかも、この政策は、彼らの共同業務を再建するうえでの形式的枠組となる政策諸手段と、彼らとの交流を強めることによって共同業務再建の手がかりとなっていく公務労働者とを彼らに提供していったのである。

かくして、高蓄積のための労働力政策は、労働と生活の場総体で生涯にわたって労働者・住民を支配し統括する機構を強固にしていった反面で、その機構を打破する変革主体とその諸手段を準備してしまったのである。

こうしてみると、住民運動・全国的労働運動・公務労働が交流し結合したうえで、権力機構の変革を媒介として労働者・住民の共同業務を再建する方向が問題となざるをえない。現段階の経済危機の下での労働者状態¹¹⁾を念願におきつつ、この点について以下で検討してみよう。

ただちに問題となるのは、労働者生活の死命を決するものとなる労働権保障であり、その前提となる就業権保障である。

この場合、最低限確保すべきは、時短を含めた独占

の解雇規制と中小企業の経営と労働を守るためにの独占規制¹²⁾である。そのうえで、雇用保険制度の変革を含めた失業時の生活保障が必要となる。それとともに、高蓄積期に切り捨てられていった失業対策事業の、しかもかっての一面性・劣悪性を克服した再編・拡充が不可欠のものとなる。その場合の「失業者就労事業」は、失業者の就業権と地域住民の生活権を統一して保障するものとして拡充される必要がある¹³⁾。さらに、高蓄積によって現役軍・予備軍双方の労働能力はたえざる解体・再編に見まわれてきた。このために、就業権・労働権を保障する上で教育権の保障は不可欠になってくる¹⁴⁾。

このような労働権と結合した教育権¹⁵⁾の保障のためには、労働力政策の中での教育・訓練手段の形式的枠組を手がかりとしながらも、その一面性・劣悪性は克服されねばならない。すなわち、労働者の教育権を保障するための教育・訓練は、一面的なしたがってたえずスクラップ化にみまわれる技能付与によって労働力の流動化を強制するものではなく、大工業の本性に適合した全面的に発達した個人を育成するものでなければならない¹⁶⁾。

このような労働権・教育権の保障と結合して生活権を保障することによって、はじめて労働者の生存と発達は可能となる。この生活権保障の上で決定的に重要なのは、労働者を中心とした住民の家族・地域生活を再建するための生活手段、すなわち社会的共同消費手段の整備である。これは、前述のような就業権を否定する方向によってではなく、地域産業再建、独占規制のうえでの産業構造の民主的再編成などを通じた就業権・労働権の保障を前提にしたうえで、生活手段の整備がはかられなければならない。その運動の萌芽として高く評価されるのが、地域再建と雇用保障との結合をめざした筑豊復興共闘会議の運動である¹⁷⁾。

以上のように、公務労働と全国的労働運動との結合を背景にして、労働行政、教育行政ならびに雇用促進事業団の業務に見られる形式的枠組を手がかりにして、労働権・教育権・生活権が統一的に追求されてい

くならば、労働者統括機構は反対物に、すなわち「労働者の共同業務」を再建・保障するものに転換しはじめざるをえなくなる¹⁸⁾。そして、こうした「新たな共同業務」の担い手として、公務労働者を拡充・配置すれば、独占への民主的規制は可能となり、労働権・教育権・生活権の現実的保障への道が開かれるであろう。そしてまた、政治・経済・社会にまたがる民主主義¹⁹⁾は、広大な裾野と強固な基礎を獲得して、巨大な前進を遂げていくものと思われる。

注

- (1) 具体的には、前掲の本稿(上)第1章の論点要約と参考文献、参照。
- (2) 労働者相互の生存競争の中で最大級のものは、現役軍と予備軍の分離にもとづく彼らの間の生存競争である。この意味については、マルクス『資本論』第1巻、第23章、参照。
- (3) エンゲルスは『イギリスにおける労働者階級の状態』において、「労働者相互間の競争こそ、現在労働者がおかれている状態のなかで最も悪い面であり、ブルジョアジーのもつているプロレタリアートに対する最も鋭い武器なのである。」(国民文庫(1)、171ページ)と端的に指摘している。
- (4) この点は、マルクスやエンゲルスの国家論において強調されてきたところである。たとえば、マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』第7章やエンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』第9章など、参照。
- (5) この場合、公務労働者は法律上で公務員と必ずしも一致するものではない。公務労働の意味については、中西啓之「公務労働論の現代的意義」(自治体問題研究所編『地域と自治体』第5集、1976年、所収)、とりわけ、41~43ページ、参照。
- (6) 雇用保険法のこうした評価については、河越重任『失業保障』から労働力窮迫販売の促進へ—雇用保険法の問題点』(『月刊社会党』第207号)など、参照。
- (7) 経済危機の下での雇用政策の動向については、『賃金と社会保障』での大野喜実氏の一連の論稿を参照されたい。
- (8) 全労働省労働組合編『これが労働行政だ』労働教育センター、1976年。遠藤晃「労働組合の研究集会活動」(『新マルクス経済学講座』、(6)戦後日本資本主義の階級構成』有斐閣、1976年、所収)、大木一訓「職業技術教育闘争にかんする一つの覚書」(労働者教育協会編『労働者教育論』学習の友社、1971年、所収)以上の文献などを参照されたい。
- (9) 以下の把握については、二宮厚美「生存競争・階級闘争・全面発達」(『経済科学通信』第19号、所収)、参照。また、古典においては、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』やマルクス『資本論』第一章での剩余価値論・資本蓄積論を参照。
- (10) この点については、二宮厚美「自治体の経済学」(島恭彦監修『講座、現代経済学、I 経済学入門』青木書店、1978年、所収)を参照。
- (11) この点については、生活の場への論及が抽象的ではあるが、大木・永山ほか共著『現代雇用問題と労働組合』労働旬報社、1978年、参照。なお、現段階の雇用問題を具体的に論及することは本稿の課題ではない。この点は他日を期したい。
- (12) この規制方向の秀れた分析として、『経済科学通信』第23号の中原論文、参照。
- (13) 筆者も含めて「常識的」な失業対策事業観は一掃されねばならない。というのは「失業者就労事業」は建設土木の単純作業にとどまるものではないからである。この事業内容の多様さは、ニューデール失業救済政策を見れば明瞭である。こうした多様な事業内容で、失業者の就業権と地域住民の生活権を統一的に保障するよう事業運営がなされるならば、最近の「第3次産業受け皿論」を実践的に打破しうるものと思われる。こうした点も含めて、「失業者就労事業」の民主主義的な再編・拡充の方向については、大木一訓「失業就労事業の今日的意義(上)(下)」(『経済』1977年11月、12月号)など、参照。
- (14) この点について接近したものとして、松林和夫「職業訓練と労働権・教育権」(『現代の労働組合運動(6)』大月書店、1976年、所収)、参照。
- (15) この場合には、どうしても労働時間の短縮を課題とせざるをえないし、これはまた雇用創出効果を持つものである。古典での論及については、マルクス『資本論』第1巻、第8章、第13章9節、参照。
- (16) この基本視点については、柳ヶ瀬孝三「公教育費の理論的基礎に関する一考察」(『愛媛大学法学会雑誌』1巻1号)参照。

- (17) これについては多くの紹介があるが、とりわけ、桜垣 黙「ルボ筑豊、新しい町づくりへ復興の息吹き」（『労働運動』1977年12月号）や大村 優、塩田庄兵衛両氏対談「新しい筑豊への再生めざして」（同上、1978年1月号），参照。
- (18) こうした展望については、古典では、マルクス『フランスにおける内乱』を参照されたい。

- (19) この3つの民主主義の意味と相互関連については、池上 慎・二宮厚美「財政改革と行政改革」（渡辺平編『民主的行政改革の理論』大月書店、1978年、所収），とりわけ、105～109ページ，参照。

（筆者 所員・高校教員）

最近号内容目次一覧

・第 23 号 (1978年9月) 650円

特集 * 働く者の経済学研究と夜間通信研究科——科学と労働運動の結合をめざして——

〔学科案内〕

働きながら学ぶということ

哲学屋の期待

夜間通信研究科と私

私の問題意識と夜間通信研究科

〔職場からの研究報告〕構造的不況下における中小企業労働運動の経験

『講座現代経済学』の刊行をめぐって

〔鼎談〕『講座現代経済学』と住民の発達問題

〔読書案内〕杉本昭七『現代帝国主義の基本講造』

芝田進午編『公務労働の理論』

〔研究情勢分析〕日本独占主義の確立をめぐって

儀我壮一郎
秋間 実
小森 治夫
馬越 洋一
中原 優
森岡 孝二
野村 拓・中村寅四郎・池上 慎
松野 周治
松下 英爾
長島 修

他 2編

・第 24 号 (1979年2月) 650円

大会特集 * 独占資本主義をどうとらえるか

独占資本主義論の方法と体系

金融資本と独占利潤法則

森岡報告についてのコメント

〔研究展望〕独占資本主義論の動向をめぐって

日本の軍拡志向の経済的側面

〔誌上討論〕科学的な科学技術労働論の展開のために

〔書評〕ハリー・ブレーヴァマン『労働と独占資本』

雑誌文献紹介 (1)

〔基礎研だより〕研究所総会・研究科開講式を終えて

高須賀義博
森岡 孝二
佐々木秀太

坂井 昭夫
鈴木 章二

二宮 厚美・中原 優

・第 25 号 (1979年7月) 650円

シンポジウム * 現代の階級理論と労働者階級 (I)

第Ⅰ部最近の階級理論の諸潮流

(報告1) 現代の労働者階級論争をめぐって

(報告2) 国家論と階級論（ミリバンド・プーランツァス論争から）

(報告3) 「現代高度産業社会」と社会学的階級論

(報告4) 法人資本主義論と階級論

アダム・スミスの労働論

国有林「城下町」の様相

イラン革命の経済的背景

〔研究展望〕会計学・企業分析論の動向を語る

〔誌上討論〕現代経済学の体系と独占資本主義の理論

〔書評〕山崎隆三編『両大戦間期の日本資本主義』（上・下）

雑誌・文献紹介 (2)

成瀬 龍夫
芦田 亘
林 弥富
二宮 厚美
中谷 武雄
太田 紘志
松尾 光喜
野村 秀和
森岡 孝二
長島 修

郵送希望の方は郵送料（2冊まで120円、4冊まで160円、8冊まで200円）を加算のうえ編集局宛お申し込み下さい。尚、郵便振替で入金される場合は、振替京都1972を御利用下さい。

日本資本主義論の課題と方法

山 崎 隆 三

私の研究の出発点——講座派理論

日本資本主義論の課題と方法というテーマであります、これは要するに戦前戦後を通じての日本資本主義を研究していく上において重要な問題点は何かということになるかと思います。まず、本論に入ります前に、私自身が今まで一貫して日本資本主義論の研究を何故やってきたか、その動機は何か——そういうようなことを少しお話ししたいと思います。

私がマルクス主義に開眼したといいますか、マルクス主義の正しさに気がついてそれを一生自分の仕事として研究していくといふ自覚を持ちましたのは、1939年私が大学の予科の3年の頃であります。直接には私にそういうことを教えてくれたのは戸坂潤の哲学であります。しかし、私が戸坂の本を読んでこれこそ真理であるといふうな感じを持ちましたのは、やはりその背景、現実の体験というものがあるわけです。1939年というと日中戦争が始まって2年目でありますから学生としてはやがて戦争に行かなきゃならん、戦争に行けばかなりの確率で戦死することになるわけであります。そういう時代でありますし、また、戦争が進行するにしたがって日々自由が奪われていく。それから私自身のことになりますけれども家庭の中のごたごたなどいろんな身辺の不合理さや矛盾というのを感じながらもやもやとしていたところに、マルクス主義の理論に接して、これだといふうに感じたわけです。

最初は戸坂の哲学であります、それからさらに続いて経済学の勉強に入ることになります、河上肇さんの「第二貧乏物語」であると

か、ひき続いて大学に入った年に、「資本論」を読みまして、より一層その眞理性に感銘を受けたわけです。その当時はマルクス主義の文献は街の中には全然見られなくなりまして、古本屋でもほとんど売っていないわけです。その中を色々苦心をしまして本を手に入れましたが、その中で私達が一番大事にしておったのはやはり「資本主義発達史講座」であります、その中の中心的な労作であった山田盛太郎の「日本資本主義分析」であるとか平野義太郎の「日本資本主義社会の機構」とかといったような書物であります。それを中心に勉強をしてきたわけであります。そういう中で、講座派は絶対正しいんで、労農派は絶対に間違っているといふ、一種の先入観というようなものを植え付けられた。——というか自分で植え付けたわけですが——とも角そういう観念が出来ました。もちろん講座派が正しいと今でも思ってるんです。ちょっとついでに申しますと最近守屋典郎さんが『天皇制研究』という本を出されました。この本の中で私の論文にちょっと言及していただいたので大変光栄なんですけれども、山崎の理論は、基本的には労農派の意見であるといふように書かれましてこの私も非常に面喰らいました。この機会にせめてここにおられる皆さんには自分で決して労農派とは思っていないんだということを理解しておいていただきたい。

戦後1946年から翌年にかけて小山弘健さんと「日本資本主義論争史」を伊藤書店から出しました。それは後に青木文庫に納められましたが、現在は絶版になりました。この中で私は講座派は正しいということは論じておるのです

が、やはり労農派の意見も正確に紹介して読者に公平な知識を提供する必要があるというふうに考えて、論争史を書いたのです。それで非常に勉強になりました、それ以来大体私の日本資本主義研究というのが定着したような気がいたします。

ところで、講座派と労農派をわかつ最大の方法的な違いというのは、やはり私は、講座派は、マルクスによって創設された資本主義の発展の理論を具体的に日本社会に適用して、日本資本主義の特殊性というものと一般的な発展法則とを統一的に理解しようとしているのにたいして、労農派の方はそうではなくて、ただ単に講座派の理論を批判するがために一般論を主張したに過ぎない、というところにあると考えています。例えば講座派は日本資本主義が軍事的半封建的な特徴・型を持っておるというふうに主張したのにたいして、そんな型を固定して考えるのはよくない、つまり日本資本主義は遅れた半封建的な特徴を持っているけれども、それはやがて発展すれば一般的なイギリス型の資本主義になるはずだというふうに言ったのが労農派です。そういうふうに特殊性をとらえようとしないで、一般論しか主張しないというところに労農派の特徴があるわけです。しかし、マルクス主義というのは、たんに抽象的な理論を知っているだけではだめなのであって、具体的な社会に適用してその社会の現実的な特殊性というものをとらえなければだめである。何故だめであるかと言えば、マルクスが「フォイエルバッハに関するテーゼ」で言っているように、単に世界を解釈するだけではなくてこれを変革することが問題だからです。変革するためには変革の条件、具体的な条件というものを考えなきゃならない。例えば、日本は資本主義である。資本主義だったら労働者階級と資本家階級の階級闘争によって、崩壊する、社会主義になるんだということを言っただけでは、当面の日本社会の変革に向けて何も言ってないのに等しい。そうでなくて具体的に現在の日本の社会構造・経済構造はどうであるか、政治構造はどうかと

いうことを具体的に検討してその中で問題を引き出さなきゃならない。それがマルクス主義である。だから一般論を主張するだけではなんにもならない。そこに、労農派と講座派の違いがあるわけです。私はその点で講座派の理論上の圧倒的優位性ということを言っても決して言い過ぎではないというふうに思います。しかしながら、現在の我々の研究の到達点からいりますと、講座派の人達が述べた理論、戦前日本資本主義に関する認識の中には若干片寄った把握がある。あるいはもっと端的に言えば間違った把握があるんじゃないかというふうに考えます。したがってわれわれは、今言った理論の革命性、マルクス主義の本領である世界を変革するという立場を受け継ぎながら、講座派の中にある誤った要素、誤った認識は批判し、批判的に継承するということが必要であろうというふうに思うわけです。

マニュ論争の意味

そこで、日本の資本主義論争の中で表面に出てきた理論問題は大きく三つあると思います。第一は、いわゆるマニュファクチュア論、第二が再生産論、第三が地代論、この三つです。この三つの理論問題を検討することによって日本資本主義論の課題と方法にせまることが出来るのではないかと思うんです。

先ず第一のマニュファクチュア論ですが、これは、服部之総さんが、表面的にはいわゆる労農派の土屋喬雄さんとの間に幕末の経済発展段階について論争されたのがマニュファクチュア論争と言われております。しかしこの論争は表面的にはそういう形をとりましたけれども、服部さんが戦後発表されましたものでわれわれは初めてそれを知ったわけですが、服部さんは決して土屋批判が目的ではなかった。そうではなくてむしろ講座派主流の山田・平野両氏のとりわけ天皇制論の批判が自分の幕末=「嚴・マニュ」論の本旨である、この山田・平野を批判したいんだが講座派内部で意見の対立があるというふうにするのはまずいので土屋批判の形をと

って自分の意見を述べたんだと、こういうふうに服部さんは言われております。そういうふうにいわれますと、思いあたることがあります。平野さんは服部さんの理論にたいして当時——戦前においてすでに服部批判の論文も書かれておるわけです。この問題の詳しいことは今日は時間がありませんから、省略しますが、要するに、このマニュファクチャ論に関しては二つの問題がある。ひとつは幕末の経済発展段階についての認識、もうひとつは、天皇制論であります。この二つの問題があります。

先ず第一の幕末経済発展段階について、服部さんは、日本が、中国や朝鮮その他のアジア諸国と同じ様に、植民地半植民地にならないで資本主義国として発展したのは幕末においてイギリスの産業革命の前夜であるところの本来的なマニュファクチャ時代に相当するような発展段階にあったからだという非常に無理な理論的な設定をされました。これはまことに驚くべき理論です。そんなことで日本が独立国として発展したなんて、とうてい言いえないと思います。これは言い過ぎになるかもしれません、やはり、戦前の日本における一種の大國主義的なあらわれ、日本のマルクス主義者の中にもすら浸透している大國主義的思想ではないかと思うんです。つまり日本は非常に立派な国で発展した。朝鮮や中国は発展が遅れている、だめなんだ、こういう発想であります。だが日本が独立的に発展したと言ってもこれは帝国主義として、ヨーロッパの帝国主義と肩を並べてしまふその尖兵として東アジアで行動して、それによって辛うじて自分の独立を保ちえたというのが実相であります。そうだとすれば、これは朝鮮・中国その他の東アジア諸国の犠牲の上にその植民地化の上に日本の帝国主義は成り立つておるわけですから、前者と後者を比較して、日本で幕末にマニュファクチャがあったからだという議論はどうい受け入れることはできないというふうに私は思います。しかし、この考え方方はその後幕末にブルジョア的な発展の萌芽があったかなかったかということを探究する

という方向に行くわけです。そのために地方経済史の研究がかなり進んだというメリットはあるんですけども、本質的に言ってこれは間違った方向であったというふうに思います。

その次に、同じマニュファクチャ論のメダルの裏であります。これは明治維新論であり天皇制論であります。つまり、明治維新は絶対主義的変革であるかブルジョア的革命であるかという問題であります。言うまでもなく講座派主流は明治維新は絶対主義的変革であるというふうに考えており、山田・平野両氏ともそうです。服部さんはそれでは労農派の言うブルジョア革命論にたいして対抗できないという気持から、このマニュファクチャ論を提起されたというふうに考えられます。この問題はいいかえれば、明治維新によって成立した天皇制国家が封建的な絶対主義国家であるかあるいはブルジョア国家であるかという二者択一になるわけです。服部さんはある意味では講座派の欠陥に気が付いておられたわけです。つまり、これを封建的な絶対主義とのみいったのではその後資本主義が高度に発展してきた段階での天皇制国家をあくまで封建的国家だと言いくるのは非常に無理である。だからどうしてもブルジョア的な型の国家であると言わなければならぬ。ところがそういうと労農派の方ははじめからブルジョア国家といっている。それでは具合が悪い。そこでどうするかというので服部さんは苦心された。結果、マニュファクチャ論という形で提起された。だからマニュファクチャ論は先ほど言ったような問題と同時に、天皇制は、単に封建的一色の国家ではなくてその基礎においてはブルジョア性があるということを言われたわけです。

天皇制国家論

そこで服部さんも疑問を抱かれたように、果して講座派のいう絶対主義国家論というのが正しいのかどうかという問題であります。勿論、労農派の言うところのブルジョア国家論というのは、採ることは出来ません。専制的国民を

抑圧しておる天皇制国家の存在を無視する、その上で日本の革命を語るというのが労農派の意見でありますから、これはとうてい採ることは出来ない。しかし他方、講座派がこれをあくまで封建的な絶対主義国家である、というのも納得出来ない。資本主義は高度に発展している。そういう段階にこれを封建国家だとは言えない。下部構造によって上部構造が規定されるという唯物史観の命題はこれでは破綻することになるわけですから、これは採ることは出来ない。そこで講座派に属する人達は、これを説明するのに地主制をもってきた。つまり日本の寄生地主的土地位所有は本質的には封建的な土地位所有であり、天皇制はそれを階級的基礎とした封建的な絶対主義国家であるというのが講座派の説明であります。ですからいわゆる資本主義論争が封建論争と言われるよう、寄生地主的土地位所有が封建的か否か、あるいは小作料が封建地代かどうかということをめぐっての論争になったわけです。当時は天皇制の天の字も文章に書けませんから、そういう国家論の論争のかわりにその下部構造、階級的基礎としての地主制が封建的かどうかということを論争したわけです。

ところで、今日では少くとも1930年代の天皇制が封建的な絶対主義国家であるという人は、おそらく一人もいないと思います。何らかの意味でこれはブルジョア的な階級利害を代表した国家であるということは認めざるを得ないわけです。ですから、そこに封建的な絶対主義国家がブルジョア国家に変わった、あるいは修正された、あるいは修正過程なんだけれども完全に成りきっていないとか、いろんなバリエーションを伴った議論が進められてきたわけです。しかしこれでは解決にはならないと思います。何故解決にはならないかと言えば、絶対主義国家がブルジョア国家に単純に変わったと言えば、これはかつての猪俣らの主張と全く同じなんです。もう労農派に屈服したのも同然なのです。ところで、変わらなかったと言えば依然として封建的絶対主義国家が残るわけですから、これ

はまた背理・矛盾が残るわけです。ですからそういうことでは解決出来ないだろうというので、それについて私が近年主張しておりますのは、天皇制のそういった専制的な絶対主義的な政治的反動の面——国民の権利、基本的人権を無視した専制的な支配政治体制は、絶対主義的な国家と言うのにふさわしい。けれども国家はその経済的基礎によって規定されるということは、どのような階級がその国において経済的に支配的な階級になっているかということです。この点ではあくまで資本主義生産様式が支配的であり資本家階級が経済的には支配階級になっているわけですから、当然その国家は資本家階級の利害を執行する機関でなければならない、その意味でブルジョア的な性格を持っている。つまりブルジョア的な階級的本質を持つところの絶対主義国家だというふうに理解して初めて労農派の誤った革命論に対して致命的な打撃を与えると同時に天皇制の合理的な理解に到達することが出来るであろうと思います。ついでに何故こういう国家の統治形態と階級的基礎を区別するという考え方方に到達したかと申しますと、実は戦後のいわゆる従属自立論争に触発された面が大であります。この従属自立論争の中で、経済的に言えば、金融的に従属しているということ、石油というような戦略的な物質の上で完全に支配されているということ、それから市場の問題もあるいろいろな問題があって確かにアメリカに従属しているということはあると思います。が同時に、アメリカと日本の間に資本主義国としての対立が当然あるんです。自立論者はその対立の面を強調する。従属論の方は従属の方を強調する。これで従属自立論争というものは必ずしも混迷したわけです。私は端的に言って、経済問題だけで議論したのでは解決がつかないと思いました。解決がつかないどころか、自立論の誤りというものが明確にならないわけです。これはちょうど、天皇制絶対主義論において、これを封建国家とするかブルジョア国家とするかで争った場合には決着がつかない、労農派の間違いが明らかにならないのと非

常によく似ているわけです。日本がアメリカに従属しているというその決定的なポイントは何かと言えば、これは軍事的従属である。つまり、日本に無数の軍事基地が置かれ日本の国家権力の中核であるところの自衛隊・軍隊がアメリカの極東軍の編成の一翼になっているにすぎない、そういう従属軍隊である。そこに日本の国家権力の従属性があるという。その政治構造の面での従属ということが実はその従属論の眼目である。経済的な従属というのはそれに伴なって当然起きますけれどもそれが根本ではない。これではじめて従属自立論争には決着がついたわけです。自立論の誤り、その政治的な誤りはそれで非常に明確になりました。その中から天皇制論についての反省が生まれて来たわけで、長い間私はこの戦前の天皇制について大学で講義する場合でも封建的な絶対主義といいながらどうも説明しにくかったわけですが、やっと10年くらい前からそういう考えが出てきまして今言ったような結論に到達したわけあります。こういうのはやはり現代的な関心というものが歴史認識の上に大きな影響を及ぼすいい例ではないかというふうに考えております。

資本主義分析と再生産論

次は再生産論であります。再生産論というのは何故これが講座派の場合に問題になったかと言いますと、もうすでに御承知だと思いますけれども、講座派の最も中心的な理論家であります山田盛太郎さんは、「日本資本主義分析」の序言の冒頭で、「本書は日本資本主義の基礎の分析を企図する、その基礎分析によって、日本資本主義の基本構造=対抗・展望を示すことは、本書の主たる課題である」というふうにいわれまして、そしてこの課題を遂行するためには日本資本主義の再生産過程把握の問題として、いわば再生産論の具体化としてこれを果たすという有名な一文が出てきます。つまり、再生産論を具体化したものが「日本資本主義分析」だということです。これが非常に大きな重みになってそれ以来、再生産論というのは日本資本

主義分析の（日本資本主義には限りませんが一般に一国資本主義分析の）最も中心的な理論であるという認識が非常に強く生まれてきたと思います。私自身も学生の頃からそれを読んでそういうふうに思い込んできたわけです。多くの人がそう思っていたし、再生産論が日本で非常に研究が盛んなのもそこに一因があると思います。

こういうふうに再生産論を非常に高く評価し、それを唯一の、あるいは最も根本的な資本主義分析の方法というふうにする考え方があるのと、他方それに対して戦前では向坂逸郎さんを中心とした労農派の方からそういう再生産論というようなものを適用したのではだめだというような意見も若干出ておりましたが、とりわけ戦後において、宇野弘蔵さんのいわゆる三段階論の立場からして、再生産論というような「原理論」を具体的な分析に適用することは方法的には誤りである、「段階論」的な分析でなければならないという批判が非常に強く出てくるわけです。こういうような宇野派の議論が出てくるのも逆に言うと講座派の中に再生産論を過大評価して、それを唯一の方法とするという観点があるので、その弱点をつけこまれているというふうに私は思うんです。

ところで、山田さんのあの書物の中で、再生産論を適用した結果、いわゆる軍事的半封建的日本資本主義という基本規定が与えられました。これはつまり山田さん流の再生産論の適用の一つの結果であるとも言えるわけですが、私は必ずしも再生産論を適用した結果、軍事的半封建的規定が出て来たのではないというふうに思っています。たとえば半封建性と再生産論との関連の問題はどうか。農村の半封建的関係或いはそこから流れ出る低賃金労働の問題は再生産表式に直接にかかわり合いのない事ですから、この半封建的規定は必ずしも再生産論の適用の結果とは言えないと思う。ただし、私は軍事的半封建的規定というのは非常に正しい側面を持っていると思う。日本の低賃金ということを語る場合に、今日は大分様相は変わっており

ますけれども、しかし戦前の場合であれば明らかにこれは農村の地主制から出てくるところの低賃金労働が日本の低賃金の一つの大きな支えになっているということは誰もが認めていることありますし、軍事的な転倒性ということもその限りでは重要な事実であろうと思います。

ところで、山田さんは産業資本確立過程において軍事的半封建的な型が生まれ、その型が第一次大戦後の一般的危機の中で分解する。そこに日本資本主義の危機の展望を見い出す。とされたわけですが、実はこれが山田さんが再生産表式論を適用するといわれたことの最大の意味であり、最も重要な結論であると思います。ではそういう把握によって1920・30年代の日本資本主義の実態をとらえることが出来たのかどうかということを今日の段階から顧みると、そこに問題があると思います。

日本帝国主義は明治以来、今度の敗戦までたしかに軍事的半封建的な特徴を一貫してもらっています。しかしその同じ軍事的半封建的な特徴を持ちながらしかも明治時代においては日本は、イギリス・アメリカ等の先進帝国主義国の極東におけるエイジェントとして、いわゆる極東の憲兵として中国その他の東アジア諸国をこの先進帝国主義国たための植民地・半植民地につなぎとめておく為の役割を果たしている。その限りにおいて先進帝国主義国と日本帝国主義は共同歩調をとってきた。ところが、太平洋戦争においては、逆にまさに今まで共同歩調をとっていたアメリカ・イギリスに対して宣戦を布告したわけです。同じ軍事的半封建的な特徴をもつ資本主義であるけれどもそこに非常に大きな変化がある。つまり、1920・30年代のこの資本主義の一般的危機の中で帝国主義諸国間の矛盾が激化した。今まで共同歩調をとって進んでいた、日・英・米帝国主義が一転して、戦争すらさせざるを得なくなったりこの方向転換というものがこれこそまさに1930年代の日本資本主義にとって最大の問題ではないか。ひいては戦後日本がアメリカに占領され今日の従属的な体制が生まれてくるその歴史的的前提もそこにあ

る。その線上で考えられなければならない。というふうに考えますと、この単なる軍事的半封建的という規定だけでは戦前の日本資本主義の全過程を理解するには困難あります。そこで私は、第1次大戦直前におけるレーニンの日本帝国主義に対する評価にもとづいて、金融的に従属した帝国主義という規定を考えてはどうか、その観点に立てば今言った問題は非常に明確に解決することができるというふうに考えます。

それからもう一つはこういう問題があります。日本は、軍事的半封建的資本主義であると言えば、これは非常に遅れた資本主義というイメージが強い。後進性、脆弱性、技術的な停滞性というのが、「分析」を中心とした講座派の日本資本主義論の中には一貫してあるわけです。しかし他方、日本は明治以来非常に急速な成長を遂げた。この戦前日本資本主義の急速な発展と、その後進性、脆弱性というものはどうかわかるのか。これはどう統一して理解したらよいのかという問題になりますと、軍事的半封建的という規定ではそれは、理解できないというふうに考えます。軍事的半封建的な構造を持ちながらなつかつ高度成長を遂げえたのは何故かと言うことを考えますと、そこにはじめて外国からの資本導入という問題が浮び出てくるのであります。日清戦争後第一次大戦までの資本主義確立期に、日本は、慢性的な入超構造、輸入額の15%程度の支払超過となっている。その部分を外資の導入によって埋めなければ再生産出来ないという構造になっているわけですから、この外資導入は日本資本主義の発展にとって決定的なウエイトを持っている。だから、日本資本主義が遅れた要素を持ちながら急速に発展したという意味でも、また先ほど言ったように、それまでのアメリカ・イギリスに従属しながら進んでいたのが30年代になって突如として方向転換したのもいずれも、この外資導入という問題とかかわりがあるという意味で、私はこの規定を探りたいと考えます。

再生産論というのは、マルクスの天才的な着

想でありますし、非常に大きな理論的貢献でありますから、再生産論を適用するのは悪いということを言っているわけではない。それも一つの非常に重要な理論的武器でありますけれども、しかし今日われわれが創造的に理論を発展させることができが求められているわけですから、まして再生産論だけを分析の道具とするという考え方がいかに偏狭であるか、ということがわかる。再生産論だけでもし日本資本主義の分析が出来るなら、理論の創造的発展ということは必要ないし、これではマルクス主義は枯渇していくのではないかと思うんです。

地主制について

第三の地代論の問題はそれほど言う必要はないと思います。これはつまり、寄生地主的土地所有が封建的か近代的かというのが争点で、対立点が比較的明瞭である。この地主的土地所有が封建的か近代的かと言う場合に、イギリスのように農業において資本主義的経営が成立している場合の土地所有はこれは近代的の土地所有なんだ、というふうに定義するならば、日本は近代的でないことは明らかであります。しかし、ここでの重要な問題は、先ほども言いましたように、天皇制が封建的な絶対主義国家であるとするならばその基礎に封建的な土地所有を想定しなければならないということからくる問題があるですから、天皇制を私が先ほど言った様に理解するならば、あえて寄生地主制を何が何でも封建的というふうに言う必要はない。そういう意味で講座・労農両派の論争はある意味では解消させることが出来る。もちろん戦前の農民が重い小作料或いは地租の負担のもとに圧迫されている、それは事実であります。だからそこから家計補充的な労働者が出てくるとか、また同時に、農民が土地を要求する、土地革命の展望がそこに開ける、戦後の農地改革がそれを実証したということも確かであり、そういうことは全て我々は認めなければならないけれども、しかしだからといって、この戦前の地主的土地所有を封建的な土地所有というふうに言う

ことはこれは無理ではないか。またそう言う必要もない。むしろそれよりは、戦前の地主的土地所有と資本主義との関連を具体的に追求するということが生産的であるというふうに思います。

講座派理論の批判的継承

以上、天皇制=絶対主義論或いは軍事的半封建的資本主義論或いは半封建的地主制論といったような講座派理論が含むところの諸問題、これらはこれまで述べてきたようにそれぞれ問題がある。それらの点を批判しながらその本質的なものを継承し、発展させるという立場をとることによって反講座派の立場をとるさまざまの間違った考え方を論破することが出来る。私は講座派理論というものの中の誤った要素を正し、そして本質的に相手と違うところをはっきりと打ち出すということによってマルクス主義の真価を發揮することが出来るのではないかというふうに考えているわけです。そして、今まで述べました幾つかの問題は結局のところ天皇制国家論に帰着すると思う。戦前日本資本主義論の理論的ななまめはやはり天皇制国家論にあるわけです。この天皇制国家論をはっきりさせることによってその他の資本主義論・地主制論も自然と解けてくるというふうに思うんです。そういうふうな観点から、先ほども触れた、戦後の従属自立論あるいはプロレタリア独裁論=プロレタリア執権論の問題も解くことができると思います。つまりプロ執権の問題も社会主义国家の階級的性質と支配=統治形態というものを分けて考えることに帰着すると思いますし、また戦後の従属自立論争、今日の日本の資本主義の危機を考える場合にも、やはり対米従属というものが根本になっている、それを中心に据えてその他の分析がそこから展開されなければならない。仮に対米従属という観点をのがしてしまって、その他のあらゆる現象を難多に採り上げてたら非常に混乱して議論が整理されてこないのでないかというふうに思います。そういう意味でわれわれが現代の資本主義を分

析する場合でも、先ずその中心に据えるべきものは国家論でなければならないし、また、講座派の革命的な理論の伝統を受け継いで、一般性と特殊性との統一的な認識を計ることが重要だと考えます。戦前の日本資本主義は軍事的半封建的な特殊な資本主義であるというように、戦前については非常に特殊性が強調されるのに、戦後は特殊性が失くなったというふうに考えられるとするならば、これはおかしい。そうでなくて、どんな場合にでも一般性と特殊性との統一的認識ということを考えなければならないのではないか。それと同時に、先ほども言いましたような国際的な関連、日本資本主義の内部の

構造も勿論重要ですが、日本資本主義は宙に浮いているわけではないので国際的な関連をも重視しなければならない。そういった幾つかの点を戦前の日本資本主義論の反省の中からくみとついていただければ有難い、こういうふうに思うわけです。どうも十分意を尽くさなかつた点もありますけれども、これで一応私の話を終わらせていただきたいと思います。

(本稿は夜間通信研究科79年春季合宿の際の記念講演に手をくわえていただいたものである)

(筆者 大阪市立大学教授)

◆ 読者からのたより ◆

○……前略。国有林「城下町」の様相、興味深く読ませていただきました。二三の感想を述べさせていただきますと、ヤナセスギは全国的にも木曽ヒノキ・秋田スギ・屋久スギなどとならぶ銘木であり、このモノの流れ、利潤（伐出以降）はどうか、またこんどの見通しについても触れて欲しかったように思います（地域振興の視点より）。

国有林労働者の果している役割について、もう少し突込んで述べていただくと、全国的に大きな励ましになります。太田氏の連絡先をお知らせ願えれば、当方の資料など送りたいと思います。

(高井・名古屋市・団体役員)

○……研究展望——野村秀和「会計学・企業分析論の動向を語る」を興味深く読みました。実は私も、経営分析をいくつか手がけています。それで「お前の研究はアカデミックでない」という批判を研究者の中から受けています。しかし実際、経営分析をやっていると現場労働者から教えられることも多く、また実際の運動の中で何が研究上に欠けているのか、その弱点などヨリ鮮明になってくるわけです。就職用や単なる業績のための論文には問題意識も乏しく、それほど価値があるとは思えません。ともあれ勇気づけられました。

それはとも角、これまでの経営分析は「高度成長」期の分析であり、オイル・ショック後の分析はまだ不十分といえます。オイル・ショック後の収益構造は大きく変ってきています。そのところをキチンと把握しないと経済構造も十分に解明できないのではないかと思います。森岡孝二氏の見解『社会科学の方法』7月号も含めて、経済理論としても十分に分析の必要があるかと思います。

(井上・稻城市・大学教員)

○……経済学は、非常におもしろい学問だと思いますが、様々な理論が入り混じて、少し頭のたりない私には、どの立場をとるのかよくわからなかったのですが、自分なりに忠実に理論を発展されている方々の論文をよみ、感激しました。今後の号に期待したいと思います。

(藤間・熱海市)

○……初めて手にしました。とても刺激をうけました。働きつつ学ぶ経済学をめざします。

(関水・神奈川県・団体職員)

講座Ⅱ・Ⅲ巻『資本論と現代経済』を読んで

服 部 文 男 (東北大学)
黒 滉 正 昭 (宮城学院女子大学)

(1)

——これから『講座現代経済学』の第Ⅱ巻と第Ⅲ巻をとりあげて、読後感や寸評などを話しあってみたいと思います。ⅡとⅢは、それぞれ「『資本論』と現代経済」の(1)と(2)にあてられていて、「働きつつ学ぶ」人びとのための『資本論』解説ということのようです。私たちも、この数年間、働く人びとのための『資本論』講座の運営や講義でいろいろ苦労をしているものですから、とくにこの二つの巻には強い関心をもっているわけです。

——執筆者のなかに、『資本論』研究を専門にしている研究者がほとんどいないということも、大きな特色とされていますが、批評する私たち自身も『資本論』そのものの専門家ではありませんので、とんだ見当違いのことを口走るかもしれません。そのうえ、当然のことではありますが、私たちふたりのあいだでも、『資本論』の理解がまったく一致しているというわけではありませんし、『資本論』による労働者教育のありかたや進め方についても、意見はかならずしも同じではありません。これから批評も、私たちそれぞれの試行錯誤むしろ暗中模索の産物といってよいでしょう。

——では、まずⅡについて。全体としてどういう印象または感想をもちましたか？

——私は、たいへん興味深く読みました。とくに、「労働日」から説き起こしている点は、思いきった試みとして感心しましたし、多くのことを新しく教えられました。マルクスは、ケーベルマン夫人が『資本論』を読むため

の「処方」として、「労働日」、「協業、分業、機械」、「本源的蓄積」を挙げていますが、これらの諸章がたんに「さしあたって読みやすい」というだけではなくて、内容的に重要な意味をもっているという著者たちの主張には、私も同感です。

——「わが国において支配的な『資本論』解説の仕方やマルクス経済学の『理論』教育にみうけられる通弊」として、「『資本論』の体系を狭い意味での経済理論にしほって、しかもそれをもっぱら抽象的断面においてとらえることから生じがちな、視野と対象の狭さ、歴史と思想の貧困、具体的素材の軽視」(43ページ)を指摘している箇所は痛烈ですね。私などにも耳の痛い言葉です。

——たしかに、これらの諸章を学ぶことによって、「われわれの日々の労働と生活の現実感覚を手がかりに」、「資本主義社会の歴史と現実についての具体的表象を豊かにしつつ」(43ページ)『資本論』の学習を進めることができると、私も思います。そして、とくに「働きつつ学ぶ」人びとにとては、職場や地域や家庭の身近な問題として、今日の問題にひきつけて具体的に考えようとする意欲が強くかきたてられることも事実です。しかし、問題は、ここから出発して、資本主義社会全体のしくみが、理論的にどのようにとらえられるのか、ということでしょう。

著者たちが『資本論』の「第8章や第13章などのいわゆる歴史的諸章を格別に重視する」(43ページ)と述べているのも、「労働日や機械

制大工業の論理」ないしは「『大工業労働と人間の発達』という基本視角」が、『資本論』、とくにその第Ⅰ巻の全体を貫くものと考えているからでしょうね。この点は、Ⅲを検討するさいに問題にしましょう。

——「階級闘争と資本主義国家との関係を検討しようと思えば、工場法の検討は絶対に避けてとおれない閥門」(208ページ)であるというのは、私もその通りだと思いますし、工場法をめぐる階級闘争が『資本論』の最後に予定されていた「階級闘争」の「代表的事例」(同上)だということにも異論はないのですが、「労働日」の章のなかにもりこまれている諸契機をできるだけ「ふくらませる」と同時に、これらの諸契機を『資本論』の全体系のなかに正しく位置づけることが必要だと思います。

——同感ですね。著者たちは、かつての社会政策本質論争や財政学方法論争の成果をうけつき、その不十分な点を克服しようとしていると思われるのですが、このへんのところをもう少し立ちいって論じてもらえたならば、問題がはっきりするのではないかでしょうか。

——しかし、そうなるとこの講座の本来の性格からかけはなれたものになりますか？ そうでなくてさえ、ⅡもⅢも、読んでみてかなりむずかしいという印象をもちました。とくにⅡは、Ⅲへの導入部という趣旨だとすると、もっと整理された説きかたが望ましかったと思います。

——それはそれとして、個々の点について検討することにしましょう。

——まず、『資本論』の「第Ⅰ版序文」のなかでイギリス「工場法」が論じられていることの意味を明らかにした点については、いかがですか？

——これについては、私はまったく賛成です。これまで、「第Ⅰ版序文」というと、『資本論』の研究対象や究極目的にかんする部分がとくに注目されたり、全体にわたっているようにみえるときでもマルクスの方法論や見通しの正否が論じられたりするだけにとどまっていた

ように思われます。もちろん、これらの点が重要であることを否定はしませんが、「序文」の意義がこれらのこととに尽きるものではないことも、強調しておかなければならないでしょう。『資本論』第Ⅰ巻のなかでイギリス工場法にかんする詳細な叙述に多くのページをさいた理由をマルクス自身が明らかにしているくだりは、「序文」のなかで重要な意味をもっていると私も思います。

——たしかに、Ⅱの序章でイギリス工場法とアメリカ南北戦争との関連を明らかにしている点などは、ふつうの『資本論』専門家の及ばないところで、マルクスの「序文」を正確に理解するために、いやむしろ、『資本論』の性格を正しく述べるために、たいへん有益ですね。

——この「序文」でマルクスは、「19世紀のアメリカの南北戦争はヨーロッパの労働者階級のために警鐘を鳴らした」と書いているのですが、私たちにはややわかりにくいところです。著者は、この「警鐘」(Sturmglöcke)について、「『進軍の号令』とも読み！」(34ページ)と注記していて、Sturm本来の語義である「あらし」を「強襲、突撃、進軍」へと読みかえた鋭い解釈をしめしています。私はたいへん教えられましたが、まだ納得できない点も残っています。

——それは、どういう点ですか？

——著者も指摘していますし(35ページ)、Ⅱの巻末(303ページ)にも挙げられていますが、マルクスは国際労働者協会(第一インターナショナル)の名で合衆国大統領リンカーンに手紙を送っています。このなかには、いま問題にしている箇所と同一の趣旨と解するほかはないいつぎのような言葉があるのです。「ヨーロッパの労働者は、……アメリカの奴隸制反対闘争が労働者階級の権力を伸張する新しい時代をひらくであろうと確信しています。」(『全集』第16巻、17ページ)私自身は、この言葉を手がかりとして、さきの「警鐘」も、文字通りに「あらしの時代」が迫ってきてることへの「警鐘」と理解していたのです。

——著者も、「とも読め！」と書いているのですから、あなたのような解釈を否定しているわけではないのでしょうかが、この二つの解釈のあいだにはかなりの違いがあるように感じられますね。

——本論の部分にはいりましょう。第1章「労働日」のところについては、どう思いますか？

——イギリスの工場法の成立過程を、一方では職場における労働組合運動の面から、他方では家族と地域における児童問題の面から、歴史的・具体的に明らかにしている点は、たいへん面白いと思いました。

——私もそうです。とくに後者の問題は、これまであまり顧みられなかった点なので、重要な問題提起だと思います。今後、さらに詳論してほしいですね。ついでに、まったく小さな問題なのですが、72～73ページに再三出てくる「青年」労働者というのは、「成年」ではないでしょうか。

——ところで、「労働日の限界」(89ページ以下)の説明は、これでよいのでしょうか？『資本論』の叙述をよりどころとしながら、微妙なずれがあるように思われるのですが……

——そうですね。とくにはじめの部分は、「他方」、「他方」とたたみこんでゆくために、論理のはこびがよくつかめないのでですが、要するに、資本家は労働時間をできるだけ延長しようとする当然の権利をもっているのにたいして、労働者は健全な状態で労働することができるよう要求する権利をもっている、ということを述べようとしているのだと思います。これは、著者も『資本論』から引用しているように、「どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利である」(91ページ)ということでしょう。ところが、著者は、この点について、「資本家の購入した労働力は、人格と不可分離という特殊性を持っている。したがって、労働力の無制限な使用にたいては、他の商品とは異なって、それに反抗し、無制限な労働力の使用に制限を加えようとする」(90ページ)。

傍点は原著者のもの）と書いています。これは、「同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」というときの「力」(=階級闘争)とのちがいがあいまいになってしまふのではないかでしょうか。

——ハハア、それで「反抗する労働力」(91ページ)などという奇妙な表現が出てくるのですね。

——これは、たぶん著者が、労働力商品の「人格と不可分離」という特殊性のなかに、次元のちがったさまざまのことがらをつめこんだためではないかと思うのです。今からちょうど30年前に始まった「社会政策論争」は、しばしば「不毛」であったと評されていますが、不十分だった点の指摘とともに、なにがどの程度まで明らかにされたかということについて、理論的に整理することも必要ではないでしょうか。

——論点がすこしかたよったきらいがありますが、全体にかかわるような問題というのではありませんか？

——そうですね……やはり工場法の問題と結びつくことになるのですが、「1848年の10時間労働日を規定する工場法が、過剰生産恐慌のもとで法定されてゆく」という事態は見落としておいてはならない問題ではあろう」(202ページ)という指摘は、非常に重要だと思います。著者も書いているように、今日の日本の労働時間短縮論議ともかかわっている問題として、労働運動との関連をさらに解明しなければなりません。そのためにも、「労働日の短縮が加速化される必然性」(97ページ)について、いっそしたちいった分析が必要であると思いますし、さらには「自由に処分できる時間」(100ページ)の問題を、階級闘争との関連においてとらえることが重要ではないかと思うのです。

(2)

——Ⅲについては、読んでみていかがですか？

——序章でこういわれています。「本巻においてわれわれが『資本論』に臨む態度もまた、この点を、すなわち労働者に歴史的災禍を打破

する能力をあたえ、また打破せざるをえないよう^にする諸条件が現在の資本主義からいかにしてつくりだされるか、という点についての論証を『資本論』のうちに再発見することにある」(36ページ)。だから、その「再発見」した内容は何であるか、この点にⅢの評価が凝縮されてくるのではないでしょか?

——それは賛成ですね。で、その点ではどうでしたか?

——正直にいいますと、まさにその点がはっきりしていないように思うのです。確かに、「労働の経済学」、とりわけ「発達の経済学」という把握の重要性はくり返し強調されているのですが、その割にはそれが個々の主張にとどまっていて、理論として新たなものが生み出されているように見えないのです。だから、せっかくⅡで「労働日」から始めていたのに、それがⅢで扱われている商品・貨幣論や蓄積論等の説き方に、基本的影響を及ぼしているように思われないです。何か順序を変えただけではないのか、というような……。

——それには異論があります。Ⅲの終章・貧困化論の注を見て下さい。そこには「資本蓄積論だけからでは発達論の見地がでてこない」(278ページ)という重要な証言があります。ここでは著者が吉原泰助氏や岡穂氏を援用しているのは誤解に基づくものですが、それはともかく、ⅡとⅢの関係が、これでやっと私につかめたのです。つまりⅡの「労働日」や「機械と大工業」のところで工場法や人民憲章等の意義を明らかにすることが、まさに「発達の経済学」そのものである。すなわち人間個々人の能力を全面的に発達させる可能性を資本主義はいかに創り出したかというテーマが、ここで集約的に論じられているし、また論じられねばならないという立場を著者たちはとっているのです。それをうけてⅢの商品・貨幣論や労賃論、さらに資本蓄積論では、そういう発達の可能性を、同じ資本主義の機構それ自体がいかに何重にも抑圧しているか、これの解明に焦点があてられる。ですから先ほどの注は、「Ⅲだけからでは

発達論の見地がでてこない」、こう言い換えても同じことになる。決して「順序を変えただけ」といった問題ではありません。

——ナルホド、その点は見落としていました。しかしそのうえで、なお内容的な疑問があるのです。著者たちによれば、従来の『資本論』の読み方は資本蓄積論中心であった、そればかりでなくそれをもっぱら「単なる労働者状態とその運命論」(195ページ)として読んでいた、それではいけないというわけですね。むしろ資本蓄積論を絶対的および相対的剩余価値論にひきつけて読まねばならない。労働日や大工業等の諸章の歴史的・具体的素材を単なる例証だとして軽視するから、視野の狭い、貧困な「理論」しか『資本論』の中に見いだせなかつたのだ、こういうわけですね。しかしながら、著者たちのいうやり方で、本当に理論の視野は広がるものだろうか、現に広がっているのだろうか? これが私の根本的疑問なのです。私の見るところ、著者たちの理論分析は、たいていの場合かなり浅く、キメの荒いものにとどまっています。その貧困さにおいて、従来の「理論」とたいして差があるように見えません。ただ違うのは、現実の具体的課題を接木して花を咲かせようとしている点だけです。従来の「理論」の木になぜ現実的花が咲かないのか? それは、木が死んでいるからです。ところが著者たちは、「それは接木の重要さをとらえられないような視野の狭さに原因がある」と述べているかのようです。

——あなたの議論はあまりにも乱暴です。著者たちは、Ⅲ全体を通じて、理論そのもの中に「発達」の諸契機を丹念に位置づけて、マルクスがいかに単なる「運命論」から免れているかを解明しているではありませんか。私にはむしろ、あなたの方が、自分の「理論」の貧困さが著者たちによって白日の下にさらされるのを恐れて、必死になって自己弁護しているようにしか見えません。

——アハハハハ、そうですか。いや互いに理解し合うということは、なかなかむずかしいも

のですね。まああきらめずに論を少し具体的に進めてみましょう。私は、『資本論』を現代に生かすさいに決定的なことは、当時の運動史の課題との内的関連を発見することだと思っています。たとえば「貨幣の資本への転化」(第2章)、ここでの「貨幣としての貨幣」→「資本としての貨幣」という分析視角は、それ自体は重要な問題点を突いており、Ⅲの中ではもっとも理論的分析の深い章の一つですが、しかしここで労働力の価値規定が触れられていないのは、どういうわけでしょう?とりわけ「歴史的精神的要素」およびこれに関連して「労働力の価値の最後の限界または最低限」というマルクスの把握は、当時の労働組合の賃金闘争の未解決の課題を理論的に解こうとした、きわめて具体的な問題意識に貫かれていると思われます。何も工場法や大工業の部分だけが歴史なのではありません。他方では、現代の「経済的民主主義」の萌芽を『資本論』に探すというやり方では、どれほど歴史的資料を用いたとしても、結論はもう初めから見えているのであって、「再発見」されるのは、マルクスの深い把握ではなくして、著者たちが前もって持っている結論にすぎなくなるのです。だから、理論の視野が広がっているのではなく、従来の「正統派」の観点から、内田義彦氏や杉原四郎氏の観点に移行しただけなのです。

——あなたは、どうも実証が弱い割に大口をたたくクセがあるようです。まあしかし、ほかに気づいた問題点を、もう少し挙げてみて下さい。

——「商品と貨幣」(第1章)では、カギになる「回り道」の論理とは、「価値が……『抽象力』の緊張によってではなく、他の商品との等置=等式関係そのものにおいて表現される」(49ページ)ということだとされています。これは、久留間鮫造氏があれほどていねいに説いた「回り道」の把握水準を、またスタートまで後退させているだけでなく、そもそも「回り道」とは何であるかを知らないという点で、宇野弘蔵氏の誤った理論にも遅れをとっています。こ

れで一体、従来の価値論中心の研究の視野の狭さを批判できるというのでしょうか?

「剩余価値の生産」(第3章)では、「労働過程」が「絶対的剩余価値の生産」と混同されています。「最も単純な労働過程の次元にまで還元することによって、「いわば夾雜物のない・純粹な状態で賃労働を支配する資本の権力の姿を透視してみる」、「論理的には絶対的剩余価値の生産は、…生産手段がこん棒であっても巨大なオートメーション装置であっても無関係に、一般的・共通的に成立する概念なのである」(112ページ)というのです。これは、ほとんど信じ難いほどの混乱です。もしこれが正しいなら、「こん棒」に資本の起源を求めたトレンド大佐は、正しかったことになるでしょう。

「労賃」(第五章)では、今日における婦人の賃労働者化の把握に疑問をもちました。「婦人の賃労働者化が急激に進行したのはなぜか」と問い合わせながら、それは「高度成長」過程が大量の追加労働力を必要としたからだと解答されると、肩すかしをくわされた感じがします(179ページ)。日本の現在の不況の中で、男子常雇者が減らされると同時に婦人パートがふやされていることは、重要な問題で、それをもっぱら婦人の側の「窮迫販売」、「保育の社会化」の不十分さに求める著者の見解(180ページ)では、企業の側が、婦人をパートの形態で大量に必要としている点が、見落とされてしまします。

「資本の蓄積過程」(第6章)では、まず資本蓄積論の位置づけに、根本的な疑問があります。「資本の生産過程」には「(1)資本による剩余価値の生産、(2)剩余価値による資本の生産」の二つの契機がある、というのはいいとして、マルクスが(1)→(2)の「順序」で分析しているのだから、「(1)がやはり資本の生産過程の主要な契機であり、(2)は次要の契機である」(197ページ)とされています。もし「順序」だけでこういうことがいえるのなら、「資本」よりも「貨幣」が「主要な契機」であり、さらに後者よりも「商品」が「主要な契機」だということにな

るでしょう。あえてこういうことを著者が述べているのは、おそらくこの講座のⅡとⅢの関係を基礎づける必要があるってことと思われます。その関連で著者たちの正念場となるのは、「商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転回」をどう理解するか、という問題です。そこでまずたてられる論点は、「資本主義的取得とは資本家階級による不払労働の搾取であり、この特定の生産関係がみずから再生産する機構をもつことは、すでに十分に明らかになっているにもかかわらず、なぜ、マルクスは一見して同じ事柄を再び論じようとするか」(208ページ)ということです。なるほどこれでは、「次要の契機」にしか見えないのは、もっともです。そしてその答は、——「資本主義的取得様式の内容は、『資本家が、絶えず等価なしで取得する、すでに対象化されている他人労働の一部を、つねにくりかえし生きている労働のより大きな量と置き換えるということ』(S. 609. 760 ページ)であって、単なる不払労働の取得にどまらないということ、このことをマルクスはいいたかったのである」(201 ページ)。なんとマルクスが貧弱に見えることでしょう。実際にマルクスが問題としているのは、〈労働力商品の特殊性、権利を根拠に資本の専制を民主的に規制できる〉という著者たちの根本主張が、なぜ成り立たないのか、を解いているというのに。そして、このようにいうと、著者たちには、私が「運命論」に陥っているように見え

るのです。そうではない。労働組合とその運動の意義は、ここから初めて明らかになるのです。「経済的民主主義」は、この運動の発展の特定の段階で、初めて成立できたのです。そして、今日の日本では、労働組合の右傾化・官僚化の強まる下で、むしろ地方自治体等に基礎を置く住民運動がその主柱になっているという特殊な情勢にあるわけです。ところが著者たちの理論的視野からは、こうした媒介がドロップ・アウトして、結論だけを無媒介に接木しようとするから、意図に反して「理論」も「結論」も死んでしまうのです。

——ナルホド、いくらかは分かります。おそらく著者たちの実践水準が相当高いので、労働組合の運動などは、自明の事柄として、改めて理論的に解明する必要を感じてはいない、というのが真相のような気がします。しかし、今日の情勢は、1960年代後半とはガラリと変わって、「結論だけ正しいこと」を主張すればするほど孤立するという困難な局面にありますから、理論の視野を本当の意味でひろげねばなりませんね。

——暴論ばかりはいてきましたが、私もそれをいいたかったのです。「なれ合い」か、さもなければ「感情的非難」という学界の悪風を吹きとばして、本当に真剣に対決し、互いに学び合うこと、これを私は渴望していたのです。

——今日は疲れましたね。また折を見て…。

『資本論』と工場法

——講座第Ⅱ巻への論評——

広小路支部 小 森 治 夫

I. はじめに

勤労者所員で構成されるわが基礎研広小路支部では、『講座現代経済学』の第2巻を4回にわたって学習・討議してきた。そして、我々なりに書評をまとめようということになった。書評の基本的視点は、『講座』ではどのような理論課題が提起され、それはどこまで解明され、何が今後の課題として残されているか、すなわち到達点と限界は何かということを、我々の労働と生活そのものから検討しようということであった。

しかしながら、この作業は困難をきわめた。我々の能力不足が痛感されると同時に、『講座』の内容が非常に包括的・全面的であるため、そう簡単に書評ができないということがわかつてきた。青木書店が『講座』の書評を依頼しても断わられるはずである。(しかも『講座』の基本視角は我々にとって初めてではないだけに、素朴な感想を書くこともできない。)

それゆえ、この書評では、『講座』の基本的視点と特徴とをあらためて確認したうえで、第2巻の中心的内容である工場法をどう解明しているかという点にしづつて論評することにした。最初にこのことをことわっておきたい。

II. 『講座』の基本的視点と特徴

ここでは、『講座』の基本的視点と特徴について、簡単に再確認しておきたい。

まず、『講座』第1巻の序章においては、我々の日々の労働と生活の描写から出発している。これは、ただ経済学を身近でわかりやすいものにするためだけではなく、我々の日常生活

活、現実感覚から現代経済分析の基本視角、現代経済学の課題をみちびきだすためである。ここで結論を要約すれば、现代社会における発達の諸条件の拡大と発達の障害の拡大、そのギャップの広がりとその障害をとりのぞく力量の発達、これらの問題を科学的に解明することこそが現代経済学の課題であるということであった。

このように現代経済学の課題を設定したうえで、その課題を解く手がかりを『資本論』に求め、『講座』全6巻のうち2巻を『資本論』の分析にあてている。これが『講座』の第一の特徴である。

それならば、『資本論』はどのように分析されるのであろうか。それは、『講座』全体を貫く太い柱である「発達の経済学」の視点で分析されている。これが第二の特徴である。

先にも述べた現代経済学の課題、すなわち現代資本主義は、一方では人間の全面発達の諸条件を成熟させるが、他方では官僚主義と官治主義によって人間の発達にとっての障害を拡大させるとともに、そのギャップをのりこえる科学的な方法を探求すること、これにこたえるものこそ「発達の経済学」であるというのが『講座』の基本的立場である。それゆえ『講座』では、資本と賃労働との関係にだけ焦点をあてていた従来のマルクス経済学にはない、家事労働、保育、教育労働、官僚機構、自治体などの問題をとりいれて、現代の労働と生活の問題が内容ゆたかに解明されているわけである。

では従来の経済学では、この「人間の発達」の問題はどのように扱われていただろうか。まず宇野学派から正統マルクス主義まで含めて従

來のアカデミズムの『資本論』論議では、『資本論』の第8章、第13章等は歴史的部分としてほとんど無視されており、したがって「発達の経済学」という視角はまったく切り捨てられていた。また学习協の『資本論』理解では、同じく第8章、第13章の軽視のため主体形成論が資本蓄積論に限定されてしまい、いわば「窮乏化革命論」的な主体形成論（痛めつけられ苦しめられて労働者階級はたちあがるというのみで、労働者階級の発達の手がかりが提示されない理論）しか提起できない。さらに芝田進午氏の発達論では、工場法が欠落しているため、大工業の進歩性を生産力の立場から強調するのみで、いわば「労働過程論的発達論」におわってしまい、現実の変革の手がかりが具体的に提示できないことになってしまう。

それに対して『講座』では、「発達の経済学」を無視してきたアカデミズム、あるいは「窮乏化革命論」的な主体形成論、「労働過程論的発達論」をするどく批判し、民主主義的法律と公務労働を手がかりに労働者階級の発達を保障するという、国家論、権力論をも包含した全面的な発達論を開拓している。

それゆえ『講座』の第三の特徴は、『資本論』を現代資本主義の基礎理論のみならず、現代民主主義の基礎理論をもさぐりあてる観点から読みこんで、『資本論』に含まれている資本主義の階級闘争と国家の理論、国家の形態と階級闘争の条件とに深くかかわる民主主義の理論を再発見することを試みていることだと言えるわけである。

なお第四の特徴は言うまでもないことであるが、この19世紀のイギリス工場法の分析は、現代日本資本主義の全体像を分析して、その変革の展望をみいだすことを念頭においておこなわれていることである。

以上が『講座』の基本的視点と特徴である。

III. 工場法の評価をめぐって

—— 1・4・5章を中心には ——

第2巻で工場法の問題を中心に論じている

のは、第1章労働日、第4章機械と大工業⁽²⁾、第5章大工業と住民生活、である。いま工場法が各章でどのように論じられているかを簡単にみてみれば、第1章では、工場法がいかなる階級の力によって成立したか、すなわち工場法と工場監督官の成立過程を1833年法を中心に論じている。第4章では、工場法を労働者階級の成長にとってどのように評価するかを論じている。第5章では、「発達の経済学」のなかで社会変革の手がかりとしての工場法をどのように位置づけるかを論じていると言えよう。

では第1章から順に、各章での工場法の評価を検討してみよう。

まず第1章の課題は、戸塚秀夫氏の工場法論を論破することにある。

戸塚氏は『イギリス工場法成立史論』において、丹念な歴史研究をふまえて、初期工場立法の構成主体として「時間短縮委員会」を中心とするいわゆる10時間法運動を社会的世論の形成に偉大な貢献をしたと評価しつつも、いわゆる10時間法運動によって工場法が成立したというような見解は皮相な解釈であると批判される。そしてサー・R・ピールやロバート・オーウェンなどの開明的工場主の努力を高く評価され、開明的工場主が立法に好意的態度をとり、あるいは率先して立法措置を唱え10時間法を求める大衆運動に援助をしたこと、そして彼等の実験、彼等の開明的工場経営が現実のモデルになったことを強調される。つまり戸塚氏の工場法論を一言でいうならば、初期工場立法成立の主体をいわゆる10時間法運動ではなくして、開明的な大工場主に求めた理論ということになる。

また、19世紀中葉の「自由放任」主義と工場法という新たな規制との関連について、戸塚氏は、第一に、工場法による規制は「自由放任」を全般的に否定するものではないとして、成人男子労働者については「自由放任」原理の尊重、児童・婦人については保護規制と説明される。第二に、工場法の規制によって産業が危機にさらされないようにという配慮がされているとして、開明的工場主の成功的実例と規制の対

象が特定産業部門から漸次拡大したことを指摘される。戸塚氏の結論は、自由主義的政策体系の一分肢として工場法をとらえるということであった。

この戸塚氏の工場法論に対して、『講座』ではどのような主張がなされているのか。

『講座』では戸塚氏が指摘されるように、大工業と父権とを結合した旧い搾取様式に対して改良的な対応をとる資本家も出現したことを見ている。しかし現実には、労働日短縮のための一部の資本家と労働者の協定は、激しい資本間競争によってほとんど効力をもちえなかつた。その典型は死文におわった1802年からはじまる5つの工場法であり、戸塚氏の分析はこの初期工場法にこそあてはまるとする。

では『講座』の工場法論の特徴は何か。それは、労働日の短縮が法律として制定されるには全国的な労働運動の圧力が必要不可欠と、全国的労働運動の意義を強調していることである。つまり、1833年の工場法の成立過程を分析して、時間短縮委員会を中心とする10時間法運動の高まりに対抗するために、33年工場法はブルジョア改良主義の要求を吸収しつつ、中央集権的な行政機構として工場監督官を配置したとする。しかし、労働者階級はブルジョア改良主義の狭い枠を突破して法律の一般化を勝ちとろうとする一方、工場に直接の利害関係をもたない工場監督官は「専門家で不偏不党で厳正公平な人々」として、資本家の無法な行為を告発し、必要な工場法の改正を報告したのである。ここには工場法——全国的労働運動と民主主義的法律——の重要性の指摘とともに、行政革命の論議をふんだえた工場監督官論——公務労働論——が展開されている。

以上の工場法論は『講座』のすぐれた成果であり、戸塚氏の工場法論と「自由放任」主義論とを基本的に論破している。しかし残念なことに、分析が33年法に限定されている。44年法、47年法、50年法なども、さらに論じるべきではないか。これが本章の到達点と限界である。

次に第4章の検討にうつろう。第4章の課題は、工場法とくに保健・教育条項を労働者階級の成長にとってどのように評価するかということである。

まず確認されるのは、工場法は機械制大工業が生み落とした必然的な産物であるということである。これは、工場法が、機械が主要な役割を占める産業部門（紡績業・織物業）から適用されていったことに示されている。

次には資本家の観点からみれば、工場法は競争条件の整備を人為的に促進して、小資本の没落、資本の集中をおしすすめすることが指摘される。すなわち、工場法とは、国家の行政活動による小資本家の営業権の条件的破壊、所有権の侵害である。

そして、工場法のより基本的な性格として、労働者階級の肉体的・精神的摩耗からの保護手段、社会的権利であることが指摘される。

しかしそれ以上に、工場法は労働者階級の発達にとって重要な意義をもっていると強調される。すなわち、マルクスはロバート・オーウェンの半労半学の実験を未来の教育の萌芽として高く評価したが、彼は教育条項の意義を強調する際には、機械制大工業の技術的基礎——その革命性——に着目している。つまり大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性である。しかし資本主義は旧い分業を骨化した形態で再生産するから、この絶対的矛盾は労働者相互の生存競争を激化させる。これが機械制大工業の消極性であるならば、その積極性は、全体的に発達した個人をもってくることを一つの生死の問題にしたことである。ここで重要なのは、「工学及び農学の学校」と「職業学校」である。きわめて不十分であったとはいえ、初等教育と労働が結合され、それが工場法教育条項に國家の事業として法定化されたことは決定的である。換言すれば、教育条項は、機械制大工業のもつ労働者階級の全面的発達への可能的条件を、現実的条件に転化させてゆく手がかりを与えたのである。

以上が第4章での工場法の評価であるが、整

理としては基本的にはこれでよいと思われる。しかしながら残念なことに、1860年代の工場法の一般化過程が分析されていない。『講座』第1巻第5章の民族問題の経済学では、「一般化する精神の欠如」が分析されているが、これと関連させて分析することはできないか。また、工場法をめぐる階級的関係（すなわち、労働者階級、資本家階級、地主階級の三大階級の関係）が十分明らかにされていない。これが残された課題である。

最後に、第2巻の総括章、第5章の検討にはいよう。第5章の課題は、芝田進午氏の「労働過程論的発達論」をのりこえ、国家論、権力論をも含んだ全面的な発達論、いわば「権力論的発達論」を展開することにある。

芝田氏の発達論（『人間性と人格の理論』）は、たしかに『資本論』の第13章第9節にしたがって、大工業の革命性と全体的に発達した個人を指摘されている。しかしながら芝田氏の発達論では、工場法の問題は事実上捨象されており、むしろ科学・技術革命が強調されているように、生産力の発展に問題を限定しておられるといつてもさしつかえない。すなわち芝田理論では、工場法との関連なしに労働者の発達や「変革主体の形成」が論じられるため、結果として階級闘争と国家権力との関係において労働者の発達を展望する視野は狭められ、多かれ少なかれ労働者の統治能力の発達を俎上にのせる道が断たれてしまう。

それでは『講座』ではどのように発達論が展開されるのか。まず、大工業は全面的に発達した個人による協業の再建のための技術的基礎をおいたと指摘される。しかし、大工業の本質とマニュファクチャリズムとの矛盾、すなわち絶対的矛盾は労働者相互の生存競争を激化する。それゆえ、作業場内のみでは変革の契機、展望はでてこない。

しかし作業場内から目を転じて、社会内における協業と分業、住民生活を分析すれば、大工業の導入した婦人、児童労働により旧来の家族

関係が崩壊して新しい近代的家族が発展すること、この新しい労働者家族にとって生命の育成と発達のための社会的諸制度が必要であること、しかもそれは資本の営業の自由と工場内專制を規制する工場法によって萌芽的にせよ生みだされざるをえないことがわかる。そしてこの工場法が生みだした工場監督官は近代公務労働の先がけとなり、官僚機構解体の展望をきりひらいたと指摘される。

このように、工場法、すなわち国家論をふまえた発達論の展開により、芝田氏の「労働過程論的発達論」をのりこえるという課題は基本的に達成されているといえる。

さらに第5章では、従来の行政革命論争を検討する。ここではマルクスの「公権力の集中と私利の分割は不可分」（『哲学の貧困』）という言葉を手がかりに分析をすすめ、行政革命を「家族の再建課題にほかならない共同業務を行政材料として国家の手でからめとり、住民生活に権力的統轄をくわえていくこと」ととらえている。そして産業革命と行政革命の関連を、営利主義と官治主義の発展とつかむわけである。この把握は行政革命の本質を基本的に正しく指摘したものであり、ひきつづく行政革命論争に有効な指針を与えるものであろう。

以上第2巻で工場法を中心的に論じている第1章、第4章、第5章について個別にみてきたが、最後に全体を総括してみたい。

IV. まとめにかえて

さて第2巻の理論課題が、工場法は営利主義や官治主義の克服のための手がかりをどのように合法則的に展開しうるかを論証することにあるとするならば、それは基本的に達成されているといえよう。つまり工場法と工場監督官の分析によって、営利主義と官治主義を規制する民主主義的法律の制定とその実行を保障する公務労働の発展が、労働者と住民の発達の手がかりを拡大させることができが論証されたのである。これは『資本論』を国家論、発達論の見地から深く読みこんでいる成果といえよう。“民主主義と

「発達の経済学」の課題は基本的に達成されている。

しかし残された課題もいくつかある。章ごとの検討において述べた点は繰り返さないが、最大の課題は作業場内における変革の契機をどうつかむかであろうと思う。現代日本の現実をふまえるならば、民主主義的法律と公務労働の分析によって、公務労働の重要な役割がおさえられ、公務労働者と民間産業労働者とを結ぶ架け橋として工場法、民主主義的法律が理論設定されているのであろうが、しかし今一步つっこんでみるならば、民間産業労働者の中での主体形成の問題、公務労働者と民間産業労働者とを結ぶパイプをより太くする問題が、さらに具体的

に論じられなければならないのではないか。とくに民間大手労組が、国に対しても公務労働者の合理化を要求している現状においては重要であろう。これが残された課題である。

なお、書評の論点を工場法に限定したため、いくつもの重要な論点（例えば精神労働と肉体労働、工場内分業と社会内分業、協業の独自な位置など）については述べることができなかった。そういう意味では、はなはだ不十分な書評であるが、第2巻のより深い検討につながれば幸いである。

（この書評は、広小路支部での論議をふまえて、筆者の責任でまとめたものである。）

（筆者 所員・自治体労働者）

読書案内

飯盛信男『生産的労働と第三次産業』

本書は今日わが国の就業人口の5割を超える第三次産業部門の理論的・実態的検討をおこなった著作である。周知のように旧来わが国のマルクス経済学研究において、第三次産業部門の研究は相対的に最も遅れた分野の一つとなっており、飯盛氏はこの遅れの最大の要因を、マルクス経済学が伝統的に「物質的生産活動のみを生産的とし、第三次産業を不生産的なものとする固定観念」にあったとし、この「固定観念」をマルクスの生産的労働論を再検討することによって打破し、その理論を現状分析へ適用したのがこの著作である。

本書は全体が5章に分けられ、第1章から3章までがマルクスの生産的労働論の再検討とその学説史的、論争史的整理をおこなっており、第4・5章がその理論の応用ともいえる日本における第三次産業部門の分類、現状分析をおこなっている。

この著作の中で特に興味深いと思われた点は、旧来、一方で未来学などの立場からよく言われて

きた「第三次産業の増大=社会進歩の指標」論と、他方でマルクス経済学でよく言われる「第三次産業の増大=資本主義の腐朽性の発現」論という全く異なる見方に対し、飯盛氏はマルクスの生産的労働論の中での再生産的視点に注目し、両者の一面性を批判しつつ、現代資本主義の寄生的・腐朽的性格について、それを第三次産業の中での非再生産的部門と国家機構の肥大化の両者に限定して把握すべきであるとした点である。このような視点は現代日本資本主義の産業構造を把握するうえで特に重要なと思われる。なお5章の「日本資本主義における第三次産業の動向」は労働力構成の検討を中心におこなっているという限界はあるにしても、若干物足りなさを感じる。特に第三次産業部門の労働者の実態、その意識構造、職場の変革の展望などより深い分析が望まれる。

（江尻彰）

〔青木書店、1979年〕

修了論文作成の苦労話

高知支部

上田秋助

私は昨秋、「高知市における保育労働者の地域共闘」というタイトルで修了論文を書くことができました。

その間の経験を報告するようたのまれましたが、たいした経験もしていないので、参考になるかわかりませんが、少しでもお役に立てれば幸いです。

さて、この会場でこの報告ができるのは実に感慨深いものがあります。なぜかと申しますと、一昨年この会場で本日と同じような合宿がありました。その時、実に様々な経験をしたわけです。そのひとつは、分科会で池上先生から論文のテーマの決定に関して「いかにしたらそれが簡単にできるか」について、相当具体的な事例を出されて、その夜は心から来てよかったです、と思ったことです。第二は、翌日残念なことにそのことが否定されたことです。つまり、先生の話を聞いた夜のコンパでカゼをひいてしまったのです。翌日はどうとう一日中寝ることになり、その夜は北白川の田村氏の下宿のわびしい万年床で、翌々日の2時頃まで寝こんでしまったのです。

その万年床で得た結論は、やはり、テーマの決定はそんなに簡単にできるものではないということでありました。

その後帰高してからも、体力と精神的回復のため5日間病気休暇で静養することになりました。京都で寝込んでいた時には「こんな調子で論文など書けるものか！」と思ったのですが、帰高後充分静養した結果、やはり実践してみようと思い直したのです。その後、しばらく思うままにすごしていましたが、具体的に取り組むきっかけができたのは、昨年の高知支部の新年会でした。そして、3月の大津市の合宿、昨年の夏の西教寺での研究大会を経て、10月には無事パスす

ることができました。さて、本論に入っていきたいと思います。

1. テーマの決定について

このことは論文執筆に当っては当然必要なことですが、現実にはなかなか決定できないものです。問題意識は確かにあるのですが、それを文字に表現してみる、などという勇気はとでもわきません。物を書く限り100%認識しておかないと書けないはずであり、單なる問題意識をふところにだいでいる段階ではとてもだめだと思って、論文執筆は他人ごととして処理してきました。

しかし、高知支部では毎年新年会のたびごとに論文執筆のための決意表明をさせられます。これだけは、酒の勢いもあって、理性を貫くことはできません。昨年の新年会でとうとう最終決定をせまられました。しかも最初は、自分の問題意識にはないテーマを無理やり押しつけられそうになりましたが、これはひどいことになりそうだと思い、日頃思い悩んでいたことを調査してみたいと発言したわけです。

つまり、私が言いたいことは、ひとつは、日頃問題意識になっていることがらについて取り組みを始めるということであり、もうひとつは、なかなかテーマを自己申告できない人は、あえて他の人から強制的に、しかも酒でも充分飲んだうえで押しつけて執筆に取り組まざるを得なくなる、ということあります。また、論文執筆の義務がかかったなら、2年前にこの会場で池上先生が、テーマを決定する場合の心構えについて述べられた内容は非常に参考になるのではないかと思います。

① 何を書いていいのかわからない時は、何かの統計書でもながめて、関心をひいたことについて書き始める。

② おっくうに考える必要はない。何かの“序論”を書くだけでも“論文”である。

もし、皆様の中でまだテーマが決っていない人は、ぜひとも先生の話を参考にしていただいたらいいと思います。

2. テーマが決まつたら

次にテーマが決定されたら、早々に論文全体の骨子をつくることです。そして、完成させるための日程表づくり。第3は資料の収集です。第4は、資料の読みと分析、そして必要なところの引用です。第5は、特に“事件もの”をレポートする場合に必要なことは事件が発生してからの詳しい日誌が必要です。それが完成すると、それを充分分析して、最初作成した骨子の組みかえをおこないます。とにかく、取材作業、つまり資料収集は重要です。しかも、生の資料を多く集めることです。第二次資料や第三者の発言などは証拠になりません。徹底的に事実に肉迫することです。その事実をもとにした“日誌”が完成すれば、8割がた論文は仕上った、と言ってもよいでしょう。後は、文章に仕上げる仕事、つまり残りの2割の仕事が残るだけです。

3. 作業について

次に、具体的に他人に読んでもらうための作業に取り組む必要があります。私の場合は目次にそって書きます。しかし心構えとしては、ある項目で行き詰ったらそれを一旦おいて、他の項目について書くということにしました。論文は字数が決められているのですが、そのワク内でおさめるという技量がないので、先生から自分で一番言いたいことを簡単にまとめて、レポしてみたらどうか、とも言われました。しかし私としては、ありとあらゆることが重要で、言いたいことのように思われて要點を記述するということは不可能

に思われましたので、とにかく、考えていることをすべて書き尽す形にしてみました。昨年の初夏の頃、土蔵にこもって、4日間ぶつとうしで書きました。とにかく、3度ぐらいは書きあらためる覚悟で執筆することにしました。8月7日の日記に登場してもらうと「大砲の射程がよくわからない場合は、一回射撃してみる必要がある。……手前に一発、後方に2発目、そして最後にその真中に撃ち込むのである。本論文も、その方法を導入した。いいものを書きたい。他人に読んでもらうのだから、期待を裏切らないものに仕上げていかねばならない。その努力をこれからしようと思う。」ということです。

以上のように、最初のマスターとなる論文も、4日間で一挙に書きあげ、その後2回書き直し、修了論文となった2万字の論文も完成まで3回書き直しました。いいものを仕上げるためにには、書きあらためを恐れではならないと思います。しかもできることなら、一挙に完成する方がいいと思います。つまり、寸暇を惜しんで書くこと。全力集中です。資料はいつも携帯しておいて、暇をみつけで書きます。会へ出席しても、会が始まるまで書く。始まても、聞く価値のないものは、レーニンをまねで、最愛の“論文”作成に夢中になることです。その際たとえ、相当厳しい視線があっても気にしないことです。

私は色々な活動をしているので両立の問題で多少悩んでいました。批判もあったようです。しかし、論文作成の季節に入れば、両立することは極力意識しつつも、エネルギーは論文の方に傾注されることはやむを得ないのではないかと思います。ただし、その季節はなるべく短くするのは当然です。

また、文章を短時間で仕上げるためには、ハチマキをするのもいいと思います。気持がひきします。私の場合は、たまたま長髪が気になるので手ぬぐいを巻いてみたら非常に気に入りました。

さて、つぎに精神を統一する場が必要です。つまり、執筆する場です。私の場合は、土蔵の中でコタツがやっと入るぐらいのスペースを確保し、そこへ必要

なものをもちこみ、論文執筆室と名付け、執筆中は“聖域”として誰も入らせないことにしました。さすが子供達も、一心不乱に執筆している父親を障子の破れ穴からこわごわのぞき込んで、2人でヒソヒソ話をしています。論文執筆中は、子供も妻も親も、ジャマ者以外の何者でもありません。これらが近くをうろくと雑音を発し、神聖な“論文執筆活動”はピッタリと停止せざるを得なくなります。論文執筆室に入る時は、声高らかに宣言することになっています。

「いかなる事態が発生しようと、論文執筆中は呼べからず!!」と……。

4. 作文完了後の討論について

第一稿を一応書きねえたら、次の作業は“討論”ということになります。もちろん、執筆の段階で相談を受けながら書いたのだから、大きな失敗はありません。しかし、より完璧なものに近づけるためには、内容はもちろん文章表現・句字・様式などについて、徹底して第三者の意見・批判・感想をうけ入れる必要があります。私の場合は、6月13日に完成しましたマスター論文（私はこう名づけた）も、8月7日に完成した修了論文についても最低3回位いは集団的な討議にかけました。そして、集団討議が不可能な場合は身辺にいる研究員（私の場合は太田氏）に、ありとあらゆる悩み・問題点・希望・よろこびなどをうちあけて心の整理をしてきた訳です。でも、最終的には担当の先生に、論文そのものの内容について、助言や批判をうけて完成へもっていく必要があるのです。私の先生は松永先生でしたが、実に適切で親しみのある指導をして下さいました。また重森先生は、英語で「ベリー・ゲッド！」と評価して下さいました。またそのようななかで、「論文の体裁がなっていないのでは？項目が多すぎるのでは？」などと教えられ、多くの部分を組み替えました。また論文を書きあげたら、そのコピーをなるべく多くの人に読んでもらってコメントをいただきました。私は、マスター論文を7人に配り有意義な意見を聞くことができました。

5. 集団討論の場での報告力について

集団討論の場で要求される重要な点は、執筆者の的を射た簡潔な報告力・表現力であるということです。この点では、私は実に鍛えられました。7月28・29・30日の西教寺の合宿では、約30分ぐらいの時間で論文の大要を報告することになりましたので、その時に恥をかかないと、高知支部で一定の訓練をすることになりました。7月7日には模擬のレポが実演されたのです。もちろんあらかじめ、レジュメを作成してのぞんだのですが、それを充分頭へたたき込んでいたのと、限られた時間内で、論文のどの部分を重点として話をしたらいいのか整理できていませんでした。だから報告していると、30分の持ち時間であったのに、2時間近くたっても予定の半分もやでていなかったのです。また話が一貫性のないものとなって、持参した本論文をカシニングしようとすると、それをとりあげられるし、報告の言葉が全く出てこなくなったのです。それで困ってしまい、4階にある研究室から「飛びおりる!!」と何度も叫びました。この失敗をすぐその場で討論し、問題点を出し合って、レジュメの書き直しを決めました。そしてその夜、徹夜でレジュメを書き直し、7月9日には、当日報告するための文章まで書きあげたのです。その経験をもって、西教寺にのぞみ、論文の概要説明そのものは、非常にスムーズにできました。報告後の討論では、質問者に対する回答も、私よりむしろ、集団討議に参加した本人以外の人が私の意図を本人以上にすばやく、効果的に答えてくれ、気分が非常によかったのをありありとい出します。

このように私の論文も報告も、すべて集団討議の結果であると思います。もし私ひとりがすべてのことをやらねばならないとなると、おそらく今日の私はなかったものと思います。

高知支部の執筆活動は、伝統的に集団討議によってよりいいものを完成していくということであり、このことは非常にいいことではないかと思います。

最後に、若干述べて終りにしたいと思います。

第一番目は、なるべく学習会や合宿には参加した方がいいということです。私は数年前に、最初参加した西教寺での合宿では「これはついていけない！何とむつかしいことを話しているのだろう!!」と思ったものでした。しかし、合宿が終ってからジックリと考えてみると、実に多くの収穫があったことがよみがえります。特にこの合宿は、アルコールが入ると具体的で参考になる話があり、これに病みつきになります。わからなくても参加していると、何か自分でもできることがあるのだ、ということが理解できます。私はそのような魅力にとりつかれ、いまだに合宿を欠いたことがありません。

第二番目は、私自身についての今後の問題についてです。

一応今回の論文で“終了”したことにしてはなっているのですが、やはり中身はどうかを考えると、どうしても自信がありません。それこそ、公印のない修了証書をもらったと同じです。今のところ、次のテーマは全く決っていないのですが、しばらくは休

養の季節と考えまして栄養の蓄積を重ねたいと思います。その間、どうしても弱い『資本論』を「多少わかりかけたような気がする」というぐらいのところへこぎつけたいと思います。

私のような単なる“レポート”が論文として認められ、かつこののような会場で、それを完成するまでの経験の話を依頼されるなどとは、とても考えられなかっただことです。このことが、本当に価値あるものであるなら、その評価は、基礎研の方針の正しさ、高知支部の学習態度や論文作成指導上の適切さにこそあたえられるべきものであると思います。なぜなら私の論文は、基礎研の集団討議の中から生れてきたものだからです。

集団の力によって、偉大な仕事を完成する素晴らしい基礎研の更なる発展を心から期待しまして、私の話を終えさせていただきます。

(本稿は、本年3月18日の夜間通信研究科春季合宿の報告に補筆したものである)

(筆者 所員・自治体労働者)

鰯坂真ほか編『ヘーゲル論理学入門』

勝木吐夢

本書は4年前になくなられた見田石介氏を中心におこなわれていた、ヘーゲル『大論理学』研究会の参加者の間で、見田氏のヘーゲル解釈を「作業の共通項」としてまとめられた編者ら10氏の共同執筆によるものである。

本書執筆の動機について、編者はあとがきで、「ヘーゲル論理学については、学術的な研究書の多さにくらべて、専門外のひとにも、その大要や真髓をそれなりに理解できるものが、意外とすくないこと」、しかも「学術的な研究書すら、多くの場合、ヘーゲルの不可解な言葉を、不可解なままになぞるだけだったり、それをさも意味ありげにとりつくろってみせたりしているのが通例」となっていること、またこうした状況が「ヘーゲルを食わずぎらいにさせたり」、あるいは「こけおどしのヘーゲル用語を並べた不可解な『弁証法』が乱用されたりする原因」であることをあげている。

そしてこのことから本書は、まずヘーゲルの『小論理学』を、その全体を通して解説した入門書としての性格をもち、しかも筆者の言をひいておけば、

1. ヘーゲル論理学の全体を、ただヘーゲルに忠実に再現するのではなく、そのなかから、主として合理的な側面に焦点をあて、非合理的な側面については、適宜その限界や欠陥をあきらかにする、

1. ヘーゲルのいおうとすることをヘーゲルの言葉で語る、といったたぐいの解説をさけ、それをなるべくふつうの言葉におきかえる、

1. できるかぎりヘーゲル特有の用語やいいまわしをやめ、必要やむをえない場合には、その内容が本文の文脈のなかで理解できるように配慮する、

といった点に留意して執筆されている。以上がそのまま本書の特徴になっているのであるが、以下これらの諸特徴について具体的に紹介するとともに、私なりに感じたことなどを述べて書評とさせていただくことにする。

1

まず、叙述が平易化されているということについて紹介すると、例えば論理学の冒頭、いわゆる「有・無・成の弁証法」について本書は、

「有論の最初の有・無・成という展開のしかたはわかりにくいところがあります。まずヘーゲルのいうところをみてみましょう。

有は無規定で単純で直接的なものだとヘーゲルはいいます。つまり有はただあるというだけで、それ以上の規定をいっさいもたないもの、つまり純粹の『無規定性』であり、空虚であるといいます。有のなかには直観されるべきなものもなく、また思考されるべきなものもないという意味で、空虚な直観そのもの、あるいは空虚な思考そのものだといいます。したがってこの無規定的な直接的な有はじつは無であって、無以上のものではないとヘーゲルはいいます。こうして有から無へと考察をうつして『有は無である』といい、有は無と同一であり、無は有と同一だと主張しています。このような有から無への移行と無から有への移行とは統一してとらえるべきであって、この両者の統一が成であるといいます」と説明している。

これを試みにヘーゲル『小論理学』の叙述と比較してみよう。

「思考しはじめるとき、われわれは全く無規定の思

想しかもっていない。というのは、規定にはすでに一つのものと他のものとが必要であるが、はじめにおいてはわれわれはまだ他のものを持っていないからである。はじめにおいてわれわれが持っている無規定的なものは、直接的なものであって、それは媒介をへた無規定、あらゆる規定の揚棄ではなく、直接的な無規定、……である。これをわれわれは有と呼ぶ。われわれはそれを感覚することも、直観することも、表象することもできない。それは純粹な思想であり……」。

「純粹な有がはじめをなす。なぜなら、それは純粹な思想であるとともに、無規定で単純な直接態であるからであり……」。

「ところでこの純粹な有は純粹な抽象、したがって絶対に否定的なものであり、これは同様に直接的にとれば無である」。

「無はこのように直接的なもの、自分自身に等しいものであるから、逆にまた有と同じものである。したがって有ならびに無の真理は両者の統一であり、この統一が成である」等々。

内容上の問題は後で触ることにしても、本書の解説がいかに平易化され、わかりやすくされているかは一目瞭然であろう。ここでとりあげたのは一例にすぎないが、本書の全体を通じてもヘーゲル自身からの引用を極力おさえ、ヘーゲルの叙述に即しての解説というより、ヘーゲルの論理展開の要點をまとめているのである。このような試みは、たんに入門書にとってのみならず、ヘーゲル研究にとっても必要な態度であり積極的に評価されるべき点だと思われる。要点をとらえることこそが重要だからである。

しかし他面で、筆者自身もいっているように单纯化、平易化は弁証法のもつ生き生きとしたダイナミズムを損う恐れもまた伴いがちである。ヘーゲル論理学においては、有と無は「直接的同一」という論理関係にあり、論理自体についてみればそれほど複雑なものではない。この点では平易化という点でも比較的やり安いところだと思われるが、これが本質論や概念論で扱かわれている諸カテゴリーとなると論理そのものも

複雑になっており、本書中、分量の制限もあるうが、説明が簡潔になりすぎていたり、略されてたりしていて意味の通じにくくなっているところも見られる。今後の改善を期待したい。

2

本書が、ヘーゲル論理学の合理的側面に焦点をあてるとともに、非合理的側面については限界や欠陥を明らかにすることに留意しているということは前に述べたが、次にこの点について具体的に触れておこう。同じ箇所を例にとれば、「有一無一成」の展開について本書は、すべての事物は生成（無から有へ）と消滅（有から無へ）の不斷の過程のうちにあるという、ヘーゲルの論理において彼が世界の弁証法的あり方を把握していることを確認する一方、「有一無一成」という展開のむり」という項を設けて、その「非合理的側面」を指摘している。

「有一無一成の弁証法はすばらしい内容を含みながら、その議論のはこび方に非合理なところがある」として、第一にヘーゲルでは、「有や無などのカテゴリーが独り歩き（自己展開）をするもののようにえがき」だされていること、第二に、ヘーゲルはこの論理で本来「矛盾」、あるいは「対立物の統一と闘争」の弁証法を表現しようとしたのに、論理的な叙述においては「有と無の直接的同一」として説明したために有と無の無差別な同一、「融合」、「永遠の調和」になってしまっているということの二点を指摘している。

第一の点についていえば、これは本書全体を通してくり返し指摘されている、ヘーゲル論理学の基本的性格の理解にかかわる問題である。序章の部分から引用しておこう。

「ヘーゲルの論理学では、客觀的なものの運動法則は、そのまま認識の運動法則とおなじです。ここには、世界の運動とそれをとらえる認識の運動とが、歴史のあゆみと論理のあゆみとが、究極において一致するという、深い思想がふくまれているのは事実です。しかしヘーゲルは、現実のあゆみと思考のあゆみの、

それぞれの独自性をみないで、ときには思考のあゆみ

を現実のあゆみのように、ときには現実のあゆみを思考のあゆみのように、えがきます。論理学の諸カテゴリーが、概念の自己運動として展開されるのも、そのためです」。論理学の過程は、もともと世界を次第に深く認識していく思考のあゆみであるのに、ヘーゲルはそれをあたかも事物の発展過程のように、神秘的な概念の自己運動する過程のようにえがきだしているとみるのである。「有一無一成」の議論のはこび方のむり、非合理性もここに由来すると指摘されている。したがってヘーゲルの弁証法を合理的に攝取するためには、ヘーゲルが混同している思考のあゆみと現実のあゆみを明確に区別し、もともとの姿である思考のあゆみとして読むことが必要であると強調されている。このような立場が本書の全体を貫いており、諸カテゴリーの発展も認識の深まりということでそのつど意義づけられている。このような見解、立場は大筋で一般化しているものであるが、この点に関して若干私見を述べさせてもらえば、本書では、論理学の過程の認識の深まりとしての性格はヘーゲルの「意に反して」あらわれているとされている。がヘーゲル自身、論理の展開に認識の深まりとしての意義を明確に与えていたのではないだろうか。

また、この性格が事物のあゆみ=歴史的発生過程と混同されているという点についても疑問が残る。たしかに論理学は概念の自己展開といわれ、この概念とは存在化された意味をもっている。しかし、この場合でも概念とは、事物の内的本性、原理といったような意味をもち、かくして概念の展開する過程としての論理学は、事物の原理、本質の展開、つまり事物の定在の・その本質からの展開という意義をもつが、これは必ずしも歴史的発生過程を意味する必要はないのではないか。つまり、思考において、事物をその根本原理から再構成する過程とも読めるのではないだろうか。

以上は私見であるがいざれにせよヘーゲル論理学の基本的性格をどう把握するかということは、その批判的継承にとっても重要な問題であり、一層の研究が期

待される。

3

本書は、ヘーゲル論理学に即して三部九章構成をとっているが、各部の冒頭には、「有論の課題と構成」等々、また各章の末尾には、「論点」という項がそれぞれ設けられている。これらについても簡単に紹介しておこう。

まず「……の課題と構成」は各部の内部の見とり図を与えるものとなっており、認識の深まりゆくなかでの各段階の位置を特徴づけている。入門書としてのみならず研究的意義をももつ試みである。例えば、「本質論の課題と構成」においては、

「有論では、いっさいのものは、一から他へと変化してやまないまったくの一時的な個々別々のものとしてあって、この変化と有限性の諸形態が分析され」たが、これはまだ一面の真理でしかなく、本質論では、「変化する多様なものの根拠となり、基礎としてあるものを、それが媒介するものとの区別と連関において分析」することが課題となることが指摘され、さらに、本質論内の本質、現象、現実性についてもそれぞの考察の特徴が要領よく整理されているのである。

「論点」の方は、ヘーゲル論理学の根本的な性格との関係で、その章で扱かれた特徴的なカテゴリーについて、その合理的、現実的内容とともにその限界が再度整理される場となっており、論理学の理解やその批判的継承についてまさに論点を提供するものである。第五章、「現象」につけられた「論点」では、「形式と内容」というカテゴリーと「形式と質料」というカテゴリーの関係について、カントは「形式と質料」の関係を自らの哲学の根本において、認識における質料（感覚的多様）と形式（直観と悟性の形式）を峻別したために、形式主義、主觀主義に陥ってしまったのに対して、ヘーゲルは、「形式と内容」のカテゴリーを根本におき、形式自身の内容こそ重要だとして自らの論理学において内容を重視する観点をとってい

ることが、ヘーゲル論理学における大きな遺産と評価されている。このような論点は、論理学自体の理解にとっても、また「形式と内容」という一対のカテゴリーの弁証法的関係を考える上でも、大いに示唆に富むものである。

以上、本書の主な特徴点についてざっとみてきたわけだが、ここでよりつこんで欲しかったと思う点を一点あげておこう。それは、先の、内容は合理的だが、議論のはこび方には無理や非合理性があるという指摘に関連して、「議論のはこび方」についてより具体的に明らかにして欲しかったということである。たしかにカテゴリーの自己展開という形態を与えられているという面での非合理性は指摘されているが、そのような性格づけを除外した際に、議論のはこび方そのものについてはどうなのか、という問題である。内容の合理性もこの議論のはこび方という形式によって表現されているわけであり、また論理の進展が認識の深まりならその深まりゆく過程もこの論理の展開の過程の内に表現されているはずである。そしてこの論理展

開こそが、ヘーゲルの論理学の弁証法的特質をなしているのだから、この論理自体を問題にするということも、ヘーゲルの遺産を継承するということの重要な内容をなしていると思われる。このような側面を本書の中で十分に追及するということは無理であろうが、「弁証法的」とか、「統一」とか、「止揚して自分の内部に契機として含む」等々といった重要な用語についてはその基本的な内容についてよりつこんで解明して欲しかったと思われる。

以上は注文として述べたわけだが、最後に、本書は全体として論理学のこれまであまり研究の進んでいない箇所をも含み、多くの興味深い論点を提供しているとともに、具体的な事例での解説や語りかけるような口調で叙述されているなどすぐれた特徴をもっているという点を強調し、専門外の人にも是非一読をすすめておきたい。

(有斐閣新書、1978年3月、480円)

(筆者 一橋大学院生)

読書案内

京都自治問題研究所編『消費者問題と消費者行政』

本書は京都自治問題研究所の消費者行政研究会による共同研究の成果である。消費者問題は、従来、法律的アプローチが多かったのに対し、本書では、経済的視点からも消費者問題の構造的な把握が示されており、この点が本書の特筆すべき内容となっている。

とくに、消費者の権利を確立し、それを保障するための行政課題を、現行の消費者行政の枠内にとらわれず、広義の消費者行政として捉える本書の内容は「くらしに結びついた行政の発展方向を積極的に展望する」(P. 24)うえで実に有効な視点となっている。

消費生活を人間生活の豊かな文化的くらしを創造していくという積極的内容として広義に捉えて

みた場合、今日の消費者被害の構造的性格だけでなく、現代の巨大な生産力の民主的活用を展望した行政課題とともに、消費者運動にとっても、自主的な運動の重要な内容となる自治能力の陶冶といった課題がきわめて説得力をもって語られているからである。

すでに、わが国の消費者保護基本法が施行されて10年を経過しているにもかかわらず、消費者の権利は具体的に保障されるどころかむしろ、後退をさえ余儀なくされているのが現実とも思われる。消費者問題の科学的認識と社会的解決のために一読をおすすめしたい。(S. T.)

(法律文化社、P. 290、1800円)

雑誌文献紹介(3)

(1)

『経済』3月号から8月号までの特集は、月順に、地方政治の革新、財政危機と大平内閣、経済学のすすめ79年版、中国「文革」と経済／雇用失業問題、東京サミット、経済危機下の国民生活、であった。各号の諸論文はこれらの諸テーマにそって、現代の経済危機、財政危機、エネルギー危機の分析、「地方の時代」論や田園都市構想をめぐる大平内閣との経済政策上の争点、中国の政治経済の問題の解明に力を注いでいる。

注目すべき諸論点をいくつか紹介すれば、それは以下のとおりである。

第一に、この間の東京サミットやOPECの動向を中心として、佐々木憲昭(7・8月号)、横山秀樹(8月号)、北田芳治・工藤晃(7月号)の各氏が、最近のいわゆる先進国関係、エネルギー危機の実態に健筆をふるっている。とりわけ70年代後半からCIAやIEAを中心に流布されてきた「85年石油危機説」にもとづく合衆国の大英たなエネルギー戦略が、イランの政変、サウジアラビアの「アメリカ離れ」現象を経て一定の変化をみせながらも、急速に展開しており、原子力開発の急進、石炭利用、代替エネルギー開発の問題など検討すべき諸課題の重要性をいっそう浮びあがらせている点に注意を換起している。この関係で、スリーマイル原発事故の原因追究と米原子力独占体(GEやWH)の責任、合衆国に追従した原子力政策をとりつづける日本政府の責任などを鋭く分析した中島篤之助(6月号)、平野明夫(7月号)両氏の米原発事故の検討は多くを教えるものがあろう。最新の高度な技術が生命や健康、国土、環境の破壊と不可分の関係にあり、そのもとで原子力産業等の寄生的蓄積

が展開していることを教える論文であった。

第二に、4月・6月・7月と続けられた中国の政治経済に関する検討は、日頃中国問題に深く接していない読者にも、最近の中国問題の焦点を知らせ、従来ジャーナリズムでもてはやされ、「文革」を追いつづけてきた日本的一部知識人の誤りを鋭く暴く点で、興味をひきたてるものである。とくに、中国の「大躍進期」から「文革」を経て今日にいたる経過の中での生産力停滞の問題、農・工間矛盾の問題などと政治上の波乱、および最近のベトナム侵略に代表される外交上のきわめて悪質な行動、対ソ敵対と「米・日・中軍事同盟」という信じられないような問題などをつきあわせ、中国問題の更に一步も二歩もつったんだ解明が期待されよう。この期待をおおいにかきたてる論点提起であった。

第三の点は、雇用・失業問題を中心とする経済危機と住民生活の検討を行なった諸論文(6月号大木、木元、永山、鷺谷、伍賀論文、8月号豊田論文)の提起している論点である。これらの論文が共通して問題にする雇用・失業問題の動向は、70年代後半の労働構編成の「階層制的構造」の発展であり、婦人労働力の不安定雇用拡大であり、それを背後からささえる雇用保険法以降の労働行政の展開などである。周知のとおり、70年代後半は大企業の「減量経営」、それをひき金とする「玉つき失業」、婦人その他の反発・吸引等のすさまじいばかりの雇用問題をひきおこした時期であったが、伍賀論文が鉄鋼業、水島コンビナート分析で刻明にあとづけているように、この時期は戦後の労働史からみても80年代を展望するうえで労働・生活・地域問題をワンセットにした新たな局面をきりひらかずにはおかない。大木論文が提起する民主的雇用政策

(実態解明と要求の政策化、就業・生活保障、解雇規制、時短・最質、公的就労事業)の追求や運動論の発展が切に望まれるゆえんである。その際には、8月号池上、平山、岩佐論文が明らかにする生活危機と雇用危機との結びつきをふまえた「総合的発達保障制度」が必ずしも問題とされるにちがいない。

その点で財界の総合安保か住民の総合的発達保障かの争点のただ中にたつ財政危機と財政民主主義をめぐる検討が不可避であり、3月・4月号の谷山・池上氏らの税制改革に対するシャープな問題提起、本来の「安価な政府」と財界版「安価な政府」とのまっこうからの対決、現在推進中の官僚機構温存・強化の「行政改革」と官僚機構の解体と経済民主主義とをブリッジする行財政民主主義との闘争関係などの分析をふまえる必要があろう。

80年代が、国際化と地方化の時代とか、生涯教育・生涯職業生活の時代とか、田園都市構想、行政改革、文化の時代の到来とかいわれる中で、この5ヶ月間に『経済』がたてた幾つかの特集テーマは今後もなお継承され、より一層その時々の具体的情勢をふまえた展開がなされていくことになるであろう。

(二宮 厚美)

(2)

『経済評論』4月号の「特集・経済改革への模索」は、英米独仏の政府筋を中心とした経済改革構想の紹介にあてられている。今日の先進諸国の支配層の危機感の深さがよくわかるが、体制内改良プランに限られているためもあって、展望はいま一つ鮮明ではない。

5月号の「特集・社会科学の構想力」は、「不毛の」古典的マルクス主義を超克する方向で各論者の構想力を競いあう内容のものである。斎藤謹造氏はマルクスのロシア論を手がかりに、単系的な唯物史観の類型論的=多系的発展論への組みかえを唱道する。他方、経済学と生態学を総合したエコロジー経済学を唱える玉野井芳郎・神里公氏の論稿には、総じて社会体制や階級の問題が消失する傾向がある。また栗本慎一郎「経

人類学の現在」は、人間の本源的な深層心理に注目し、昨年度日本中世史最大の衝撃作といわれる網野善彦『無縁・公界・楽』などと一脈通ずる内容となっている。ともあれ、マルクス主義相対化の時流の所在がわかつて興味深い。

6月号の「特集・世界情勢——分析の焦点」でも、湯浅赳男「社会主義・民族・国家」は、中越戦争の衝撃をうけて、客民族の問題や心の深層に横たわる民族の魔性に気づいた結果、マルクス主義にたいする原則的疑問を表明するに至っている。他方、野村昭夫「資本の国際化とその意義」；古賀正則「深化する南南問題」は、手堅くかつ興味深い論稿である。前者は、生産の国際化とくに産業内貿易の急増の主因を、多国籍企業の「企業内国際分業」の展開に求め、資本の国際化の結果、諸国家間の妥協と協調が促進され、超国家的連邦への傾向さえ生まれていると説いている。また後者は、発展途上国内部でも急成長する中進国グループとその他諸国との分裂=「南南問題」の深刻化を説き、その現象を多国籍企業の投資戦略から説明している。

7月号の「特集一論争・現代資本主義」の際だった特徴は、組織化論ないし組織資本主義論への関心の集中である。巻頭には、「現代資本主義とマルクス経済学」と題する玉垣良典・大内秀明両氏の対談が配されている。国独資論の対立する三大潮流、(1)危機論—國家從属説（正統派）(2)段階論—生産関係の社会化説（修正主義派）(3)傾向論—恐慌説（宇野派）のなかで、それぞれ(1)と(3)の潮流を代表するかたちで、両氏は不毛の国独資論争を超克する方向を探り、今後は体制の組織的安定論の方向こそ重要であるという認識で意気投合している。そして体制の組織的安定をはかる国家の役割を究明するには、正統派の階級国家論では不十分であり、近代理論の多元的国家論に学ぶ必要を強調している。両氏の立論の基礎には、最近体制への人民の自發的統合が進み、政治的危機はますます遠のいたという時勢認識がある。

馬場克二「現代資本主義の多原理性」では、今日は『資本論』の対象とした「純粹」資本主義の原理は

不純となり、組織化の進展とともに、「社会」主義的原理と絡みあうに至り、その結果、人民にとってかなり、「気楽な社会」が現われたとしている。大野英二氏は、国独資論の欠陥をニューディールとファシズムの区別の困難や国家の相対的の独自性の軽視に求め、これに代わるべき組織資本主義論の最近の展開を、ヴェーラー・コッカそしてヴィンクラーの所論に即して跡づけている。加藤栄一「組織資本主義論と現代資本主義」は、上述の国独資論の欠陥の根底には、エンゲルスの資本主義把握の誤りがあると結論づけている。馬渡尚憲「恐慌論と現代資本主義」は、アメリカのニューディール以降の事例に即して、大内力氏の恐慌論・危機論的国独資論を内在的に検討し、総じて国独資が金融資本の直接的利益に逆らって導入され、機能した面を強調している。また小松聰氏は、森恒夫『現代アメリカ財政論』の書評において、ニューディール財政の中核=救済スペンディングは、金融資本の蓄積には無益であり、大戦以降の軍事スペンディングへの移行だけが、金融資本に十分な有効需要を提供したと述べている。他方、鈴木廣「私にとって階級とは何か」では、マルクスが義憤にかられて断罪した古典的=飢餓的貧困はすでになく、階級の原風景は消失したと説き、古典的に純粹なマルクス批判を展開している。この種の主張は、その純粹明解さのために草の根レベルでの影響力は最強であろう。それゆえこの種のマルクス批判の徹底的論破の努力をいささかも怠ってはならないであろう。ともあれ、この特集は、最近の先進国での左翼の後退、中越戦争などのひきおこしたマルクス主義に近い部分の思想的動搖の一覧表を与えている。

8月号の特集は、「共同体と現代」である。玉城哲・横山絢一・橋川俊忠・平山和彦・原口武彦・三戸公、諸氏の論稿にはほぼ共通して、次のモチーフが流れている。つまり、従来支配的であった講座派マルクス主義一大塚史学系の共同体論は、共同体=戦前日本を即、悪=解体すべきものとみる近代主義のそれであつた。しかし、市場機構のマヒ・共同体解体の負の遺産に苦しむ今日、非市場経済の意義が再発見されてしま

るべきであるとする。そして各論者は、市場経済の限界を超える方途をポラニーの経済人類学・柳田国男の民族学・帝国主義とアフリカ共同体の関連を問うマイヤー（フランス人）の議論のなかに探ろうとしている。しかし問題提起の正しさにもかかわらず、総じて共同体解体と人間の発達との関連が十分深められていないので、共同体再建の展望も明確さを欠き、迫力の乏しい観念論議に終っている。

（藤岡 慎）

（3）

『現代と思想』No. 35、1979年3月号は「転換する中国と現代の社会主义」と題して中国・ベトナム問題を特集している。

巻頭の丸山昇氏の「思想としての文革体験」は、「文革」開始後13年余の激動の底に一貫して流れているものは何であったかを振り返っている。そして今日、明らかになってきている「文革」のもたらした悲劇や損失の大きさをかえりみて、「われわれの中国像・社会主義像とそれを支える思想的・理論的枠組み」の再検討の必要を強調されている。丸山氏はその中で、中国における「古い慣習の力」の大きさ、それを性急に「階級闘争」や土台の変革で克服しようとして逆に「古い慣習力」を拡大し、増幅するものとして働いてしまった結果から教訓として何を引き出すかなど興味ある論点を多く提示している。

陸井三郎氏の「反革命世界戦略“デタント”と中国外交」はアメリカの戦後反革命戦略での中国の位置づけ、とりわけ最近の“デタント”論の中での米中外交の戦略的位置について、一次資料にもとづいて展開した力作である。

陸井氏によれば、米中国交正常化をつうじてのアメリカの目標は、第一義的に世界戦略的であって、アメリカのグローバル・ポリシーの立場からもっとも都合のよいように中国を変動する國際情勢の中に位置づけることによって、中国原油開発などをめぐるアメリカ資本の經濟的動機は直接的にはそれほど大きくなく第

二義的意味しか持たないことを指摘している（長期的には経済的動機も大きなものとしているが）。そして、今日においてもアメリカ資本は中国の政治的安全保障のインフラストラクチャーに対する警戒は依然として大きく、そのことがアメリカ資本の中国進出に大きなブレーキをかけていると指摘している。これは、中国によるベトナム侵略によって一層、拡大されたとされている。それゆえ今後、中国が四つの近代化をすすめるうえで、また対ソ戦略との関係で中国が期待しているほどのアメリカの援助はおこなわれないであろうと指摘している。

富澤賢治氏の「社会主義と生産力」は、今日もっと求められている社会主義は「人間の顔をした社会主義」であり、その際の根本問題は生産力の担い手としての人間がどのような人間であり、どのように組織されているかであるという富澤氏の問題意識のうえにたって、社会変革と生産力との関連を静態論的構造論的に考察している。

古田元夫氏の「インドシナの民族と革命の政治——中国・ベトナム・カンボジア紛争の一断面——」は「インドシナ地域における民族構成と共産主義者の指導した革命運動との関連という問題を軸にして、インドシナという枠組でのこの地域の現代史のあり方に関する」試論を提起している。古田氏は、この地域の民族革命が社会革命を含む民族解放革命として行なわれる際、ラオス・カンボジア両国における国民的政治主体の形成がラオスでは比較的早期に確立されたのに對し、カンボジアではプノンペン解放後もなお確立されておらず、そのことがポル・ポト派の圧政をもたらす一要因になったことを指摘している。

特集にはその他に「毛沢東選集」の文献批判を通じて、現代中国史の時期区分を考察した今堀誠二氏の「中国革命と『毛沢東選集』」が入っているが、特集全体を見て感じたことは、特集の個々の論文はそれぞれの観点から考えて興味深い論文ばかりであるが、編集後記にも書かれてあるように現代中国の国内問題、特に経済問題に関する論文がなかったことは経済を研

究している者にとって、何かものたりなさを感じた。

同号は、その他に論文としては、吉原功氏の「フランス左翼連合の亀裂と国有化問題」、柿本国弘氏の「国家・地方自治・共同事務の一論点」、坂本和一氏の「現代企業グループ論の展開方向」が入っており、また前号のつづきで長沼秀世氏の「ベトナム反戦とアメリカ世論(下)」、上島武氏の「一国社会主义論争とトロッキー(下)」が掲載されている。

このうち、柿本氏の論稿は、現代の公務労働論について芝田進午・池上惇の両氏の見解について批判している。柿本氏によれば、芝田説は「公務」と「国家」が二元的に把握されているために「共同事務の独自の抑圧的性格が事実上見落されてしまう」という弱点があり、他方、池上説は「現在の国家・地方自治体は、本質的に『共同事務』機能（住民的業務）を遂行していないのか」という疑問があるとしてそれぞれを批判している。

坂本氏の論稿は現代の企業グループ化現象の基本的研究方法について問題提起をおこなっている。氏は、わが国での企業グループ研究が宮崎義一氏に代表されるように企業集団レベルでの研究が中心であって、産業コンツェルンレベルでの研究の遅れとそのレベルでの研究の重要性を指摘している。

同誌 No. 36、6月号は「80年代日本の経済」というテーマで特集をくんでいる。林直道氏の「日本経済の80年代」は最近の景気回復局面への移行から80年代の日本経済の発展を制約する国内的・国際的諸要因を分析し、それに対する政府・独占資本の戦略が日本資本主義をどの方向に導くかを検討している。林氏は80年代日本の経済成長を制約する国内的要因として、日本経済のインフレ体質、設備投資の低水準、技術革新の枯渇、設備の老朽化、人口の急速な中高齢化をとりあげ、さらに国際的要因として、資源・エネルギー不安、輸出をめぐる先進国間の対立、アジア中進国などの追い上げをあげて、これらの諸要因が80年代の日本経済の成長を制約し、80年代の日本経済はもはやかつてのような高度成長をとげうるものではないことを指

摘し、そのような客觀情勢の中で政府・財界がどのように対処しようとしているかについて考察している。それは主要には、低賃金・合理化のいっそうの強化であり、国家財政にたいする独占的支配・福祉切り捨てであり、産業構造の転換、国民経済的「合理化」、兵器国産であり、海外投資の急増であり、日本軍国主義の復活・強化・有事立法への道であると指摘している。

渡辺佐平氏の「日本の国債と国民の将来」は54年度予算が財政支出の国債依存度が40%近くに達する財政危機の問題をとりあげている。渡辺氏は今日、政府が効能のあやしい財政政策に何故しがみつき改めようとしないかについて、一つにはアメリカからの外圧、二つにはそれによって実際に巨大企業の利益があがっている点を指摘している。そして、巨大国債発行に頼る財政の将来について、その消化の困難性とそれに対する政府の諸手段が、直接間接に日銀「信用」の追増につながり、その結果として通貨の増大、インフレーションを招き、国民生活の苦難を生みだすと指摘している。

是永純弘氏の「『政策科学』は可能か」はいわゆる近代経済学のマクロ分析における諸手法、とくに計量経済学的諸手法の批判的活用をおこなう際の数量的研究方法の適用上の問題点を考察している。是永氏はその中で「経済理論によって主導される数量的研究においては、数学主導型の計量モデル分析のように経済過程の歴史的变化を規定する諸条件をモデルにとっての外在的な要因、つまり与件として措定し、とくに将来の予測にさいし、この要因自体の変化は、単なる過去の変化のトレンドの延長によってのみ推計するといった安易な処理は許されなく、「与件とされている諸要因の変化自体が、経済理論の研究すべき問題なのである」と指摘し、安易な数量的研究方法を批判している。

平井規之氏の「利潤と賃金——『減量経営』下の賃上げ闘争——」はグリン=サトクリフ・テーゼと日本の賃上げ闘争との違い、日本の賃上げ闘争のイギリスのそれに較べての根本的弱さを指摘し、グリン=サト

クリフ・テーゼで描かれている労働組合の戦闘性による賃上げ圧力が収益性危機をもたらす段階に到ってないことを指摘している。

特集にくまれている諸論稿は、いずれも力作ばかりで読みごたえのあるものとなっており、とくに林論文は80年代の日本経済の展望をトータルに把握するうえで一つの試論を提起しており、転換期の現代日本を考えるうえで検討素材となろう。

同号には、その他に論文としては森岡孝二氏の「現状分析の諸前提にかんする覚え書」、飯盛信男氏の「わが国第三次産業の構造」、ガブリエル・コルコ(陸井三郎訳)「知性と統合——合衆国における資本主義的合理化の神話」、芝田進午氏の「現代社会主義論の再検討(上)」、そして最後にシンポジウム「国家独占資本主義と現代民主主義」がくまれている。

森岡論文は同誌34号に掲載された大島雄一氏の論文に対する検討、批判をおこなっている。森岡氏の大島論文に対する批判の論点は、「大島氏にあっては、経済学における歴史的なものと論理的なものとの相関にかんする理解が明確でなく、そのためには資本主義の歴史的=具体的特徴づけ(歴史的分析)と論理的=抽象的特徴づけ(論理的分析)とが一再ならず混濁されている」という点と「大島氏の私的所有についての理解」について大島氏が私的所有を土地所有を中心に考えている点の二つの問題をとりあげて批判している。

G. コルコ論文はアメリカにおけるラディカル・ペシミズム批判をおこなっている。コルコは、ラディカル・ペシミズムがそのペシミズムの根拠を保守派と同じく資本主義の内的合理性なるものに見いだしている点をきびしく批判している。

芝田氏の論稿は、まだ(上)だけなので全体の論旨は充分わからないが、今号だけみると、中国のベトナム侵略という事態に対してどのような事態が何故おこったかを唯物論的マルクス主義的に解明する必要があるとの見解のうえにたって、中国の大国覇権主義の社会的基礎として、今日の中国において自由で創造的で個性をもった労働者が階級として十分形成されていな

い点に、すなわち中国の労働者の発達水準の低さを問題にしている。

シンポジウム「国家独占資本主義と現代民主主義」は、現在の学界状況からみると少々“異色”な顔ぶれともいえる池上惇、加藤栄一、兵藤釗の三氏による現代の国家独占資本主義論理解をめぐって多くの論点が議論されている。池上惇氏は現代の国独資を理解するうえで官僚制の評価の重要性を指摘しているのに対し、兵藤釗・加藤栄一の両氏は国独資の中での労働者統合、「同権化」の重要性を強調している。この「同権化」の評価をめぐって、池上氏は本質的には形式的参加と内実的分断と理解するのに対し、加藤氏は単なる形式ではなく、実質的にも「同権化」は、資本主義経済、あるいは支配体制に一定の大きなインパクトを与える点を強調している。

また、加藤・池上両氏は最近、議論になっている「組織資本主義論」とかかわって、加藤氏がヒルファーディングの「組織された資本主義」の議論をもっと評価していいのではないかという問題提起に対し、池上氏はヒルファーディングとウェップ・レーニンの系譜の経済民主主義の議論は明確に区別されるべきであると指摘し、ヒルファーディングの経済民主主義の最大の弱点は官僚機構論の欠落にあり、そのことが実際に経済民主主義を実現するうえでネックになると指摘している。その他にも多くの論点が提出されているが、三者とも微妙な点では根本的には一致していないが、いずれにせよこういう企画は、われわれ若い研究者には大きな刺激となるので、これからもどんどん企画してほしいと思われる。

(江尻 彰)

(4)

『歴史学研究』(以下『歴研』) 79年3月号は「ラテンアメリカ近現代史の諸問題」と題する小特集でメキシコおよびペルーに関する4つの論稿を掲載している。経済史を扱った3つの論稿はいずれもA.G. フランクに代表される「従属理論」の視角からメキシコ・ペルーの資本主義化過程を分析したものである。原田

金一郎「メキシコにおけるアシエンダの形成」は植民地期における大土地所有制の起源を探るなかで、フランクの「市場経済=資本主義」説を批判している。青木芳夫「メキシコの従属的工業化とカルデナス」は、S. アミンの研究を手がかりに、20世紀メキシコ経済の対米従属過程をカルデナス改革(1934—40年)を中心として分析している。辻豊治「ペルーにおける従属的発展の過程」は、F.H. カルドーザの「従属と発展」理論に依拠しつつ、グアノ肥料はじめ原蓄期からトルヒージョの糖業の発展にみられるモノカルチュア的従属過程、その帰結としてのアプラ(APRA=アメリカ革命人民同盟)の成立までのペルー経済史を描いている。

この他『歴研』では吉田光義「インドのハイダラバード土地制度史論」(79年5月号)が20世紀インドの土地所有を扱っており、篠崎三男「古典期アッティカの公有地に関する若干の問題」(79年6月号)が古代ギリシアの土地所有を扱っている。また『歴史評論』(以下『歴評』) 79年4月号には、ハンガリーの研究者G. コモローツィの「古代メソポタミアにおける土地所有といわゆるアジア的生産様式論」と題する学会報告の翻訳(近藤治訳、吉田晶解説)が掲載されているが、筆者は「アジア的生産様式」概念自体に積極的な意味を認めていないようである。

『歴史評論』79年6月号は「技術の社会史」特集を組んでおり、古島敏雄を囲む座談会(「『土地に刻まれた歴史』をめぐって」)といずれも日本を対象とする5つの論稿から成っている。原田勝正「鉄道技術の自立過程における専門官僚」および長野謹「石炭産業の生成と地域社会」はいずれも戦前期に関するものである。後藤光蔵「戦後農業技術の展開と農業構造の変化」および北田寛二「戦後日本資本主義と技術革新」が戦後の農工業技術の発展過程を扱っているが、前者は日本資本主義全体とのかかわりでの結論を欠いている。後者は石炭→石油というエネルギー転換を軸にした基幹産業部門の「技術革新」をとりあげ、それが「労働者階級内部におよぼした変化・影響」こそが今

日の労働組合運動の右翼的潮流の基盤だとする結論を導き出している。

『歴評』では79年4月号（「幕末維新の民衆と政治」），つづいて7月号（「幕末変革期と民衆」）と日本の民衆史に関する特集を組んでいるが，4月号が「特集」としては羊頭狗肉に終っているのにたいして，7月号に掲載された中島明，川合賢二，神田秀雄の論稿はいずれも史料的裏付けをもって，近世後期の民衆の動向をうきはりにしている。また両号とも今年100周年を迎えた「竹橋事件」に関する論稿を掲載している。同誌の編集団体である歴史科学協議会の大会報告（79年8月）でも前近代社会の「民衆」に焦点があげられていていることはヨーロッパ中世史研究の最近の「流行」にかんがみて興味あるところである。これに関連して『歴研』79年6月号の佐藤清隆「エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの浮浪者」を取りあげておこう。同論稿はイギリスにおける最近の「浮浪者」研究の動向を紹介しているが，対象の「実態把握」という以上の方法的視角をうち出していな。氏のいう「社会史的視角」なるものが「社会の階級構成からはみ出している人々」に「研究の暖かい眼を差し向ける」ことにはかならないのだとすれば，最近の「社会史」研究は歴史の総体的法則的把握と齟齬せざるをえなくなるのではないかという疑問を抱かざるをえない。この点79年1月号以降，『歴評』に連載されている浜林正夫「イギリス史の底辺」ににじみ出ている問題意識と対比せよ。

この間の『歴研』，『歴評』両誌とも，方法論にかかる重厚な論議を欠いている。『歴評』5月号は「歴史学の方法」と銘うった特集号であるが，おそらく学生むけの編集であろうか，なかみは「歴史教育」特集である。ただ遠山茂樹「『資本論』の方法と歴史学」が「歴史学の立場からの読み方」の一端を吐露しており興味深い。

政治史関係では塩川伸明「最近のスターリン体制研究」（『歴研』79年4月），桂圭男「コミューン前夜のパリ・インターナショナル組織の動向」（同上7月号）が注意をひく。前者はソビエトにおける1920—30年代経済史研究を前半で紹介し，後半では最近わが国でも注目されつつある「ユーロコミュニズム系」の研究をも含めて，30年代の「本来のスターリン体制」研究は未だ実証的研究の緒についたばかりという評価を加えている。後者は，J. ルージュリの実証研究によりつつ，1870年末から71年初頭にかけてのパリのインター組織の複雑な動きを紹介しつつ，マルクスにつながるロンドン総評議会系よりもブランキスト系インター派の活発な動きを高く評価，従来の「正統的マルクス主義者」の伝統的評価に再考を求めている。また木谷勤「『ドイツ第二帝政史研究』の諸問題」（同上7月号）は書評に答える形で，国家史研究のいくつかの基本論点に言及しており，ヴェラーの「社会史」の評価をめぐる大野英二との論争も興味深い。

（坂本 悠一）

5年目を迎える夜間通信研究科

昨年10月に第4期の研究生を迎えた夜間通信研究科では、3月17・18の両日、恒例の春季合宿研究交流集会をもちました。京都駅前タワーを南から望見できる国道一号線ぞいの京都府青年会館でおこなわれたこの合宿には、研究生・所員など80名が参集しました——この半年間の学習・研究の蓄積をもちより、働きつつ学ぶ経験、その労苦と歓びを交流し、ともに励ましあうために。

第一日目の全体集会では、重森暁理事長による基調報告「戦後日本資本主義の危機と経済学」がおこなわれました。氏は、基礎研による日本経済研究のこれまでの成果の総括を試み、『日本の経済危機』(1976年)を素材にしながら、その到達点を明らかにしました。そしていっそうの解明を要する問題として(1)70年代「大不況」と一般的危機論との関係(2)戦後日本資本主義の構造的特質と危機との関係(3)日本経済の民主的再建とその主体をどこにみいだすか、という論点を指摘し、壮大な問題提起をおこないました。ついで山崎隆三さん(大阪市大教授)による「日本資本主義論の課題と方法」と題する記念講演がおこなわれ、参加者の学習意欲を大いに刺激しました(その詳細は、本号掲載の山崎論文を参照)。夕食会は予想どおり、学科・支部・地域単位の余興・だしものの競演となり、各人の全面的発達の現状を露呈してくれました。そしてひきつづき夜から2日目午前にかけては、学科別にわかつた分科会——地域の壁でふだん分断されているゼミナール間の横のきずなを、ここぞとばかりに固めあいました。

2日目午後の全体総括集会では、3人の研究生の研究・経験報告がありました。トップバッターは、大阪の中小企業勤務の小野さん——「独占資本による中小企業支配の実態」と題して、自己の経験の理論化を試みる報告でした。ついで京都の労組書記、長谷川さんが、「ユーロ・コミュニズム——グラムシの思想を中心に」と題して、イタリアの歴史的現実にまで掘り下げる報告をし、それぞれ有益なコメントをうけました。最後に先輩として、上田秋助さんが「修了論文作成の苦労話」と題して、昨年の経験を話され(その内容は本号掲載)、修了論文作成の決意を固めあいつつ、合宿の幕を閉じました。なお昨年の2期生の修了論文集は、『労働と研究』第2号として、公刊されています(本号78ページ参照)。

その後7月27日から2泊3日の日程で、昨年について第2回目の研究大会が、神戸の地で成功裡にもたれ、井村喜代子さんの記念講演など、多彩な交流がおこなわれました(その詳細な報告は、次号に掲載の予定)。こうして10月には、研究科は第5期の研究生を迎えようとしています。研究科発足以来の5年間の活動を基礎研運動の質的飛躍にどう結びつけるのか。とくに働きつつ学ぶ経験をどう全国に普及し、この運動を全国の力で支えるのか、研究科を修了した勤労者所員の研究力量のいっそうの発達をどう保障し、研究体制の改善・強化に結びつけるか、など新たな課題が山積しています。皆様方のご助言・ご支援を期待します。(1979.9.2)

(A. F.)

* 本誌上で執筆者個人の責任において述べられた内容は、本研究所としての見解・意見を意味するものではありません。(編集局)

—夜間通信研究科1977年度修了論文集—

労働と研究

第1号 (1978. 3月刊)

¥ 1,000 領価実費送料込み

ヒルファーディングと経済民主主義	小淵 港
—ドイツ社会民主党キール大会における演説を中心にして—	
(コメント) 森岡孝二・中村雅秀・林堅太郎	陶山計介
エルマンスキーの科学的労働組織論の批判的検討	
—技術と労働の視角からの「企業管理における効率性と民主主義」についての一考察—	
(コメント) 林堅太郎・吉田文和・戸名直樹	
租税本質論序説	小森治夫
—社会の共同財産の転化過程をめぐって—	
(コメント) 島恭彦・中谷武雄・池上惇	樺真輔
統計労働と住民自治	
—公務労働としての統計労働論—	
(コメント) 野沢正徳・池上惇・柳ヶ瀬孝三	武元勲
公的扶助労働論	
—仲田論文「生活保護ケースワーカーのシラケの考察」の批判的検討—	
(コメント) 池上惇・柳ヶ瀬孝三・重森暁二	
住民の貧困と保育の社会化	今井幸夫
(コメント) 池上惇・二宮厚美・成瀬龍三	
消費者信用と現代的貧困	山西万三生
(コメント) 谷田庄三・成瀬龍夫・小野秀一	
現代の賃金と国家	横山一
—いわゆる「間接賃金」をめぐって—	
(コメント) 二宮厚美・伍賀一道・湯浅良雄	
国際情勢の把握と発達した資本主義諸国の共産党	中橋幸二郎
(コメント) 豊下橋彦・坂井昭夫・本多晴三	
労働の社会化についてのノート	長瀬邦彦
(コメント) 尾崎芳治・森岡孝二・梅垣正	
農民層分解論と農民階層規定に関する一考察	樺原胤澄
(コメント) 森岡孝二・本多三郎・林弥富雄	
アメリカ金融資本成立期の農民運動	阿知羅隆
—<紹介>John D Hicks, The Populist Revolt: A History of the Farmers' Alliance and the People's Party—	
(コメント) 松永健二・佐々木雅幸・藤岡惇	

—夜間通信研究科1978年度修了論文集—

労働と研究

第2号 (1979. 5月刊)

¥ 1,000 領価実費送料込み

現代技術者論の基礎視角	青水司
—芝田進午氏の所説の批判的検討を中心に—	
(コメント) 林堅太郎・戸名直樹・大谷良一	
高知市における保育労働者の地域共闘	上田秋助
—早出・居残り問題を発端として人員増がいかに実現されたか—	
(コメント) 松永健二・柳ヶ瀬孝三・今井幸二	
マルクスにおける国家・コミュニケーションの統一的認識	田中秀幸
—民主的自治体論への方法的接近—	
(コメント) 芦田亘・池上惇・高原一	
税務労働論	山田正隆
(コメント) 横田茂・鶴田広巳・小森明夫	
企業内福祉から社会保障へ	大城朗
—転換期の労働運動の課題—	
(コメント) 成瀬龍夫・浪江巖・小野秀彦	
国家と革命—レーニン理論の発展と変遷	小寺俊彦
—初期コミニテルンにおける統一戦線論の生成まで—	
(コメント) 阿知羅隆雄・中橋幸二郎・小淵港喜郎	
イランの白色革命と土地問題	松尾光三
(コメント) 林弥富・藤岡惇・本多弘	
三位一体的定式と直接的生産過程	西村信弘
—いわゆる「通常の観念」の形成をめぐって—	
(コメント) 後藤康夫・尾崎芳治・梅垣邦胤	
ロバート・オウエンの空想的社会主义	的場信樹
—ロバート・オウエンの分業編を中心には—	
(コメント) 池上惇・細迫朝夫・北村裕明	

郵送御希望の方は、郵便振替（振替京都1972）を御利用下さい。

編集後記

○…コスト圧縮のための印刷所変更にともない、前号の発行が大変遅れてしまいました。今号以降は季刊の原則を守り、働きつつ学ぶ運動の発する経済科学革新の熱い息吹きを、休止させないように頑張るつもりです。

○…この9月30日のわが研究所の年次総会をへて、10月21日には夜間通信研究科に10数名にのぼる新しい仲間たち（第5期研究生）を迎えることができました。他方、この間研究科の所定の課程を終え、修了論文を作成した新しい型の労働者研究者は、30名に達しました。本号でもすでに、労働と研究の結合の成果の一端が示されていますし、この動きは今後、全面開花していくものと思われます。

○…本号では、現代の階級理論にかんするシンポジウムを続載するとともに、わが研究所の集団的労作として刊行中の『講座現代経済学』の書評活動にも力点をおきました。これを機会にこの『講座』にたいする科学的評価をめぐる討論が展開されることを期待します。

○…次号では、今夏の第2回研究大会の成果を収録するとともに、階級理論を日本経済の現状との関わりで、具体的に論じる特集をくむ予定です。

○…前号以降本誌の印刷費を極限まで圧縮する一方、財政赤字問題を解消すべく本号発行を機会に、本誌の飛躍的普及運動（300部目標）を展開します。働きつつ学ぶ権利をわが国の風土に定着させるためにも、こ

の運動はどうしても成功させなければなりません。新読者をぜひご紹介下さい。と同時に誌代の1年分前納制原則の実行をお願いします。

前号の誤植訂正

本誌第25号には、下記のような大量の誤植がありました。2度とかかる醜態をくりかえさぬ決意をこめて、ここに訂正するとともにおわび申しあげます。

（編集局）

個 所 誤 正

P. 8左38行	エリートと社会的	エリートの社会的
P. 9左4行	昇化させ	昇華させ
P. 9右16行	好対象	好対照
P. 12右3行	社会的階級論	社会学的階級論
P. 13右39行	第一次的	第一義的
P. 15右28行	A. Giddes	A. Giddens
	右32行 マルクハーゼや 一バーマス	マルクーゼや ハーバーマス
	右35行 階級の流れ	階級論の流れ
P. 17左15行～22行		(全面削除)
P. 20左19行	資本的私的所有	資本家の私的所有
P. 21左37行	あった ²⁹⁾ 。	あった ²⁰⁾ 。
P. 25右10行	のみである ¹⁷⁾ 」	のみである ⁶⁾ 」
P. 60右29行	地方上部構造説	他方上部構造説
P. 65左41行	歴史的=具本的	歴史的=具体的
P. 77左25行	ヴーバー学者	ヴェーバー学者

経済科学通信

（季刊）第26号

1979年11月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所

（〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル）

TEL (075) 255-2450

振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集委員

池上 慎 江尻 彰
木原 正雄 小淵 港
佐々木秀太 島 恭彦
田井 修司 中谷 武雄
林 弥富 藤岡 悅
森岡 孝二 柳ヶ瀬孝三

印刷所

中央印刷工房株式会社

大阪市北区西天満4丁目10番16号 TEL 06(365)0492

価格 1部 650円 (実費)

定期購読費 (年間4冊分) 2,500円 (郵送料300円)

青木書店 × 新刊案内

小野一郎著

46判￥2200

現代社会主義經濟論

「理論と現状」深刻な矛盾の噴出をともないつ新しい前進の展望を摸索する現代社会主義の理論と現実はどうな問題にあるか。現代社会主義經濟の基本問題を原理的に考察し、具体的展開をソ連の現状をとおして実証的に解説する。

大野節夫著

46判￥1800

生産様式と所有の理論

「資本論」にひそむ史的唯物論、「一般的結論」が生産様式と生産関係との対応を機軸にすることを抉り出し、この生産様式の把握を土台にして、所有論、「資本家的蓄積の歴史的傾向」論、人類史認識を体系的に展開する。

小谷義次著

46判￥1200

財政学概論 上巻

財政学の基礎概念と基礎理論を体系的に論述するとともに、現代財政を理解するうえに必要な諸問題を平明に解説した財政学教科書！上巻では、財政理論の歴史的展開、国民所得と財政、経費論を扱う。

経済理論学会編

A5判￥1700

現代資本主義と労働者階級

「労働の社会化」と労働者階級—富沢賢治 戰後日本資本主義の展開と労働者の階級主体形成—下山房雄 「相沢与一・高木督夫・岩見昭三・下平尾勲・五味健吉・石井啓雄・儀我社一郎・長砂寅・高倉泰夫・西野勉」執筆 学会年表第16集

中野徹二著

46判￥2000

マルクス主義の現代的探求

美学、史的唯物論、政治理論などにおけるマルクス主義の基本命題や基礎概念を根底から問い直し、とりわけその通説的理解を鋭く批判しながら、マルクス主義の理論的再構成と人間的再生をめざした注目の論争的問題作！

日本の統一戦線運動

—その歴史的経験 統一戦線の実現が展望された一九三〇年代と敗戦直後の時期に焦点を合わせ、それぞれの時期の課題と、政党・労働組合など諸勢力の政策や思潮を追究し、運動がどう展開され挫折したかを、具体的に叙述する注目作！

全5巻

- 第1巻 学問と人生
- 第2巻 時代と思想
- 第3巻 人間と理性
- 第4巻 ヒューマニズムの精神
- 第5巻 歴史と証言

46判上製／各￥1500
既刊＝①～③
近刊＝④＝10月下旬刊
各巻の詳細は内容見本参照